

# 中央教育審議会と大学改革

高等教育研究叢書

55 1999年3月

史和子  
貴博雅  
田藤坂  
羽加保



広島大学

大学教育研究センター

# 中央教育審議会と大学改革

羽田貴史・加藤博和・保坂雅子

The Central Council for Education and Reform of Higher Education after W.W. II

広島大学 大学教育研究センター



## 目 次

はじめに	1
I. 中央教育審議会の資料状況について	2
1. 『森戸文書』の状況および形態	2
2. 『森戸文書』の意義	4
3. 『石川二郎文書』と中央教育審議会	6
4. 課題	6
II. 中央教育審議会と大学改革	8
1. 教育刷新審議会の建議と中央教育審議会	8
2. 中央教育審議会の発足まで	10
3. 中央教育審議会第1期～第3期の意義	11
4. 第10特別委員会と科学技術教育の振興方策	13
III. 中央教育審議会第4期, 第5期の大学改革	31
1. 中央教育審議会「大学教育の改善について」の全体構造	31
2. 第15特別委員会の活動	39
3. 第16特別委員会の活動	48
4. 第17特別委員会および第18特別委員会の活動	56
IV. 資料編	59
1. 年表	59
2. 資料目録	72
3. 主要資料	95



## はじめに

現在の公教育制度は、占領下に推進された教育立法改革によって基本法制が整備され、1950年代に再検討・修正が加えられて現在に至っている。1950年代の再検討・修正は、1960年代に教育基本法立法過程研究をはじめとする戦後教育改革研究を生み出した。これらの成果を摂取しつつ、羽田は、1980年代に進展した占領文書の公開などをふまえた研究の結果、戦後教育改革を占領下の改革によって完結したと見るのではなく、より長期のスパンで捉えるべきこと、1950年以降を研究対象に拡張することを主張してきた（羽田1997, 1999a）。

ここで戦後教育研究を俯瞰すれば、戦後教育史に関するはじめての学術的著作は、教育行政学者宗像誠也・五十嵐頭・持田栄一（1953）であろう。また、教育史研究者も1960年代には、戦後教育史の記述を開始するようになった（海後宗臣1960, 土屋忠雄他1962）。そして戦後25年を経た1969-1970年に、仲新（1969）および五十嵐頭・伊ヶ崎暁生（1970）が相次いで単著を刊行するに至った。

しかし、それからさらに4半世紀、戦後50年を経ながら、依然として戦後教育史研究は、1950年以前に集中しており、1960-70年代はほとんど未開拓の分野である。教育史学の研究動向を概観し、被占領後期の研究の薄さを指摘する古野博明（1997）の発言は、もって傾聴すべきである。

ところで、教育史に限らず歴史研究の発展は、史料の発掘・収集・目録・利用体制の発展に規定されている。戦後教育史研究が、課題を残すとはいえ教育史の一領域に至るまで蓄積が進んできた大きな理由には、国立公文書館など各種文書館による官庁文書の公開、国立国会図書館憲政資料室による占領文書の収集・公開、国立教育研究所による教育政策担当者の所蔵資料収集などがあげられよう。従って、1950年以降を対象とする教育史研究の推進は、まず史料収集による共通ツールの同定作業を大きな柱とすべきであり、教育刷新委員会・教育刷新審議会審議録が公刊・完結された現在、中央教育審議会資料は、まず第1に収集されるべき史料群である。しかし、残念なことに、文部省に所蔵されている中央教育審議会関係資料は、現在のところ公開の予定がなく、基幹史料として利用することができない。

このような状況において重要なのは、国立教育研究所によって収集された『石川二郎文書』における初期中央教育審議会資料と森戸辰男氏所蔵資料（『森戸文書』）中の中央教育審議会資料である。広島大学初代学長森戸辰男は、衆議院議員・教育刷新委員会委員・文部大臣を歴任し、占領下改革にかかわった後、社会教育審議会・大学設置審議会・中央教育審議会などの委員として1950年以降のいわゆる「逆コース」の時期の改革にも加わり、いわゆる46答申時の会長でもあり、いわば、戦後30年一貫して教育改革に関与して

いた希有な人物である（資料1 森戸辰男略年譜，なお，小池 1999，羽田 1999b 参照）。

この間，森戸が関与していた官庁・審議会などの膨大な資料及び個人蔵書は，さまざまな経緯を経て複数の大学・機関に寄贈され，分散しているが，その中に，相当な量の中央教育審議会関係資料が含まれている。文部省の資料公開が，まだこの時期の中央教育審議会に及んでいない状況では，分散している資料の状況を把握し，目録の作成を通じて再構成を図ることは，戦後教育史研究の前提を形成するとともに，教育史料研究それ自体にとって，きわめて重要な課題である。広島大学では，森戸辰男文書研究会が 1996 年から発足し（代表：小池聖一，布川弘，森邊成一，勝部真人，土屋由香，羽田貴史），資料収集と整理・目録作成作業を継続してきた。

また，これらの資料をもとに，羽田及び加藤博和（広島大学大学院社会科学研究科国際社会論専攻比較高等教育研究博士課程前期 2 年），保坂雅子（同 1 年）は，史料の検討を行ってきた。本稿は，特に大学教育に関する第 10，第 15，第 16 特別委員会の資料を紹介し，戦後教育研究の課題を提起することを目的としている。なお，研究全体は，文部省科学研究費補助金基盤研究（C）1997～1998 年の交付を受けて可能になった。

## I. 中央教育審議会の資料状況について

### 1. 『森戸文書』の状況および形態

『森戸文書』は、書籍・文書を含めて現在8機関に分散している。その全体構造については、横浜市史編集室所蔵資料にもとづく田崎（1998）の紹介がある。しかし、広島大学内が一括され、広島大学旧25年史編集室、大学教育研究センターに分散している資料が欠け、森戸富仁子夫人など遺族所蔵の資料（1998年8月広島大学50年史編集室に寄託）が欠けているなど、完全なものではない。また、すでに国立教育研究所の手によって、広島大学25年史編集室所蔵の『森戸文書』のマイクロ化と「森戸辰男関係文書目録稿」（渡部宗助『講和独立後のわが国教育改革に関する調査研究』国立教育研究所、1992年3月）の刊行が行われているが、中央教育審議会資料は含まれていない。現状では、森戸の所蔵していた中央教育審議会資料は、①広島大学附属図書館 ②広島大学大学教育研究センター ③横浜市史資料室の3カ所に分散しており、『森戸文書』中の中央教育審議会資料の全体は、これらの資料全体を通観する目録が完成されてはじめて可能になる。

また、『森戸文書』中の中央教育審議会資料は、初期のものを欠いており、『石川二郎文書』（国立教育研究所、「石川二郎旧蔵資料目録稿」渡部宗助前掲書所収）中の資料によってかなり補うことができる。これらの資料を概括すると、総会については、「会議次第」「議事概要」「配付資料」によって審議の概略をうかがうことができる。特別委員会については、時期によって資料の形態は異なるが、「配付資料」の外に、「主な意見」によって審議の動向はある程度把握できる。双方の資料を含めてもまだ欠落は多いが、ある程度研究の展望が見えてきたとあって良い。教育刷新委員会に比べて、配付資料は飛躍的に増加しており、官僚機構の復活のもとでの教育改革という性格を見ることができる。森戸の書籍を含む全体構造については、小池（1999）による整理があるが、筆者の整理も掲げておく（資料2 森戸辰男関係文書全体構造）。

次に、教育および中央教育審議会関係資料の概況を紹介する。資料は、広島大学 大学教育研究センター所蔵のもの、広島大学25年史編集室所蔵のものは、整理が行われているが、横浜市史編集室・広島大学附属図書館のものは、森戸の手によって封筒に整理され、赤鉛筆で題名が記入されている形態で保存されていた。

しかし、整理は、各総会・特別委員会の会議ごとにその時点で整理したのではなく、後になって関連する資料をひとまとめにしたものもあるため、時系列を混乱させているケースも多い。原文書の一体性を森戸自身が崩していたのである。また、横浜市史編集室所蔵資料も、風雨にさらされたことで、破損が進んでいた。

したがって、整理作業および目録作成は、中央教育審議会の審議過程の再生を意識しつ



つ、場合によっては、封筒内の資料の入れ替えを一部行いながら、行った。すなわち、封筒内の資料をまず取り出し、相互の関連を推定しながら時系列に沿って並べ替え、明白に他の封筒の資料と関連性が高い場合には、他の封筒に移した。以上の手順を経て資料は、1点につき、「整理番号」「件名」「年月日」「起案者」「発信者」「受信者」「形態」の情報を加え、広島大学および横浜市史編集室資料についてワープロ入力による荒目録を作成した。

次に、荒目録作成後、可能な限り各総会・特別委員会に配列し直し、再構成を試みた。なお、荒整理の番号は、封筒内の順序構造をそのまま記述したので、森戸による整理も再生できるようにはなっている。

## 2. 『森戸文書』の意義

このような手順で現在までの時点で明らかになっている『森戸文書』の教育政策関係資料は、文部大臣時代、教育刷新委員会をのぞき、主に1953年以後の教育政策及び中央教育審議会資料が中心であり（広島大学関係は除く）、およそ2,400点にのぼる。

### I 中央教育審議会関係

1. 運営
2. 総会
3. 特別委員会
4. 中央教育審議会 主題別
  - (1) 科学技術教育関係 (2) 後期中等教育関係 (3) 大学改革関係
5. 答申関係
6. 公聴会
7. 中央教育審議会への意見・要望
8. 中央教育審議会その他

### II 教育政策

1. 主題別
  - (1) 商船学校関係 (2) 在日朝鮮人関係 (3) 学生運動関係 (4) 教員関係 (5) 教員養成
2. 国際機関 (1) OECD
3. 官庁等
  - (1) 日本学術会議 (2) 文部省 (3) 臨時法制調査会 (4) 教育課程審議会
  - (5) 教育職員養成審議会 (6) 学術審議会 (7) 学徒厚生審議会 (8) 社会教育審議会

- (9) 地方自治体
- 4. 大学団体
  - (1) 大学基準協会 (2) 国立大学協会関係 (3) 国立高等専門学校協会
  - (4) 日本私立大学協会 (5) 大学
- 5. 学会等
  - (1) 日本教育学会 (2) 一般教育研究会等 (3) 民主教育協会 (4) 教育問題調査会
  - (5) 能力開発研究所 (6) 日本教育経営協会 (7) 経済団体
- Ⅲ. 森戸個人
- Ⅳ. その他

このうち、最大のものは、中央教育審議会関係であり、総会、特別委員会などおよそ 1,840 点である。第 1 回～第 107 回総会（1955 ～ 1966、第 108 回以降は欠落）、第 15 特別委員会（大学の目的・性格に関するもの）、第 16 特別委員会（大学の設置、組織編成、管理運営および入学試験に関するもの）、第 17 特別委員会（学生の厚生補導に関するもの）、第 18 特別委員会（大学の財政に関するもの）、第 19 特別委員会（期待される人間像に関するもの）、第 20 特別委員会（後期中等教育のあり方に関するもの）、第 22 特別委員会（学校制度の変遷と人間の発達段階および個人の能力・適性に応ずる効果的な教育に関するもの）、第 24 特別委員会（当面する大学教育の課題に対応するための方策に関するもの）、第 25 特別委員会（初等・中等教育の改革に関する基本構想に関するもの）、第 26 特別委員会（高等教育の改革に関する基本構想に関するもの）、第 27 特別委員会（基本構想の実現を推進するための実施方策および学校教育の改革と拡充整備に必要な資源の見積もりに関するもの）、第 28 特別委員会（今後の社会における学校教育の役割に関するもの）などを中心としている。特に、「期待される人間像」「後期中等教育改革」「高等教育改革」に関する政策形成過程を明らかにしうる材料である。

官庁文書ではなく、個人文書としての『森戸文書』の特徴は、資料の多くに森戸による多数の書き込みがあり、また、森戸の「メモ」も多数あることである。さらに、中央教育審議会に対する要望、請願・意見書の外に、委員である森戸に対する批判・応援の書簡が 156 点ある。これらは、所管官庁である文部省資料にもおそらくないものであり、政策形成過程を検討する上でユニークな資料である。その全体は、（資料 3 森戸文書中中央教育審議会関係資料）を参照されたい。

このほか、国立大学協会が一般教育特別委員会を設け（森戸委員長）、1959 年 11 月から 1962 年にかけて一般教育問題に取り組み、「大学における一般教育」（1963 年 3 月）としてまとめた報告の原案、起草文書などがおよそ 80 点あり、森戸の手による多数の修正加筆があり、中央教育審議会第 15 特別委員会の審議との関係を検討する素材である。

### 3. 『石川二郎文書』と中央教育審議会

『石川二郎文書』に含まれている中央教育審議会資料は、第1回～第80回総会（1953～1959）、第2特別委員会（教員給与の問題）、第3特別委員会（教育の政治的中立性に関するもの）、第4特別委員会（教員大学入学者選考およびこれに関するもの）、第5特別委員会（私立学校教育の振興に関するもの）、第6特別委員会（教科書制度の改善に関するもの）、第7特別委員会（短期大学制度の改善に関するもの）、第8特別委員会（教育・学術・文化に関する国際交流の促進に関するもの）、第9特別委員会（公立小・中学校の総合方策に関するもの）、第10特別委員会（科学技術教育の振興方策に関するもの）、第11特別委員会（教員養成制度の改善に関するもの）、第12特別委員会（勤労青少年教育の振興方策に関するもの）、第13特別委員会（育英奨学および援護に関する事業の振興方策に関するもの）、第14特別委員会（特殊教育の充実振興に関するもの）など初期のものが多い。『森戸文書』と相まって、発足時から46答申に至る中央教育審議会の活動概要を把握できる。

### 4. 課題

『森戸文書』、『石川文書』のみによって中央教育審議会の活動がすべて検討できるわけではない。最大の問題は、議事録が欠落していることである。文部省によってすでにマイクロ化がされ、目録も作成されているので、一日も早い公開が待たれる。

また、中央教育審議会資料のみで1950年以降の戦後教育史研究を進めることもできない。政策史研究に限っても、教育課程審議会、教育職員養成審議会、経済審議会など教育政策に関する各種審議会資料の系統的・体系的な収集が必要である。政策形成過程の研究にとどまらず、学校や企業、家族の教育を把握する史料収集も大きな課題であろう。戦後改革期にイニシアチブを発揮した世代はもとより、50年代の教育政策にかかわった世代すらすでに高齢を迎えているのである。現代教育史研究を積極的に推進するために必要なのは、より体系的・総合的な資料収集・発掘を通じて学界の共有財産とする営みである。

#### 参考文献

五十嵐頭・伊ヶ崎暁生 1970, 『戦後教育の歴史』青木書店.

大藤修・安藤正人 1986, 『史料保存と文書館学』吉川弘文館.

海後宗臣 1960, 「教育」(矢内原忠雄編『戦後日本小史』下巻, 東京大学出版会).

- 小池聖一 1997, 「森戸辰男関係文書（「閣議配付資料」）の文書学的一考察」（森戸辰男文書研究会報告）
- 小池聖一 1999, 「森戸辰男, 人と思想」『広島大学史紀要』第1号, 広島大学50年史編集室.
- 古野博明 1995, 「憲法第26条の成立基盤と教育基本法体制の意義」『教育改革と教育行政』（鈴木英一編, 学陽書房）.
- 古野博明 1997, 「研究動向／日本教育史／現代」『教育史学会40周年記念誌』教育史学会.
- 高橋彦博 1994, 「「森戸事件」前後－社会運動史における知的脈絡－」『社会労働研究』40-3・4.
- 高橋彦博 1994, 「帝国体制下の社会科学研究所－森戸辰男と大原社研－」『社会労働研究』41-3.
- 高橋彦博 1997, 『日本国憲法体制の形成』青木書店.
- 田崎公司 1998, 「横浜市史編集室蔵「森戸辰男」資料の現状」『大原社会問題研究所雑誌』No.475.
- 土屋忠雄 1962, 『岩波講座 現代教育学5 日本近代教育史』岩波書店.
- 仲 新 1969, 『教育学叢書第1巻 日本現代教育史』第一法規.
- 羽田貴史 1997, 「戦後教育史像の再構成」『教育学年報6 教育史像の再構築』世織書房.
- 羽田貴史 1999a, 『戦後大学改革』玉川大学出版部
- 羽田貴史 1999b, 「戦後日本の教育改革と森戸辰男」『広島大学史紀要』第1号, 広島大学50年史編集室.
- 宗像誠也・五十嵐頭・持田栄一 1953, 「占領下の教育改革」『日本資本主義講座』第2巻, 岩波書店.

## Ⅱ．中央教育審議会と大学改革

### 1．教育刷新審議会の建議と中央教育審議会

中央教育審議会と一くりにするが、戦後史の段階に対応して、内実は複雑である。発足の契機は、教育刷新審議会にあった。教育刷新審議会は、第 35 回総会（議事録欠本のため、日時は確定できないが、毎金曜開催なので、12 月 1 日ないしは 15 日か、『教育刷新委員会教育刷新審議会会議録』第 13 巻）で、昭和 22 年 12 月 26 日に決議した「大学の地方移譲自治尊重並びに中央教育行政の民主化に関する決議」の再検討が議題となったことに端を発する。すでにこの時点では、地方教育委員会制度は法制化され、選挙も行われていたが、中央教育行政改革は、進展していなかった。中央教育委員会が成立した暁には、教育刷新審議会の機能もそこに引き継ぐ予定であったから、ほぼ終局に近づきつつあった教育刷新審議会としては、この際検討し、「本審議会の結末をつけたい」（山崎匡輔委員長代理、第 5 巻、p.374）と考えたのである。

昭和 25 年 12 月 22 日の第 36 回総会から、その議論が始まったが、文部省改組を含む中央教育行政機構の推進よりも、文部省の存立を前提に、「やはり慎重に審議して立案して行く諮問機関、刷新審議会のやって来た或る面のやり方の機関のあることが妥当ではないかと思うのです」（沢田節蔵委員、前掲書 p.376）とする諮問機関設置の意見が強かった。また、渡部鉄蔵委員や新学制発足時の学校教育局長であった日高第四郎からは、単なる諮問機関ではなく、文部行政を理論的に支えたりコントロールするスタッフも必要ではないかとの意見も出たが、山崎は、「刷新委員会がなくなるならば、それに代るべきものを、文部省内に諮問機関として、そうして教育の根本方針の企画立案、その外の沢山の審議会の〔……〕母体扱いにした本審議会の代りをするようなものを是非置く必要がある」（前掲書 p.381）と、文部省関係の各種審議会の総括的意味を含めた審議会の設置を具体的に推進した。

第 38 回総会（昭和 26 年 1 月 26 日）は、南原の議長のもとで、ほぼその趣旨で議論をまとめ、第 39 回総会（2 月 9 日）でも議論し、第 40 回総会（2 月 23 日）では、第 20 特別委員会（中央教育審議会に関する事項）が発足したのである。委員は、南原繁、関口泰、沢田節蔵、矢野貫城、佐野利器、広川清隆、菊池龍道、山崎匡輔の 8 名であった（前掲書 p.450）。

第 20 特別委員会は、第 1 回（3 月 2 日）初会合を開いた後、その結果を第 41 回総会（3 月 9 日）に報告した。その案は、委員の選出は、推薦委員によって定員 15 名の倍数の候補者 30 名を推薦し、そのうちから文部大臣が任命する方式であり、候補者は、教育・学術・文化分野から 16 名、政治・社会・産業・経済分野から 14 名であり、その 2 分の 1 が

任命されることとされた。最大の争点は、中央教育審議会委員の推薦委員の選出母体であった。教育刷新審議会・大学設置審議会・日本学術会議・社会教育審議会など法定の審議会を母体とする第1案と、全国教育委員会連絡協議会・日本教職員組合・日本私学団体総連合会・国立大学協会・公立大学協会・社会教育連合会などの団体を選出母体とする第2案との対立であり、日教組が推薦母体となっていることへの反発であった。佐野利器や沢田など第1案への賛成が相次ぐので、広川委員が第2案を支持すると、「日教組は私の見るところでは政治的イデオロギーを持った団体なのです」（佐野，前掲書 p.463）と社会党との関係が指摘され、「少なくとも論点の標的になるような団体は、この際将来一年乃至二年間（入れない）」（沢田，前掲書 p.463）と発言があって、広川は色をなし、「そういう言い方なら議論しますよ。それなら全く日教組なるものは、怪しからん団体であるといわんばかりの言葉です」と発言する場面もあった。南原は、第1案を基礎に、任意団体を加え、日教組を団体とすることは肯定も否定もしないとしてなだめた。

第2回（3月16日）の特別委員会は、権限を議論し、文部大臣が中央教育審議会にあらかじめ意見を聞かなければならないとする第1案と、諮問機関であるが建議もなし得るとする第2案をもとに議論した。第1案の方が拘束性が強い。山崎の、「一案でも二案でも同じですよ。[……] こういう法律が出て縛るといようなことは、少し語弊があるけれども縛られはせんと思うのです」（第12巻，p.554）と意見もあった。結局、文部大臣が、学校教育に関する重要な事項などの基本方針を決定する場合には、「あらかじめ中央教育審議会にはかり、その意見を聞かなければならない」（「中央教育審議会について」五、権限）とし、第2項で「中央教育審議会は、前項の事項に関し必要と認める場合には、文部大臣に建議することができる」とした案を、第42回総会（3月23日）で可決した。

（なお決議の日にちは、第45回総会11月8日とされているが（第13巻，p.116）、同総会は議事録もなく、実際の決議は、第42回総会である。

ところで、第45回総会は、政令改正諮問委員会の教育制度改革案に対し、「伝えられる政令改正諮問委員会の教育改革案は、わが国の教育上、幾多の重要な問題を含んでおり、にわかに、賛意を表しがたい。政府は、今後さらに、中央に教育のための恒久的な審議機関を設け、教育刷新の基本精神を堅持して、慎重に審議すべきものと認める」との中央教育審議会設置に関する声明を決議したものであった。それは、教育改革の継続を中央教育審議会に託した教育刷新審議会の最後の声明ともなり、また、政令改正諮問に委員会への対抗という生み出した側の思いを示すものでもあった。

## 2. 中央教育審議会の発足まで

戦後教育改革が一応完了したとの前提にたち、その「教育改革の基礎の上に、民主的教育の完全な実施と、広く国民文化の向上をはかるため」に提案された中央教育審議会であったが、法制的整備は、昭和 27 年 6 月 6 日法律第 168 号、文部省設置法改正によって設置が定められ、同日政令第 176 号中央教育審議会令によって、委員の任期、会長・副会長、議事などが定められ、最初の総会が開かれたのは、決議から 1 年 2 ヶ月を経た昭和 28 年 1 月 21 日であった。中央教育審議会が、文部大臣の諮問に応じて重要施策について調査審議し、文部大臣に建議する審議会（文部省設置法第 26 条）であるとの性格は、教育刷新審議会決議の通りである。ただ、委員の選出方法については、審議会や団体の推薦による選挙人が委員候補者を選出する方法は採用されなかった。教育刷新審議会決議から発足までの間にあった大きな変化は、中央教育審議会を法制化した直後の文部省設置法大改正（昭和 27 年 7 月 31 日法律第 271 号）であった。この改正で、中央教育審議会に関する規定そのものは、ほとんど変わっていないが、文部省の性格は、指導・助言の範囲を広げ、企画・勧告権の拡大など中央集権化が図られた（寺崎昌男・平原春好「文部省の改編」『教育改革〔戦後日本の教育改革 第 1 巻〕』1975 年）。

発足に関する経緯の中で重要なのは、『石川文書』中の文部省による準備文書である。1953 年 1 月 21 日の第 1 回総会では、文部大臣が戦後教育全般の改善について包括的に諮問し、事務次官が説明を加えている（「中央教育審議会第一回総会における文部事務次官説明要旨」096.54/7/22）。次官が述べる「現在文教行政上問題となっております重要事項」は、まず「Ⅰ 大学」であり、「大学の管理運営」「大学の整備」「大学院」「学位」「医学及び歯学教育」「短期大学」が各項目となっている。次いで、「Ⅱ 教育課程および教科書」として、「道徳教育の高揚」「産業教育、科学教育、健康教育の振興」「国際理解の強調」「学力の向上」「検定」「採択」が、あがっている。また、「Ⅲ 教育職員」として、「養成」「身分」「配置」「研修」「免許法」「教育職員の福利厚生」が、さらに、「Ⅳ 義務教育費の負担」、「Ⅴ 教育施設」、「Ⅵ 学生、生徒、児童の福祉」、「Ⅶ 教育委員会制度」「Ⅷ 学術の振興と国際文化の交流」、「Ⅸ 私立学校の振興」、「Ⅹ 社会教育」、「ⅩⅠ その他」の各項目について説明があった。すなわち、戦後教育のほぼ全項目についての再検討であった。『石川文書』中、日付のある資料で、もっとも第 1 回総会に近いものは「中央教育審議会資料（問題点）」（096.54/7/18、昭和 28 年 1 月 10 日）であり、項目の順番は異なるが、ほぼ事務次官説明に対応している。

そこにいたるまで、省内では、戦後の教育改革について勉強会を行い（「戦後の教育改革とその再改革の動き（案）」文教問題研究会、096.54/7/13）、各課ごとに諮問事項を出した上で（「各局課提出諮問事項一覧」096.54/7/15）、これを企画課が整理し（「各局課提出

の項目に基づいて企画課が整理した〔諮問事項案〕(096.54/7/16)、上の事項に整理したものである。

文部省による準備を示す資料としては、『石川文書』中に、整理者によって「学校制度及び管理に関する文部省内検討資料」と題された8種類の文書がある。このうち、「学校制度及び管理に関する文部省内検討資料」(096.54/7/2(1))は、文部省の和文タイプ用紙にタイプで、「教育に関する問題点」と題し、「1 義務教育」、「2 高等学校」、「3 大学」、「4 特殊教育」、「5 私立学校」、「6 学術の振興」、「7 社会教育」を項目とし、それに多数の修正を加えている。この資料をベースに修正加筆を加えたものが、「学校制度及び管理に関する文部省内検討資料」(096.54/7/2(2))、「学校制度及び管理に関する文部省内検討資料」(096.54/7/2(3))である。

また、孔版で形式は上記資料に似ているが、「Ⅰ 高等学校以下の学校教育」、「Ⅱ 大学教育」、「Ⅲ 私立学校」、「Ⅳ 学術」、「Ⅴ 社会教育」とローマ数字で大区分がたてられている「学校制度及び管理に関する文部省内検討資料」(096.54/7/2(4))がある。これをベースにした4種類の資料がある(096.54/7/2(4)～096.54/7/2(8))。

### 3. 中央教育審議会第1期～第3期の意義

ところで、次官説明にも見られるように、文部省として戦後教育全体の再検討を意図しつつ、重視していたのは、大学改革ではなかったかと思われる。しかし、第1回の答申は、「義務教育に関する答申」(昭和28年7月25日、第11回総会)であり、以下、「社会科教育の改善に関する答申」(昭和28年8月8日、第12回総会)、「教員の政治的中立性維持に関する答申」(昭和29年1月18日、第21回総会)など8つの答申が行われている(表Ⅱ-1)。第1特別委員会の発足にもかかわらず、大学管理制度に関する答申は行われなかった。包括的諮問ではあったが、中央教育審議会は、すべての事項を審議したわけではなく、選択的に審議を行ったのである。その理由には、第3回総会において、政令改正諮問委員会答申を検討し、「義務教育に関する答申」が、冒頭、「6・3の制度は堅持する」と述べたように、戦後学制改革そのものへの懐疑と見直しが世情の問題となっており、それに対する姿勢を示すのを優先したと思われる。

昭和30年2月21日の第40回総会から、天野貞祐、小汀利得、河原春作、児玉九十、森戸辰男を留任して委員が交代した第2期中央教育審議会がスタートした。第2期には5つの答申が出されているが、第1期の諮問事項を引き続いて審議答申していることがわかる(表Ⅱ-2)。



表Ⅱ－１ 中央教育審議会第１期諮問及び答申一覧

(諮問)		
昭和28年1月21日(第1回総会) 戦後の教育全般について包括的諮問		
(答申)		
1.義務教育に関する答申	昭和28年7月25日	(11)
2.社会科教育の改善に関する答申	昭和28年8月8日	(12)
3.教員の政治的中立性維持に関する答申	昭和29年1月18日	(21) 第3特別委員会
4.医学及び歯学の教育に関する答申	昭和29年2月22日	(23)
5.義務教育学校教員給与に関する答申	昭和29年8月2日	(33) 第2特別委員会
6.大学入学者選考およびこれに関連する事項についての答申	昭和29年11月15日	(37) 第4特別委員会
7.へき地教育および特殊教育の振興に関する答申	昭和29年12月6日	(39)
8.かなの教え方について答申	昭和29年12月20日	(39)

続いて、第3期は、21人の委員中11人が残り、第1期の委員だった原安三郎、新たに遠藤五郎、奥井復太郎、兼重寛九郎、木下一雄、桑原幹根、沢登哲一、丹羽周夫、日向熙、細川隆元、山本杉の計11人が加わって審議会を構成した。第3期の諮問事項も、勤労青少年教育の振興や教員養成制度の改善など当初から問題とされていた事項を取り上げているが、やや異なるのが、科学技術教育の振興である。文部省が中央教育審議会発足時に検討していた事項には、特にない。戦後10年を経て経済復興が本格化し、経済計画において、イノベーションによる産業構造の転換と高度成長が目標になった段階で、新たに検討事項とされたのである。

その後、第4期(昭和34年5月25日第76回総会～昭和36年3月9日第87回総会)は、念願の大学教育を取り上げたが答申はなく、第5期(昭和36年4月24日第88回総会～昭和38年4月8日第93回総会)において、答申を行っている。

もっとも、第4期の終わりと第5期の開始は、『中央教育審議会要覧 第6版』ではわかりにくい。第4期の諮問事項だった「大学の目的・性格に関する中間答申案」が、第5期の委員によって行われているからである。第4期と第5期とは、大学教育を扱っている点でも区分しがたい。

そして中央教育審議会は、これ以降新しい段階での教育施策の検討に入る。すなわち、第6期、第7期(昭和38年6月24日第94回総会～昭和41年10月31日第107回総会)は、後期中等教育を審議・答申し、第8期には「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」を検討するのである。

このように見てくると、第3期の科学技術教育の振興および第4期の大学教育の改善は、

戦後教育改革を占領終了後の段階に対応して再改革する性格と、経済成長の本格化に対応した教育改革との二重的性格を持つことが、想定されるのである。

表Ⅱ－２ 中央教育審議会第２期諮問及び答申一覧

諮問事項	諮問日時（総会）	答申日時（総会）
9.私立学校教育の振興 （第5特別委員会）	昭和30年4月18日（41）	昭和30年9月12日（46）
10.教科書制度の改善 （第6特別委員会）	昭和30年10月3日（47）	昭和30年12月5日（51）
11.教育・学術・文化に関する国際交流の促進 （第8特別委員会）	昭和31年3月26日（52）	昭和31年7月9日（53）
12.公立小中学校の統合方策 （第9特別委員会）	昭和31年9月3日（54）	昭和31年11月5日（55）
13.短期大学制度の改善 （第7特別委員会）	昭和30年10月17日（49）	昭和31年12月10日（56）

表Ⅱ－３ 中央教育審議会第３期諮問及び答申一覧

諮問事項	諮問日時（総会）	答申日時（総会）
14.科学技術教育の振興 （第10特別委員会）	昭和32年4月27日（58）	昭和32年11月11日（66）
15.勤労青少年教育の振興 （第12特別委員会）	昭和32年9月30日（64）	昭和33年4月28日（70）
16.教員養成制度の改善 （第11特別委員会）	昭和32年6月10日（60）	昭和33年7月28日（72）
17.育英奨学及び援護に関する事業の振興 （第13特別委員会）	昭和33年7月28日（72）	昭和34年3月2日（75）

#### 4. 第10特別委員会と科学技術教育の振興方策

##### （1）「科学技術教育の振興方策について」の諮問

昭和32年4月27日の中央教育審議会第58回総会において、文部大臣灘尾弘吉は、「科学技術教育の振興方策について」諮問した（IV.資料編 1.年表参照）。中央教育審議会は、

翌第 59 回総会（5 月 20 日）でも「科学技術教育の振興方策について」議論し、第 10 特別委員会を発足させた。委員は次の通り。

主査	茅 誠司	東京大学教授（日本学術会議会長）
委員	大浜 信泉	早稲田大学総長
	児玉 九十	明星中学校同高等学校長
	丹羽 周夫	三菱造船株式会社社長
	原 安三郎	日本化薬株式会社社長
	日向 熙	埼玉県春日部市立春日部中学校長
	矢内原忠雄	東京大学長
臨時委員	安藤 堯雄	東京教育大学教授（附属中学同高等学校長）
	佐々木重雄	東京工業大学教授
	清水 勤二	名古屋工業大学長
	辻 直四郎	東京大学教授（同大教養学部長）
会長	天野 貞祐	独協中学校同高等学校長
副会長	河原 春作	大妻女子大学長

科学技術教育の振興に関して重要なことは、昭和 28 年頃から科学技術振興議員連盟の活動に見られるように、科学技術政策の確立を求める動きが始まったことである。それは、文部省に対してではなく、新たな科学技術行政機構の設置を求めるものとして展開し、昭和 31 年 3 月 31 日には科学技術庁が設置され、5 月 18 日には科学技術庁に科学技術審議会が設置されるなど、科学技術行政機構の再編が先んじて推進されていたことである。

その科学技術審議会は、8 月 15 日には「科学技術の振興及び科学技術教育の強化普及に関する決議」（096.54/7/416）を科学技術庁長官に提出し、経済の自立と発展のために、「試験研究の促進とその成果の活用を画期的に推進し、併せて基礎的科学教育教育をはじめとして、科学技術教育を強化普及することが極めて重要」と述べ、昭和 32 年度予算編成への特段の配慮を求めた。次いで、審議会は、科学技術教育部会を設け、12 月 5 日に、今度は文部大臣宛「科学技術教育の振興について」（31 科技審第 18 号、096.54/7/418）を提出し、昭和 32 年度文部省予算で「1. 最も緊急を要する電子工学，原子力等の新技術に関する技術者の養成に必要な講座の増設及び内容の充実 2. 講座研究費，教官研究費の増額，在外研究員費の増額及び補助員の充実 3. 国立，公私立の大学及び研究所の諸設備の更新，整備 4. 教授用諸機材の充実」を行うことを強く要望した。

この時点で起きてきた科学技術教育の強化に対し、文部省は著しく立ち遅れていたのがある。

それを自覚していたのであろうか、中央教育審議会での諮問以前に文部省は、「秘 科

学技術教育の振興について 三二、四、一六」(孔版B 5判 18 頁, 096.54/7/418), 「秘 意見 三二、四、一六」(孔版B 4判 2 枚, 096.54/7/418), 「秘 科学技術教育の振興について 三二、四、一九」(孔版B 5判 13 頁, 096.54/7/442, IV 3. 主要資料参照) の3つの文書を作り, ほぼ答申に盛り込む諸施策の骨格は作っていたのである。

## (2) 「秘 科学技術教育の振興について」(4月19日) について

同文書の大項目と中項目を列挙すれば, 次のような広がりを持ち, 事実上, 科学技術振興を契機にした戦後学制の再編であり, 全学校制度の見直し計画ともいえる。当然, 全局にまたがり論議することなしに作成は不可能であり, 起案のプロセスを解明することが, 課題である。さらに, 第4期における大学教育の検討とどう連続するかも重要な論点である。

### 第一 科学技術者の養成計画

- 一 中堅技術者の養成計画 二 上級技術者の養成計画

### 第二 教育内容について

- 一 小学校・中学校・高等学校 二 大学, 短期大学

### 第三 教員について

- 一 小学校, 中学校, 高等学校 二 大学, 短期大学

### 第四 施設, 設備および研究費等について

- 一 施設, 設備 二 研究費等

### 第五 教育制度について

- 一 中学校, 高等学校 二 大学, 短期大学, 大学院 三 勤労青少年教育

- 四 大学入学試験制度の再検討

### 第六 産業界及び関係団体との連けい

### 第七 科学技術教育振興のための総合計画の樹立と科学技術教育審議会の設置

内容上の特徴として, いくつか指摘すれば, 第1に, 政令改正諮問委員会答申にあったような中学校の教育課程を, 普通課程と職業課程に分化する方向はとらず, 全般的に, 算数・数学・理科の時間数を増加させ, 中学卒業後に就職するものに職業教育を一層修得するものとし(第二 一), 高等学校の普通課程と職業課程の比率の転換を図るなど, 焦点は, 後期中等教育に移行したことである(第二 一(三)(四))。この点は, 「第五 教育制度について」において, 高等学校のコース制や, 中学校及び高等学校の一貫教育も想定し, その上で大学の一般教育の一部を高等学校に移すなど, 旧制高校の発想も残存していたと思われる。

第2に, 大学や短期大学については, 大学設置基準の改訂により, 一般教育単位の縮小

や、単位制の再検討も想定している。

第3に、高等教育に関しては、極めて強いコントロールを含む制度改革をも検討していた。設置基準さえクリアすれば、設置が自由である原則を崩し、国の総合的計画を前提に、「大学、短期大学、大学院および学部等の設置について国の総合的計画をたてて実施するため現行の自由設立認可主義を検討する」(第五二(一)(イ))ことや、文部大臣の監督権の強化(第五二(一)(ハ))もうたっている。さらに、「三年の技術専門大学(仮称)」の設置、三年制短期大学の廃止、5年制大学の設置、研究者養成以外の科学技術者養成の大学院課程設置、大学院大学の設置、国家試験を含む大学入試制度の再検討など、相互に重複するような論点を網羅している。これらは、最終答申にそのまま盛り込まれたわけではないが、1960年から1970年代にかけての高等教育改革の基本的なコンセプトがそうざらえという感がある。

第10特別委員会に関する審議経過は、次の通りであり、関連資料すべては、「IV.資料編 2.資料目録」を参照のこと。

### (3) 第10特別委員会審議の経過

第1回(昭和32年5月27日)は、特別委員会の運営と審議方針を議論し、「大学において養成しようとする科学技術者の質と量の問題を中心にして審議し、次いでその上・下に及ぼしてゆく」ことが決まった。この時、「大学教育はその運営(教員組織、施設、設備、教授方法、研究費等)が理想的であれば、現行の4年制でもさしつかえないのではないか」という意見も出されていた。

第2回(昭和32年6月3日)は、自由討議を行ったとされるが(『中央教育審議会要覧 第6版』)、資料を欠き詳細はわからない。ただ、6月6日に、中央教育審議会会長天野貞祐名で、6月17日に意見発表会を実施する通知が出されているから、意見発表会の実施について議題にしたと思われる(中教審第66号「大学における科学技術教育について」096.54/7/406)。予定された意見発表会のメンバーは次の通り。

大学関係	早稲田大学教授	伊原貞敏(機械工学)
	千葉大学学長	小林政一(建築工学)
	法政大学教授	多田 基(経済学)
	横浜国立大学工学部長	永井彰一郎(応用化学)
	京都大学工学部長	堀尾 正雄(応用化学)
	東京大学工学部長	山県 昌夫(造船工学)
業 界	オーバル機器製作所長	加島 淳
	日本経営者団体連盟	平尾誠一(芝浦工機株式会社社長)

以上の経緯は、第 60 回総会（6 月 10 日）に、茅主査から経過報告された。報告では、審議内容として、「①新制大学卒業生の質は現在の大学の教育方針が徹底し、また教員・設備等が十分になりさえすれば社会の要請に応え得るとの意見が有力であった。②新制大学卒業の量については理工系が不足していることは認められるが、どの程度増すべきかは国策が示されない以上決められないのではないかということもいわれている」とまとめられている（中央教育審議会第 60 回総会議事概要，096.54/7/452）。

第 3 回（昭和 32 年 6 月 17 日）は意見発表会であり、加島淳を除く 7 人が参考人として意見を述べた。加島は、急病のため欠席し、7 月 20 日付けで「大学における科学技術教育について」（096.54/7/425）を会長天野あて送付している。当日の参考人意見は、「大学における科学技術教育についての参考人の意見（要約）」（孔版 B 4 判 3 枚，096.54/7/423）に整理されているほか、「工学教育における一般教育について」（日本私立大学連盟教育制度第一専門委員会経過報告書抜粋 委員長 多田基，孔版 B 4 判 1 枚，096.54/7/422）が資料として配付されたい。

第 4 回（昭和 32 年 6 月 24 日）は、①大学における科学技術者養成の数の問題について池田亀三郎、瀬藤象一の報告、②「大学卒業者の需要数に関する調査」についての報告（調査課長）、③「大学における科学技術教育現状と問題点について」の報告（大学学術局長）があり、これらをふまえて、総会及び特別委員会の討議の要約と今後の審議方針が議論された（「中央教育審議会第 10 特別委員会（第 4 回）要項」32.6.24，096.54/7/407）。

池田・瀬藤の意見聴取は、6 月 7 日に文部省調査局長室で行われたらしく、同日の日付のある「科学技術者の「量」に関する参考人よりの意見聴取事項」（孔版 B 5 判 4 頁，096.54/7/404）という文書がある。

「大学卒業者の需要数に関する調査」は、昭和 32 年 6 月 18 日に文部省と日本経営者団体連盟の連名で、企業宛行われたもので、それ以前に行われた「社会的需要に基づく教育計画立案のための調査」（『大学と就職』などの刊行物がある）を引き継ぎ、「この計画の数字を基礎として、将来の大学卒業者の需要数を、より一層適確につかむ必要がある」ところから実施したもので、7 月 5 日締め切りとなっていた（096.54/7/447）。

また、この日の日付のある「大学における科学技術教育について」（孔版 B 4 判 2 枚，096.54/7/405）、「大学における科学技術教育について（第一読会）」（孔版 B 5 判 3 頁，096.54/7/397）の二つの文書があり、前者に対する加筆に基づいて修正したのが後者であり、7 月 1 日の第 61 回総会に報告しているから、前の文書は、この日の特別委員会で行われた討議のまとめと思われる。

第 61 回総会では、企画課長より「大学における科学技術教育について（第一読会）」の朗読があり、中等教育課長から理科教育審議会「理科教育に従事する教員養成の改善について」（昭和 32 年 6 月 24 日）答申の説明を受け、自由討議を行っている（「中央教育審議会第 61 回総会議事概要」096.54/7/449）。

このころ文部省は「科学技術教育の振興について（三二・七・四）」（孔版B 5判7頁，096.54/7/464）という文書を作成していたと思われる。項目や内容は、「秘 科学技術教育の振興について」（4月19日，096.54/7/442）に沿っており，答申の草案の一つと思われる。

第5回（昭和32年7月8日）は，高校以下の科学技術教育の振興について，問題点の説明が初等中等教育局長から行われた。説明に使われたらしい「高校以下の教育に関する問題点について」（タイプB 4判5枚，096.54/7/421）とその草案である同名の文書（孔版B 4判1枚，096.54/7/443）とがある。

また，「中学校及び高等学校の現状と進学就職状況」（昭和32年4月2日，タイプB 4判3枚，096.54/7/457）も配付資料として使われたらしい。この日の会議では，高等学校における科学技術教育についての意見聴取を決定したらしく，7月9日に中教審第70号「高等学校における科学技術教育について」（096.54/7/401）を発し，7月15日の特別委員会での意見発表を要請している。

第6回（昭和32年7月15日）は，高校以下の科学技術教育の振興について，参考人として，山本佳男（都立園芸高等学校長），河島武四郎（都立世田谷工業高等学校長），伏見三郎（都立墨田工業高等学校長）の各氏の意見聴取を行い，第62回総会に対する中間報告案を審議している。それは，「秘 第10特別委員会中間報告（案）」（孔版B 5判4頁，096.54/7/399）と思われる。

第7回（昭和32年7月19日）の要項はないが，この日の会議も中間報告を検討したはずであり，「秘 中央教育審議会第十特別委員会中間報告（案）」（32.7.19の日付を32.7.22と修正，孔版B 5判10頁，多数の加筆あり，096.54/7/396）を検討し，これをもとに「秘 中央教育審議会第10特別委員会中間報告」（32.7.22，孔版B 5判11頁，096.54/7/390）を作成したと思われる。

第62回総会（7月22日）は，「科学技術教育の振興方策について」と「教員養成制度の改善方策について」審議している。中間報告の説明に際しては，「中央教育審議会第10特別委員会中間報告要旨」（孔版B 5判4頁，096.54/7/393）に基づいて行われた。第63回総会（9月9日）も，中間報告を再度審議している。

第8回（昭和32年9月17日）からは，大学院における科学技術教育の振興について審議を開始した。「大学院の問題点」（孔版B 4判1枚，096.54/7/386）は，その時の資料と思われる。

第9回（昭和32年9月26日）の要項はないが，メモがあり，それによると大学院について審議している。

第64回総会（9月30日）では，委員の変化があった。安藤哲次郎が任期を終え，遠藤五郎，細川隆元，山本杉が加わり，河原春作が副会長となり，遠藤が第11特別委員会に加わった。

第10回（昭和32年10月7日）は、「科学技術教育振興に関する高等学校以下の教育の問題点について」審議している。資料としては、「科学技術教育振興に関する高等学校以下の教育の問題点」（32.10.7, タイプB 4判1枚, 096.54/7/380）を検討したと思われる、その起草過程に当たる同名の文書が3種類ある（096.54/7/381, 096.54/7/382, 096.54/7/383）。

第11回（昭和32年10月14日）は、①高等学校以下の教育の問題点について、②大学附置研究所における問題点について、③社会教育における科学技術向上に関する問題点についてを審議した。

第12回（昭和32年10月28日）は、高等学校以下の議論を終え、①大学附置研究所における問題点について、②社会教育における科学技術向上に関する問題点について、③科学技術教育の全般について審議した。この日付ではないが、この前後の議論を整理するものとして、「第10特別委員会（科学技術教育振興に関するもの）において提起された教育制度の問題点について（32.10.21）」（孔版B 4判1枚, 096.54/7/385）がある。

第13回（昭和32年11月4日）は、最終的な答申に向けての作業に入り、①科学技術教育振興に関する答申案について、②総会に対する要望事項を審議している。この日の会議で配布されたものとしては、「科学技術教育の振興方策に関する答申目次（案）」（日付なし, 孔版B 4判1枚, 096.54/7/371）、「秘 科学技術教育の振興方策についての答申（案）」（32.11.4, 孔版B 5判14頁, 096.54/7/362）があり、その草案に当たるとと思われる「〔科学技術教育の振興方策について（答申案）の前文案Ⅰ〕」（孔版B 4判1枚, 096.54/7/357）、「秘〔科学技術教育の振興方策について（答申案）の前文案Ⅱ〕」（孔版B 4判1枚, 096.54/7/358）、「〔科学技術教育の振興方策について（答申案）の前文案Ⅲ〕」（孔版B 4判1枚+B 5判1枚, 096.54/7/360）がある。

また、「秘 総会に対する要望事項（案）」（第10特別委員会, 32.11.4, 孔版B 4判1枚, 096.54/7/369）もこの日審議され、その草案（文部省罫紙B 5判4枚, 096.54/7/364）がある。

以上の審議を経て、「科学技術教育の振興方策について」は、第66回総会（11月11日）に審議・採択された。『石川文書』中には、3種類の文書があり、「科学技術教育の振興方策について（答申）〔案〕」（原本と記入, 昭和32年11月11日, 文部大臣松永東あて中央教育審議会会長天野貞祐, タイプ及び孔版B 5判15頁, 加筆修正あり, 096.54/7/356）は、総会に提出して修正を加えたものと思われる。これを整理してタイプにしたものが、「科学技術教育の振興方策について（答申）」（昭和32年11月11日, 孔版B 5判19頁, 096.54/7/355b）であり、広くは、「中央教育審議会 科学技術教育の振興方策について（答申）」（文部省, 昭和32年11月, 活版印刷, B 5判15頁, 096.54/7/355c）として頒布されたのである。



表Ⅱ－４ 第10特別委員会審議経緯

回数	日時	主要議題
第58回総会	昭和32年4月27日	諮問
第59回総会	5月20日	科学技術教育の振興方策について討議
第1回	5月27日	①特別委員会の運営 ②審議方針
第60回総会	6月10日	審議状況について茅主査から報告
第2回	6月3日	自由討議
第60回総会	6月10日	審議状況について茅主査から報告
第3回	6月17日	参考人意見 早稲田大学教授 伊原貞敏／千葉大学学長 小林政一／法政大学教授 多田基／横浜国立大学工学部長 永井彰一郎／京都大学工学部長 堀尾正雄／東京大学工学部長 山県昌夫／日本経営者団体連盟 平尾誠一（芝浦工機株式会社社長）
第4回	6月24日	①大学における科学技術者養成の数の問題について池田亀三郎、瀬藤象一の報告 ②「大学卒業者の需要数に関する調査」についての報告（調査課長） ③大学における科学技術教育の現状と問題点について（大学学術局長） ④これまでの総会及び特別委員会の討議の要約 ⑤今後の審議方針
第61回総会	7月1日	①第10特別委員会の審議状況報告 ②「大学における科学技術教育について」第1読会 ③教員養成制度の改善方策について
第5回	7月8日	高校以下の科学技術教育の振興について（問題点の説明 初等中等教育局長）
第6回	7月15日	①高校以下の科学技術教育の振興について 参考人 山本佳男／河島武四郎／伏見三郎 ②第62回総会に対する中間報告案について
第7回	7月19日	中間報告
第62回総会	7月22日	科学技術教育の振興方策について，教員養成制度の改善方策について
第63回総会	9月9日	第10特別委員会中間報告について

第 8 回	9 月 17 日	大学院における科学技術教育の振興について
第 9 回	9 月 26 日	大学院における科学技術教育の振興について
第 64 回総会	9 月 30 日	定時制における技能養成について，技能者養成施設での実習など
第 10 回	10 月 7 日	高等学校以下の教育の問題点について
第 11 回	10 月 14 日	①高等学校以下の教育の問題点について ②大学附置研究所における問題点について ③社会教育における科学技術向上に関する問題点について
第 12 回	10 月 28 日	①大学附置研究所における問題点について ②社会教育における科学技術向上に関する問題点について ③科学技術教育の全般について
第 13 回	11 月 4 日	①科学技術教育振興に関する答申案について ②総会に対する要望事項
第 66 回総会	11 月 11 日	「科学技術教育の振興方策について」の審議採択

注：『中央教育審議会要覧 第 6 版』（文部省，昭和 47 年 3 月）および『石川二郎文書』中の第 10 特別委員会関係資料から作成。

(資料1)

森戸辰男略年譜

本籍 広島県福山市城見町乙301

明治21年12月23日 旧福山藩士森戸鸞蔵・チカの末子（7人兄弟姉妹）に生まれる（本籍地広島県福山市東堀端二201）

中学校3年の頃洗礼をうける

明治40年3月(18歳) 広島県立福山中学校卒業，上京，旧藩出身の倉井家の書生，神田正則英語学校に通学し受験勉強

8月 第一高等学校一部甲（法科英法）入学

新渡戸稲造校長の薫陶を受ける 読書会・剣道部・弁論部に属する

明治43年7月(21歳) 同 卒業 東京帝国大学法科大学経済学科入学

明治44年 一高弁論部後輩河上上太郎らと徳富蘆花へ講演依頼「謀反論」

大正3年7月(24歳) 同 卒業 7月31日 任東京帝国大学法科大学助手，高野岩三郎の助手

\*「経済統計研究室櫛田民蔵助手辞任につき，後任として森戸辰男を採用と決定（7月31日付，毎月35円）」（『東京大学百年史 部局史1』第1編法学部，148頁）

\*大正4年5月「森戸辰男助手の渡米（6月2日より8月末日までの予定を許可）」（前掲書；151頁）

大正4年8月26日(25歳) 合衆国旅行より帰国

大正5年9月1日(26歳) 東京帝国大学部法科大学助教授（職務俸400円下賜）

\*「(大正5年6月8日) 森戸辰男助手を「教授ニ昇任スルノ予定ニアラスシテ」助教授に任ずる件を可決」（前掲書；154頁）

\*経済学「第三世代」＝経済・商業両学科成立以後に法科大学を卒業した世代として，渡邊鐵蔵（大正2年11月，5年9月教授），森戸辰男，土方成美（大正6年2月），上野道輔（大正6年6月），森荘三郎（大正6年6月），舞出長五郎（大正8年1月）（『東京大学百年史 部局史1』第3編経済学部，913頁）

大正7年4月17日(28歳) 第一高等学校講師嘱託

10月7日 私立日本大学・英語・経済学講義，私立中央大学英语・経済学講義，私立成蹊専門校経済学講義

大正8年4月1日(29歳) 東京帝国大学経済学部勤務

\*このころ大内兵衛（大蔵省），河合栄治郎（農商務省）

らと「同人会」結成（『遍歴八十年』，29頁）

- 19日 私立東京女子大学経済学講義
- 7月22日 経済学研究のため満2ヶ年，英国，佛国，瑞西国へ留学
- 8月10日 大原社会問題研究所常務理事  
『経済学研究』創刊号「クロボトキンの社会思想の研究」
- 大正9年1月10日（30歳） 文官分限令第11条第1項第4号により休職，文部省留學生を免ず
- 1月23日 第1回公判／3月4日 禁固2ヶ月／10月22日 刑事裁判確定により失官
- 12月 巢鴨に収監（～10年2月）
- 大正10年 大原社会問題研究所所員（高野岩三郎所長）
- 5月 大原社会問題研究所より経済学社会問題研究のため2ヶ年英独仏露へ留学，ワイマール体制下のドイツで，カール・リープクネヒト，リャザノフ等と交流し，ドイツ社会主義政党を研究
- 大正12年8月10日（33歳） 帰国 無政府主義・マルクス主義の研究
- 大正13年9月 大原社研，大阪労働学校（西尾末広，賀川豊彦等設立）への協力，講師・会計責任者として参加
- 大正14年 『剰余価値学説史』第1巻櫛田民蔵等と翻訳。
- 昭和4年5月 『改造』に「無産全合同は可能なるか」を執筆し，中間合同を主張
- 昭和5年8月 『改造』に「大学の顛落」を発表。大学論争
- 昭和13年 岩波『教育』に「学術研究における研究所の地位」を発表。  
栃木県真岡に疎開
- 昭和20年8月15日（56歳） 敗戦 10月 社会党創立準備会に参加，入党
- 昭和20年11月5日 文化人連盟による憲法研究会結成（高野岩三郎，室伏高信，杉森孝次郎，森戸辰男，岩淵辰雄，鈴木安蔵ら）憲法研究会「新憲法制定の根本要綱」中「なおワイマル憲法第148条のごとき教育ないし文化建設の根本方針を明示することが必要と思ふ」
- 昭和21年4月10日（57歳） 衆議院議員当選
- 6月27日 森戸辰男，第90回帝国議会衆議院憲法改正案委員会で「教育ニ関スル根本法ヲ法律デ規定シタラドウデアアルカ」と質問。
- 7月18日 社会保険制度調査会委員被仰付
- 7月25日 第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会（第1回）出席
- 7月26日 第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会（第2回）出席  
\*森戸，経済的圧迫として「窮乏」と「搾取」の言葉入れるように主張（52頁），「全世界の国民」と国際平和主義につながる文言確立にこだわる（57頁以下）
- 7月27日 第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会（第3回）出席

- 7月29日 第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会（第4回）出席  
\*森戸，生存権に関して積極的規定を設けるよう発言（162頁）
- 7月30日 第90回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会（第5回）出席  
\*憲法第26条の社会党修正意見（「才能あって資力なき青年の高等教育は国費を以てする」「教育の根本方針はこの憲法の精神による」）に関して発言，「教育方針は主として民主主義と平和主義に基づくべきであり，新憲法の近代精神に沿って人間の権利を保障すべきであるように思います（以下教育勅語批判）」（188頁以下）
- 8月10日 教育刷新委員会委員被仰付
- 9月7日 教育刷新委員会第1回総会，出席・発言／13日 第2回総会，出席・発言／20日 第3回総会，出席・発言／23日 教育刷新委員会第1特別委員会（教育理念）第1回，出席発言
- 9月25日 第1特別委員会第2回，出席発言／27日 第4回総会，出席・発言
- 9月27日 第1特別委員会第3回，出席発言／10月4日 第1特別委員会第4回，出席発言
- 10月11日 第1特別委員会第5回，欠席／18日 第1特別委員会第6回，出席発言
- 11月1日 第1特別委員会第8回，欠席／8日 第1特別委員会第9回，欠席
- 昭和22年1月22日（58歳） 給与審議会委員被仰付
- 3月31日 解散により議員の職を失う
- 4月25日 衆議院議員当選
- 6月1日 国務大臣任命，文部大臣を命ぜられる
- 6月6日 教育刷新委員会第36回総会，大臣として挨拶
- 7月18日 教育刷新委員会第39回総会，6・3制に関し説明
- 9月19日 教育刷新委員会第40回総会，大臣として挨拶
- 10月24日 教育刷新委員会第42回総会，大臣として挨拶
- 11月14日 教育刷新委員会第44回総会，6・3制に関し説明
- 昭和23年3月10日（59歳） 芦田内閣成立，国務大臣・文部大臣
- 4月27日 国立国会図書館連絡調整委員会委員
- 10月15日 吉田内閣成立により国務大臣の地位を失う
- 昭和24年1月23日（60歳） 衆議院議員当選 9月－ 教育美術振興会会長
- 昭和25年4月19日（61歳） 文部教官採用，広島大学長に補する。兼ねて広島大学広島文理科大学長
- 昭和26年1月20日（62歳） 日本学術会議会員（第二期）
- 9月1日 財団法人労働医学心理学研究所理事委嘱される
- 昭和27年8月1日（63歳） 日本ユネスコ国内委員会副会長併任

6月20日 社会教育審議会（労働者教育分科審議会）臨時委員～7月10日  
 11月21日 広島県総合開発審議会委員委嘱さる  
 昭和28年1月26日（64歳） 広島大学教育長講習「町村教育委員会教育長講習」講師併任  
 2月17日 仏蘭西出張～3月13日 4月1日 広島大学大学院委員会委員  
 6月1日 大学設置審議会委員併任～昭和30年5月31日  
 8月10日 広島大学教育長講習「町村教育委員会教育長講習」講師併任  
 9月1日 財団法人労働科学研究所理事委嘱される  
 9月10日 中央教育審議会専門委員任命さる  
 9月28日 広島大学小学校指導主事講習講師併任  
 10月1日 広島大学評議員併任  
 昭和29年1月20日（65歳） 日本学術会議会員（第三期）  
 10月10日 広島県産業教育振興会顧問委嘱さる  
 10月22日 第8回ユネスコ総会（ウルグアイ）日本政府代表命ぜられる  
 昭和30年1月25日（66歳） 中央教育審議会委員任命さる  
 2月26日 広島大学学長選考／6月1日 大学設置審議会委員併任～昭和32年  
 8月1日 日本ユネスコ国内委員会併任／9月1日 日本ユネスコ国内委員会副会長併任  
 昭和31年6月20日（67歳） 国有財産中国地方審議会委員委嘱さる  
 12月25日（68歳） 第9回ユネスコ総会（インド）日本代表命ぜられる  
 昭和32年1月20日（68歳） 日本学術会議会員（第四期）  
 3月12日 中央教育審議会委員任命さる  
 6月1日 大学設置審議会委員併任～昭和34年5月31日  
 昭和33年9月5日（69歳） 日本ユネスコ国内委員会副会長  
 10月14日 第10回ユネスコ総会（パリ）日本代表顧問命ぜられる  
 ー 国際大学協会理事（～40年8月まで）  
 昭和34年3月ー 労働科学研究所理事長  
 4月1日（70歳） 広島大学学長任命  
 4月14日 中央教育審議会委員任命さる  
 6月14日 国有財産中国地方審議会委員委嘱さる  
 8月17日 日本国有鉄道中国支社評議員会委員委嘱  
 10月1日 日本ユネスコ国内委員会会長任命（～36年7月まで）  
 昭和35年3月ー 日本社会教育連合会会長（55年5月まで）  
 4月30日（71歳） 講師（広島大学養護学校教員養成専修課程）併任  
 昭和36年4月ー 全国放送教育研究会連盟理事長  
 9月20日 日本国有鉄道中国支社評議員会委員委嘱  
 10月25日 国語審議会委員任命～昭和38年10月24日

- 昭和37年 1月－ 日米文化教育会議首席代表（45年まで5回）  
 3月27日 アジア地域ユネスコ加盟国文部大臣会議顧問命ぜられる  
 4月30日 講師（広島大学養護学校教員養成専修課程）併任  
 4月1日 広島大学広島文理科大学長の併任終了  
 10月14日 願により大学設置審議会委員を免ずる
- 昭和38年 1月－ 能力開発研究所理事長（～46年10月）  
 3月31日（74歳） 国有財産中国地方審議会委員を免ずる  
 4月1日 任期満了により広島大学退職  
 4月－ 日本育英会会長（～47年3月）日本放送協会学園高等学校長 広島  
 商科大学名誉学長  
 5月－ 広島大学名誉教授  
 6月－ 中央教育審議会会長（～46年7月）  
 11月－ 社会教育審議会委員（～46年10月）
- 昭和39年 6月－ 日本図書館協会会長（～54年10月）  
 10月－ 国語審議会会長（～41年1月）  
 11月3日（75歳） 勲一等瑞宝章
- 昭和40年－ 国際大学協会第4回総会東京組織委員会会長
- 昭和42年 2月－ 東京都青少年とともに進む運動推進協議会会長（～55年6月）
- 昭和43年 7月 日本ユネスコ国内委員会名誉会長
- 昭和46年 11月－ 文化功労者顕彰 福山名誉市民
- 昭和48年 12月－ 松下視聴覚教育研究財団理事長
- 昭和49年 4月29日（85歳） 勲一等旭日大綬賞
- 昭和50年 6月－ 日本教育会会長（～55年6月）
- 昭和52年 6月－ 特殊教育百年記念会会長（～54年6月） 日本教育会名誉会長
- 昭和59年 5月28日 死去（95歳）

#### 参考文献

古野博明「教育基本法の始原」『北海道教育大学紀要（第1部C）』43-2（1993年3月），日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』全巻，森清監訳『憲法改正小委員会秘密議事録』（第一法規，昭和58年），広島大学資料，松下視聴覚財団提供資料，森戸辰男『思想の遍歴』下（春秋社，1975年），森戸辰男『遍歴八十年』（日本経済新聞社，1976年）

森戸辰男関係文書の全体構造

1963. 4-6 森戸から婦人問題関係文献を  
日本女子大学図書館に寄贈

日本女子大学図書館森戸文庫

和図書135点, 欧文図書168点, 和雑誌36冊  
Berbel, August; Die Frau und der Sozialismus, Stuttgart, 1910.  
『森戸文庫目録(稿)』(95年10月)  
上村美沙子「森戸文庫のこと」『図書館だより』No. 69(87. 6).

1963. 8 4次にわたって書籍・資料を広島大学に寄贈  
1971. 10 広島大学創立25年を機に文部大臣時代の  
1976. 1 資料・文書を広島大学に寄贈  
1976. 11

文書類

広島大学25年史編集室で文部大臣期のものを整理  
(現在50年史編集室に移管)  
→マイクロ化, 国立教育研究所『森戸辰男関係文書目  
録稿』(92年)  
広島大学 大学教育研究センターで中央教育審議会第19,  
20, 24, 25特別委員会資料など部分的に整理(目録なし)  
段ボール32箱  
附属図書館中に未整理のまま, 移転。  
閣議関係, 教育関係など段ボール58箱, 森戸文書研究会  
によって整理・目録作成  
→撮影, 渡部宗助編『森戸辰男資料目録稿』(96年3月)

書籍

広島大学図書館森戸文庫

『森戸文庫目録』(73年3月)  
『森戸文庫目録(続)』(79年3月)  
和書1, 302点, 洋書1, 738点  
欧文パンフ712点, 和文雑誌93種  
欧文雑誌145種

中央  
教育  
審議  
会  
資  
料

現在附属図書館で整理中  
洋書1, 389点  
和書1, 640点

1980 森戸の甥, 故森本松也氏遺族から  
横浜市に文書・書籍寄贈

1988 横浜市史編  
集作業開始

横浜市史所蔵森戸辰男文書

書類・書簡27箱, 刊行物大型段ボール57箱, 写真アルバム, 掛け軸など16箱  
→横浜市史編集室『横浜市史資料所在目録第7集 森戸辰男文書(その1)/  
鮫島茂文書(その3)』(1998年3月)

亀戸事件聴取書, 救国民主連盟, 社会党関係, 覚え書き, ノートなど1, 265点。

1998 富仁子夫人から自宅所蔵の森戸資料, 広島大学に寄贈(整理中)

広島修道大学 1963年寄贈

労働科学研究所図書館森戸文庫

経済学関係: 和図書580点  
欧文図書300点

和図書596点, 欧文図書178点, 和雑誌120種, 欧文雑誌15種  
パンフレット(和欧)141点, 森戸講演録237点, その他56点  
労働科学研究所『森戸文庫目録』(90年1月)

獨協大学

1984年富仁子夫人から

富士政治社会教育センター森戸文庫

哲学関係: 欧文図書22点  
和雑誌2種

和図書933点, 欧文図書17点, 和雑誌10種, 欧文雑誌15種  
論文・調査資料84点

富士政治社会教育センター『森戸文庫目録』(80年1月)



1. 運営関係；「第1回会議次第」など14点

2. 総会

第1回 (28-1-21)	第24回 (29-2-22)	第47回 (30-10-3)
第2回 (28-2-11)	第25回 (29-3-8)	第48回 (30-10-10)
第3回 (28-3-11)	第26回 (29-3-29)	第49回 (30-10-17)
第5回 (28-4-28)	第27回 (29-4-19)	第50回 (30-11-28)
第6回 (28-5-11)	第28回 (29-5-10)	第51回 (30-12-5)
第7回 (28-5-29)	第29回 (29-5-31)	第52回 (31-3-26)
第8回 (28-6-12)	第30回 (29-6-21)	第57回 (32-3-23)
第9回 (28-6-26)	第31回 (29-7-12)	第58回 (32-4-27)
第10回 (28-7-11)	第32回 (29-8-2)	第59回 (32-4-27)
第11回 (28-7-25)	第33回 (29-8-23)	第60回 (32-6-10)
第12回 (28-8-8)	第34回 (29-9-13)	第61回 (32-7-1)
第13回 (28-8-29)	第35回 (29-10-4)	第62回 (32-7-22)
第14回 (28-9-12)	第36回 (29-10-25)	第64回 (32-9-30)
第15回 (28-9-28)	第37回 (29-11-15)	第65回 (32-10-21)
第16回 (28-10-12)	第38回 (29-12-6)	第67回 (32-12-16)
第17回 (28-10-26)	第39回 (29-12-20)	第68回 (33-3-17)
第18回 (28-11-9)	第40回 (30-2-21)	第71回 (33-7-14)
第19回 (28-12-7)	第41回 (30-4-18)	第72回 (33-7-28)
第20回 (29-1-11)	第42回 (30-5-9)	第76回 (34-5-25)
第21回 (29-1-18)	第43回 (30-5-30)	第77回 (34-7-13)
第22回 (29-1-25)	第44回 (30-6-20)	第78回 (34-9-14)
第23回 (29-2-8)	第46回 (30-9-12)	第80回 (34-12-7)
第81回 (35-5-2)	第88回 (36-4-24)	第96回 (38-7-29)
第82回 (35-6-6)	第89回 (36-7-10)	第97回 (39-6-22)
第83回 (35-7-4)	第90回 (37-4-23)	第98回 (40-1-11)
第84回 (35-9-12)	第91回 (37-10-15)	第100回 (40-6-7)
第85回 (35-10-3)	第92回 (38-1-28)	第101回 (41-4-13)
第86回 (35-10-17)	第93回 (38-4-8)	第103回 (41-7-18)
第87回 (36-3-9)	第95回 (38-7-1)	第107回 (41-10-31)

### 3. 特別委員会

- 第1特別委員会（大学の管理・運営などに関するもの）；「第1特別委員会議事録」など24点。
- 第5特別委員会（私立学校教育の振興に関するもの）；「開催通知」（30-7-18）1点。
- 第8特別委員会（教育・学術・文化に関する国際交流の促進に関するもの）；森戸の会議メモ（31-4-13）など4点。
- 第10特別委員会（科学技術教育の振興方策に関するもの）；「科学技術教育の振興方策について（答申）」など20点。
- 第11特別委員会（教員養成制度の改善に関するもの）；「第11特別委員会（第1回）会議次第」（32-8-13）など57点。
- 第13特別委員会（奨学育英および援護に関する事業の振興方策に関するもの）；2点。
- 第15特別委員会（大学の目的・性格に関するもの）；「第15特別委員会（第1回）会議次第」（35-11-7）など85点。
- 第16特別委員会（大学の設置，組織編成，管理運営および入学試験に関するもの）；「第16特別委員会（第1回）会議次第」（36-7-31）など192点。
- 第18特別委員会（大学の財政に関するもの）；「第18特別委員会（第1回）会議次第」（37-12-10）など24点。
- 第19特別委員会（期待される人間像に関するもの）；「第19特別委員会（第1回）会議次第」（38-9-9）など111点。
- 第20特別委員会（後期中等教育のあり方に関するもの）；「第20特別委員会（第1回）会議次第」（38-9-16）など111点。
- 第19・20合同特別委員会；「秘 2 「期待される人間像」報告案に関する修正意見」など6点。
- 第22特別委員会（学校教育の変遷と人間の発達段階および個人の能力・適性に応ずる効果的な教育に関するもの）；1点。
- 第24特別委員会（当面する大学教育の課題に対応するための方策に関するもの）；「学園における学生の地位について（中間報告草案）」など9点。
- 第25特別委員会（初等・中等教育の改革に関する基本構想に関するもの）；「秘 1 初等・中等教育の改革に関する基本構想試案（第1次骨子案）」（45-3-25）など29点。
- 第26特別委員会（高等教育の改革に関する基本構想に関するもの）；「第1回カリキュラム専門委員会議事要旨（メモ）」など106点。
- 第25・26合同特別委員会；「中央教育審議会運営スケジュール（試案）」（中教審-第25特-2/44-9-8/1,44-9-8）など36点。
- 第27特別委員会（基本構想の実現を推進するための実施方策および学校教育の改革と

拡充整備に必要な資源の見積もりに関するもの)；「第 27 特別委員会の審議事項と審議日程について(案)」(中教審-第 27 特-1/45-10-1/1) など 133 点.

第 28 特別委員会 (今後の社会における学校教育の役割に関するもの)；「第 28 特別委員会の審議事項と審議日程について (案)」(中教審-28 特-1/45.12.7/1) など 62 点.

4. 中央教育審議会 主題別

(1) 科学技術教育関係

(2) 後期中等教育関係；「後期中等教育の再編成に関する総合的実験的研究計画案」(38-6-24) など 21 点.

(3) 大学改革関係；「東大七学部集会における確認書についての法律的検討 (覚書)」など 40 点.

5. 答申関係；「教員養成制度の改善方策について」の答申に関する中央教育審議会の審議内容など 38 点.

6. 公聴会；広島公聴会，仙台公聴会など 21 点.

7. 中央教育審議会への意見・要望；「融資御願」(日本石炭鉱業会，[22-6 ~ 10])，抗議はがきなど 156 点.

8. 中央教育審議会その他；16 点.

9. 森戸個人；ノート 5 冊など 22 点.

### Ⅲ. 中央教育審議会第4期, 第5期の大学改革

#### 1. 中央教育審議会「大学教育の改善について」の全体構造

##### (1) 諮問から答申までの審議経過

第4期中央教育審議会は, 1960年5月2日, 文部大臣松田竹千代より, 「大学教育の改善について」諮問を受けた。中央教育審議会は, 総会および特別委員会を開いて, 2年8ヶ月に及び審議を重ねた。

最終答申「大学教育の改善について」は, 1963年1月28日, 第5期において, 会長天野貞祐より文部大臣荒木萬壽夫あて, 行われた。なお, 1963(昭和38)年に出された同答申(第19回答申)は, 「38答申」と俗称されることもある。答申の構成は, 次のとおりである。

- I 大学の目的・性格について
  - 1. 種別および修業年限
  - 2. 教育内容および教育方法
  - 3. その他
- II 大学の設置および組織編成について
  - 1. 規模、配置および設置
  - 2. 組織編成
- III 大学の管理運営について
  - 1. 大学の管理運営と大学の自治
  - 2. 学内管理機関
  - 3. 教員の身分取扱いおよび待遇
  - 4. 大学と国家・社会
- IV 学生の厚生補導について
  - 1. 大学における厚生補導の意義およびあり方について
  - 2. 学生の自治活動および政治活動その他の社会的活動に対する教育指導および管理のあり方について
  - 3. 学生の厚生補導に関する組織およびその運営について
- V 大学の入学試験について
  - 1. 大学入学者選抜制度の現状と問題点
  - 2. 大学入学者選抜制度についての考察
  - 3. 大学入学者選抜制度の改善方策

## VI 大学の財政について

1. 教育研究の長期計画に即応する予算措置
2. 予算執行上の弾力的運営
3. 教育研究費等の拡充
4. 寄付金の受け入れ、使用

それでは、諮問から答申に至るまでの審議経過をもう少し詳しく見てみよう（IV.資料編 1.年表参照）。

## 総 会

諮問は、1960年5月2日開かれた第81回総会においてなされた。その諮問に添えられた別紙理由には、「検討すべき問題点」として以下の6項目が示されていた（〔諮問文〕8-G-81-3）。

1. 大学の目的、性格について  
大学の目的、性格を再検討し、高等教育機関の種別およびその修業年限あるいは教育内容等について改善を図る要はないか。
2. 大学の設置および組織編成について  
大学の数、配置、組織編成ならびに専攻分野別による学生の数等について検討し、その改善を図る要はないか。
3. 大学の管理運営について  
大学管理機関のあり方、教員の待遇および身分取扱い等大学の管理運営について検討し、その改善を図る要はないか。
4. 学生の厚生補導について  
学生の厚生補導について検討し、その改善を図る要はないか。
5. 大学の入学試験について  
大学の入学試験の方法および競争緩和について検討し、その改善を図る要はないか。
6. 大学の財政について  
大学の財政について検討し、その改善を図る要はないか。

中央教育審議会では、諮問を受けた第81回総会で自由討議が行われた。続く、1960年6月6日開催の第82回総会から1960年10月17日の第86回総会においては、「検討すべき問題点」の各項目について順次討議が行われた。この詳細については後段にゆずる。

「検討すべき問題点」の各項目についての総会審議がひとつおわり終わると、審議の場は

各特別委員会に移された。特別委員会では、各項目に対応した4つが設定された。すなわち、「1.大学の目的、性格」については第15特別委員会、「2.大学の設置および組織編成」、「3.大学の管理運営」および「5.大学の入学試験」については第16特別委員会、「4.学生の厚生補導」については第17特別委員会、「6.大学の財政」については第18特別委員会という形で審議が進められた。

その間、第87回から第91回までの総会が開催され、各特別委員会の中間報告案を審議採択するなどした。委員の任期から第87回総会までを第4期、第88回総会からを第5期と区分することができるが、諮問から答申までの審議過程が第4、第5の両期にわたっており、確たるものではない。

そして第18特別委員会終了の後、1963年1月28日に第92回総会が開かれ、「大学教育の改善について」の答申案が審議採択された。

第5期は、1963年4月8日開催の第93回総会で終了した。同総会では、「大学教育の改善について」の答申に関する措置、その他の重要事項について事務次官説明がなされた。それでは順次、各特別委員会について略述しておこう。

#### **第15特別委員会（目的・性格に関するもの）**

第86回総会において、第15特別委員会の設定が決定された。

第15特別委員会は、1960年11月7日に第1回会議が開かれ、1961年6月26日に開かれた第16回会議をもって終了している。

第15特別委員会の活動期間中、第87回総会（1961年3月9日）および第88回総会（1961年4月24日）が開催されている。これらの総会における主な議題はそれぞれ五年制専門教育機関設置について、高等専門学校についてであった。

第15特別委員会の、大学の目的・性格に関する中間報告案は、1961年7月10日開かれた第89回総会において審議採択された。

#### **第16特別委員会（設置、組織編成、管理運営および入学試験に関するもの）**

第15特別委員会および第89回総会に引き続いて、第16特別委員会は、1961年7月31日に第1回会議が開かれ、1962年10月8日に開かれた第36回会議をもって終了している。36回の会議の項目別の内訳を審議の順序に従って大別すると、「設置・組織編成」のために7回、「管理運営」のために22回、「入学試験」のために6回、三者の総括審議のために1回であった（『文部時報』1023号、1962年11月、45頁）。

第16特別委員会の活動期間中、第90回総会（1962年4月23日）が開催されている。主な議題は、会長・副会長互選と教育上の問題点について事務次官説明であった。

第16特別委員会の、大学の設置および組織編成、管理運営、入学試験についての各中間報告案は、1962年10月15日開かれた第91回総会において審議採択された。

#### 第 17 特別委員会（学生の厚生補導に関するもの）

第 91 回総会において第 17 特別委員会および第 18 特別委員会の設置が決定された。

第 17 特別委員会は、次いで 1962 年 10 月 22 日、第 1 回会議が開かれ、1962 年 12 月 3 日開かれた第 7 回会議をもって終了している。

#### 第 18 特別委員会（財政に関するもの）

第 17 特別委員会に続いて、第 18 特別委員会の第 1 回会議は 1962 年 12 月 10 日に開かれ、1963 年 1 月 21 日の第 5 回会議をもって終了している。

第 17 特別委員会および第 18 特別委員会の、大学の厚生補導、大学の財政に関する中間報告案は、第 92 回総会において審議採択された。

「大学教育の改善について」（答申）は、「検討すべき問題点」の各項目に対応した第 15 から第 18 までの特別委員会の中間報告案を、並列的に集めたものとの印象を受ける。しかしながら、第 15 から第 18 までの特別委員会は、日程的に見ても、委員構成から見ても、連続したものである（第 15 から第 18 までの特別委員会のうち、すべてに関わった委員は森戸をはじめ 5 名、3 つに関わった委員は 3 名であった）。したがって、諮問以来、総会および特別委員会における論議は、後続の論議にも影響を与えていったといえるであろう。

また、各特別委員会の中間報告案は総会で審議採択となると、新聞報道などにより公表された。最終答申は、新聞報道では、大学の厚生補導、大学の財政に関する中間報告が取り上げられている程度である。

#### （2）委員構成－第 4 期および第 5 期－

「大学教育の改善について」の審議に関わった第 4 期・第 5 期の中央教育審議会委員に関して、その当時の職名を、「258 中央教育審議会委員名簿（昭 35・4・1）」（8-G-81-5（以下、IV.資料編 2.資料目録の整理番号による））をはじめ各特別委員会委員名簿などにより掲げる。次いで、『中央教育審議会要覧』第 6 版（文部省、1972 年 3 月）を参考にして総会および特別委員会への各委員の活動状況を示す。それらを合わせたものが、次頁に掲げた表Ⅲ－1 である。

表Ⅲ－1 第4期・第5期委員と各委員の活動状況

氏名	職名	特別委員会				備考	
		15	16	17	18		
天野貞祐	獨協中学校同高等学校長	○	○	○	○	第4期, 第5期会長	
岩下富蔵*1	東京都立日比谷高等学校長		○	○			
大浜信泉	早稲田大学総長	○	○	○		第4期, 第5期副会長	
大原総一郎	倉敷レーヨン株式会社社長						
奥井復太郎	慶応義塾大学長	○	○				
兼重寛九郎*2	東京大学工学部教授						
茅 誠司	東京大学長	○	○	○	○		
河原春作	大妻女子大学長	○	○	○	○		
木下一雄	東京都教育委員会委員長	○	○	○			
桑原幹根	愛知県知事						
小林 茂	千代田区立一ツ橋中学校長						
鈴木虎秋	港区立白金小学校長						
高橋雄豺	読売新聞社副社長	○	○	○	○		
波多野勤子	著述家		○				
細川潤一郎	麻布中学校同高等学校長		○				
細川隆元	評論家	○	○				
松下正寿	立教大学総長	○	○				
村山伊之介*3	前千代田区立富士見小学校長						
森戸辰男	広島大学長	○	○	○	○		第15,16,17,18特別委主査
諸井貫一	秩父セメント株式会社社長	○	○		○		
両角英運	東京都立白鷗高等学校長	○					
矢部貞治	拓殖大学総長				○		
和達清夫	日本学術会議会長		○				
(臨時委員)							
香川冬夫	愛媛大学長	○	○				
梶井 剛	科学技術会議委員	○	○				
高坂正顕	京都大学教授	○	○				
清家 正	東京都立工業短期大学長	○	○				
前田陽一	東京大学教授	○	○				
日高第四郎	国際基督教大学教授		○				
井上吉之	東京農工大学長			○			
黒沢 清	横浜国立大学長				○		
高橋泰蔵	一橋大学長				○		
鶴田酒造雄	東京大学事務局長				○		
渡辺 寧	静岡大学長				○		

\*1 第5期のみ, 1962.6.12 ~ 1963.4.13 在任

\*2 第4期のみ, 1959.4.14 ~ 1960.4.1 在任(職名は、『東京大学百年史』資料三によった。)

\*3 第5期のみ, 1963.5.24 ~ 1963.9.17 在任(職名は, 第20特別委員会委員在任時のもの。)



### (3) 初期の総会審議－第81回から第86回まで－

「大学教育の改善について」の諮問から答申までに、総会は第 81 回から第 92 回まで計 12 回開催されている。このうち、諮問を受けた第 81 回総会を含む第 86 回総会までの計 6 回にわたる総会では、後述するように、各特別委員会へ審議の場が移行する前段階として、中央教育審議会で扱う「検討すべき問題点」の 6 つの項目に対応した審議が行われたといえる。この初期段階、総会における審議経過を見ておきたい。

なお、『森戸辰男文書』中、総会や特別委員会における議事録の類は見当たらず、それらの審議の様子は、文部省の手による「議事概要」や「主な意見」などによってうかがい知るより他ない。発言者の名前は記載されていない。

諮問が行われた第 81 回総会は、1960 年 5 月 2 日午前 10 時より、文部省第 1 会議室で開催された（「中央教育審議会第 81 回総会次第」8-G-81-1）。

そこでは、文部大臣から諮問および諮問理由の説明が行われた（「270 中央教育審議会第 81 回総会議事概要」8-G-82-5）。高等教育機関がすべて同じ目的、性格をもつ大学になったことや、全国的配置や専攻分野別の学部学科数、学生数の不均等など、「戦後の教育制度の改革によって、[中略] なおいろいろの問題が未解決のまま残されている」こと、「今日の世界の産業経済ならびに科学技術の発展はめざましいものがあり、大学の果たすべき使命はきわめて重大」であることから、大学教育に関して「根本的に検討」することを要請している（「257 大学教育の改善について（諮問理由説明要旨）」8-G-81-4）。

そして事務次官から問題点の説明がなされた。諮問に付された「検討すべき問題点」は既述した 6 項目である。

この総会では、次のような配布資料があった（「中央教育審議会第 81 回総会配布資料」8-G-81-2）。

- 「256 大学教育の改善について（諮問）」
- 「257 大学教育の改善について（諮問理由説明要旨）」
- 「258 中央教育審議会委員名簿」
- 「259 大学に関する統計資料」
- 「260 大学の諸問題について今までに答申のあった事項」
- 「261 特殊教育の充実振興についての法令的措置および昭和 35 年度予算措置」
- 「262 高等学校教育課程の改善について（教育課程審議会答申）」
- 「263 第 34 国会（通常）提出法律案件名および要旨」
- 「264 国と地方の文教予算（広報資料 15）」
- 「265 中央教育審議会第 80 回総会議事概要」

諮問後は、質疑および討議が行われた。「270 中央教育審議会第 81 回総会議事概要」

によれば、冒頭、委員から、今回の諮問自体についての問いが発せられている。文部省の言を借りれば、「この審議会には突然諮問」したとの印象が委員の中にあった。これについて文部省側は、「科学技術教育の振興や教員養成制度の改善についての審議 [……] の時からこのような諮問を考えていた」と答えている。他の委員からは、「大学の関係者の研究した成果も、[……] この審議会に反映するようにしてほしい」、「産業界としては、[……] この問題に関心を持っている」などの意見も出され、「大学制度全体については、これまで中教審で触れたことがなく、また大学管理機構の問題についても中断した形になっているが、戦後 14 年の経験で運営上の問題点も明らかになったので、このたびこれについて審議することは時期的にも適切」と考える委員もあった。

また、内藤初等中等教育局長より「高等学校教育課程の改善について」の説明があり、質疑および討議が行われた。

さて、「検討すべき問題点」の各項目にわたる自由討議は、第 82 回総会以降になる。

まず、第 82 回総会（1960 年 6 月 6 日）では、会長に天野委員が選任された。会長挨拶の後、「主として大学の目的性格について」討議に入った（「285 中央教育審議会第 82 回総会議事概要」8-G-83-4）。

総会において委員から出された意見は、総会議事概要とは別に、「271 中央教育審議会第 82 回総会における主な意見」（8-G-83-3）として文部省側で整理印刷され、次回総会にて委員の手許に配布される仕組みになっている。

「主な意見」では、「1. 目的、性格について」、「2. 種別について」、「3. 修業年限について」、「4. 一般教育について」、「5. 大学院について」、「6. その他」の各項目が立てられ、意見はその中に分類されている。

第 83 回総会（1960 年 7 月 4 日）では、「271 中央教育審議会第 82 回総会における主な意見」を企画課長が朗読した後、「主として大学の目的性格について」討議に入った（「291 中央教育審議会第 83 回総会議事概要」8-G-81-21）。

第 83 回総会における配布資料は次のとおりである（「中央教育審議会第 83 回総会配布資料」8-G-83-2）。

- 「271 中央教育審議会第 82 回総会におけるおもな意見」
- 「272 各国の高等教育の要点」
- 「273 アメリカ合衆国の高等教育」
- 「274 各国の高等教育Ⅱ－イギリス－」
- 「275 各国の高等教育Ⅲ－フランス・西ドイツ－」
- 「276 各国の高等教育Ⅳ－ソ連・中国－」
- 「277 大学教官待遇改善資料」
- 「278 大学卒業所要単位数調（専攻別）」
- 「279 大学の組織編成に関する資料」

- 「280 大学管理関係法令新旧対照表」
- 「281 大学における管理に関する規定（例）」
- 「282 大学管理法関係資料」
- 「283 高等学校学習指導要領改訂草案の要点」
- 「284 高等学校学習指導要領改訂草案」
- 「285 中央教育審議会第 82 回総会議事概要」

また、ここまでの総会審議は、「290 中央教育審議会における主な意見（第 81～83 回）」（8-G-81-20）に整理されている。同資料は、IV.資料編 3.主要資料の②において全文を示しておく。この資料では、「第 82 回総会における主な意見」と比べて次のような点が変更されている（変更箇所は、「291 中央教育審議会第 83 回総会議事概要」に照らしてみても文部省による事務的な整理によりなされているといえる）。

まず、2 の種別については、(3)および(4)が加わっている。

4 の一般教育等については、まず、項目名の一般教育について「等」が挿入されているほか、(1)では、「大学独自の一般教育は必要であり、かつ、これを重視しなければならない」に代えて、「大学にとって真に必要な独自の一般教育を行なう必要がある。一般教育という呼称を止めてはどうか」になった。(2)のオでは、「横割り式にしている例が多く、高学年ではあまり行なわれていない」という表現が、「一般教養部、教養学部などを置き、横割り式に専門教育の前に予科的に行なうのは、一般教育の真のあり方ではない」に改められた。また新たに(4)および(5)の内容が加わっている。

5 の大学院については、(3)とア、イ、ウ、および(4)が加わっている。

6 のその他については、(1)と(4)の内容が新たに加えられている。

第 84 回総会（1960 年 9 月 12 日）では、初めに荒木文部大臣および大坪政務次官の新任挨拶が行われた。その後、「290 中央教育審議会総会における主な意見（第 81 回～第 83 回）」（8-G-81-20）を企画課長が朗読し、検討すべき問題点について事務次官の説明があった。

次いで、細川（隆）委員から教育の基本方針に関する文部大臣の所信について質問があり、文部大臣から答弁があった。

次に、「286 目的・性格について」（8-G-84-2）を企画課長が朗読し、これについての討議に入った。さらに、「287 設置および組織・編成について」（8-G-81-19）を企画課長が朗読し、調査局長が補足説明した後、これについての討議に入った（以上、「295 中央教育審議会第 84 回総会議事概要」8-G-85-27）。

また、第 84 回総会では、「293 技術者養成計画」（8-G-81-24）なども配布されている。

第 85 回総会（1960 年 10 月 3 日）では、副会長に河原 現副会長が再選された。その後、「294 中央教育審議会第 84 回総会におけるおもな意見」（8-G-81-25）および、検討すべき問題点として「292 ○管理運営について」（8-G-81-22）（文書番号から見て第 84 回総会で配布されたもの）を企画課長が朗読し、調査局長が説明した（「299 中央教育審議会第 85 回総会調査局長説明」8-G-85-3）。

また、今後の審議の進め方について討議した結果、あと 1, 2 回総会を開いて全般的な討議をしたうえで、特別委員会に審議を付託することとなった（以上、「298 中央教育審議会第 85 回総会議事概要」8-G-85-2）。

第 84 回総会で配布された、文部省の文書番号で 286, 287, 292 の各資料は、検討の必要性がある事項を具体的に示したものであり、総会後の各特別委員会の論議に一定の方向性と枠組みを与えたように思われる。したがって、IV.3 の資料③, ④, ⑤に全文を掲げておく。

第 86 回総会（1960 年 10 月 17 日）では、「297 中央教育審議会第 85 回総会における主な意見」（8-G-85-1）を企画課長が朗読し、討議に入った。

これをもって総会での審議は一応打ち切り、2, 3 の特別委員会を設けることになった。まず、目的・性格に関する特別委員会を設けることになり、特別委員として大浜, 奥井, 茅, 木下, 高橋, 細川(隆), 松下, 森戸, 諸井, 両角, 天野, 河原の以上 12 名が会長から指名された（以上、「305 中央教育審議会第 86 回総会議事概要」8-S-16-あ-32）。

## 2. 第 15 特別委員会の活動

### (1) 第15特別委員会の概要および委員構成

1960 年 10 月 17 日の第 86 回総会に続いて、1960 年 11 月 7 日より、第 15 特別委員会（第 1 回）が始まった。

第 15 特別委員会委員には、先に総会で指名された天野, 大浜, 奥井, 茅, 河原, 木下, 高橋, 細川(隆), 松下, 森戸, 諸井, 両角の 12 名に加えて、香川, 梶井, 高坂, 清家, 前田の 5 名が臨時委員として加わった。このうち、主査は森戸, 副主査は奥井であった（「特 10 中央教育審議会第十五特別委員会（大学教育に改善について—目的・性格に関するもの）委員名簿 三五・一〇・二五」12-1-2）。

第 15 特別委員会における審議経過の大まかな流れをおさえておきたい。まず、第 1 回会議では、第 15 特別委員会で検討すべき問題点、すなわち大学の目的・性格のうち、その具体的な説明がなされている。

1960年12月5日の第3回から1961年2月20日の第8回までの会議では、参考人からの意見聴取が行われた。その話題は、大学の目的・性格から、一般教育、大学院、研究所、教員養成、新制大学の成立の際の事情、芸能関係、医学教育まで広範にわたっている。その詳細は後述する。

意見聴取がひととおり終わった1961年3月ごろから、第15特別委員会では大学の目的・性格に関する中間報告案が具体化し、その審議に入っている。『中央教育審議会要覧』第6版によれば、1961年3月20日の第10回から1961年6月26日の第16回までの計7回の会議において中間報告案を審議し、決定している。

第16回会議で決定された中間報告案は、1961年7月10日の第89回総会において審議採択された。そして、「中央教育審議会 大学教育の改善について（中間報告） 昭和36年7月 文部省」（27-6）として活版印刷され、公表された。

## （2）第15特別委員会における審議経過

第15特別委員会第1回会議では、「特5 目的性格について（検討すべき問題点）」（8-S-16-あ-4，27-9(8-S-15-?)。27-9には多数の書き込みがある）が配布され、以下のような「○目的、性格について」の各項目についてそれぞれ調査局長による説明がなされた。その説明部分は省略するが、具体的なものであった。（なお、「特15 中央教育審議会第15特別委員会（第1回）における調査局長説明」（8-S-16-あ-40）は、「第15特別委員会（第2回）配布資料一覧」（8-S-15-2-2）中に含まれている。）

### 1 種別について

- (1) 目的、性格に応じた種別を設けるべきではないか。
- (2) 高等教育機関をどのような種別に分けるか。
- (3) 種別に応じ、名称をどのように定めるか。

### 2 教育内容および教育方法について

- (1) 種別に応じ教育内容をいかにすべきか。
- (2) 種別に応じ単位制、学年制、科目制、授業時間制を検討する要はないか。その他教育方法について改善すべき点はないか。

### 3 修業年限について

種別および教育内容に応じ修業年限をどのように定めるか。

### 4 人間形成について

人間形成は高等教育においていかに行なうべきか。

また、資料について大学課長の説明があり、その後審議に入っている（「第15特別委員会（第1回）会議次第」26-1(8-S-15-1-1)）。

第2回会議（1960年11月21日）では、調査課長および大学課長より資料説明が行われている（「第15特別委員会（第2回）会議次第」12-2(8-S-15-2-1)）。

第2回会議における配布資料は次のとおりである（「第15特別委員会（第2回）配布資料一覧」12-2-1(8-S-15-2-2)）。

「特11 諸外国の高等教育機関について（例）」

「特12 大学の組織関係資料

(1) 種類別大学数

(2) 修業年限別大学数

(3) 学部数別大学数

(4) 組織類型別大学数

(5) 編成母体別大学数」

「特13 大学、短大の入学志願者、入学者の男女別数調」

「特14 大学在学中の学生数の推移」

「特15 第15特別委員会（第1回）における調査局長説明」

「特16 文部統計速報 No92」

第3回から第8回までの会議では、参考人からの意見聴取が行われた（『中央教育審議会要覧』第6版）。参考人は、次頁の表Ⅲ-2に示すとおりである（「参考人一覧」12-5(8-S-15-5-?)）。

第3回会議では、午前10時から午後3時まで、佐々木、平沢、稗方、児玉、瀬藤、伊原、ヨゼフ、小野の8名が各30分ずつ意見を述べる予定になっている（「第15特別委員会（第3回）会議次第」「意見聴取次第」12-3(8-S-15-3-1)）。

第4回会議（1960年12月19日）では、午前10時から、田中、阿部が各30分ずつ意見を述べる予定になっている。その後は審議に充てられている（「第15特別委員会（第4回）会議次第」12-4(8-S-15-4-1)）。

第5回会議（1961年1月23日）では、午前10時からの審議を終えた後、午後1時30分から午後3時まで、蟬山、木村が意見を述べる予定になっている（「第15特別委員会（第5回）会議次第」12-5(8-S-15-5-1)）。

第6回会議（1961年2月6日）では、午前10時から12時まで、高村、石原、朝井の3名が意見を述べる予定になっている（「第15特別委員会（第6回）会議次第」12-6(8-S-15-6-1)）。午後1時から3時までには審議に充てられている。

第7回会議（1961年2月13日）では、村上、日高、上野の3名が意見を述べる予定になっていたものと推定される。

第8回会議では、午前10時から会議が始まり、吉田が意見を述べる予定になっている。

表Ⅲ－２ 第3回会議から第8回会議までの参考人一覧

テーマ	参考人	職名	現職
大学の目的・性格について	佐々木八郎	大学基準協会（大学制度研究委員会委員長）	早稲田大学教育学部教授
	平沢 興	国立大学協会（第一常置委員会委員長）	京都大学長
	稗方弘毅	日本私立大学協会副会長	和洋女子大学長
	児玉寛一	日本経営者団体連盟常任理事 関東工業教育協会会長	株式会社日立製作所常務
	瀬藤象二		東京芝浦電気株式会社専務 日本原子力事業株式会社社長
	伊原貞敏	日本私立大学連盟（一般教育研究集会委員長）	早稲田大学理工学部教授
	3e7・ 079'nt'7		上智大学文学部教授
	阿部孝次郎	関西経済連合会副会長	東洋紡績株式会社社長
	小野光洋	日本私立短大協会副会長	立正学園女子短期大学長
田中静雄	全国公立短期大学協会副会長	神奈川栄養短期大学長	
一般教育について	蠟山政道	民主教育協会会長 国立大学協会一般教育特別委員会委員	
	木村健康	国立大学協会（一般教育特別委員会）	東京大学教授
大学院について	高村象平		慶応義塾大学長
	石原藤次郎		京都大学工学部長
研究所について	朝井勇宣	文部省所轄並びに国立大学付置 研究所長会議連絡委員会委員長	東京大学応用微生物研究所長
教員養成について	村上俊亮		東京学芸大学長
新制大学の成立の際の事情について	日高第四郎		国際基督教大学教授
芸能関係について	上野直昭		東京芸術大学長
医学関係について	吉田富三	医学視学委員会副委員長	東京大学医学部長

その後は審議に充てられている（「第 15 特別委員会（第 8 回）会議次第」12-7(8-S-15-8-1)）。

以上の意見聴取の内容は、以下のような資料によって明らかとなる。

「特 34 第 15 特別委員会における主な意見」

「特 34 第 15 特別委員会における主な意見（委員の意見追加）」

「特 34 第 15 特別委員会における主な意見（参考人の意見追加）」

「特 40 第 15 特別委員会における主な意見（参考人意見対照）」

「特 34 第 15 特別委員会における主な意見」（12-7(8-S-15-8-3)）は、佐々木から平沢、稗方、児玉、瀬藤、伊原、ヨゼフ、阿部、小野、田中、蠟山、木村、高村、石原、朝井までの意見聴取の内容を、発言者も特定したうえで、1 種別、2 修業年限、3 教養課程、4 大学院および研究所、<sup>(ママ)</sup> 4 短期の高等教育機関、5 一般教育、6 教育方法についての各項目に整理されたものである。意見聴取の際には同じ会議で審議も行われており、委員からの意見もあわせて整理されている。

また、「特 34 第 15 特別委員会における主な意見（参考人の意見追加）」（12-14 付(8-S-15-?)）は、村上、日高、上野、吉田の意見聴取の内容が記載されている。

そして、「特 40 第 15 特別委員会における主な意見（参考人意見対照）」（27-7, 8-Z-28-1）は、「特 34 第 15 特別委員会における主な意見」に、「特 34 第 15 特別委員会における主な意見（委員の意見追加）」（12-14(8-S-15-?)）および「特 34 第 15 特別委員会における主な意見（参考人の意見追加）」を加えたものである。参考人には、大学の目的・性格について服部静夫（日本学術会議学術体制委員会委員長、東京大学教授）が加わり、その意見内容も記載されている。

「特 40 第 15 特別委員会における主な意見（参考人意見対照）」は、タイプ印刷で 42 頁にも及び、広範な意見が述べられたことがうかがえる。そこに整理された各項目は以下のとおりである。

- 1 種別について
- 2 修業年限について
- 3 教養課程について
- 4 大学院および研究所について
- 5 短期の高等教育機関について
- 6 一般教育について
- 7 教育方法について
- 8 教員養成について
- 9 芸術関係の大学について
- 10 医学教育について
- 11 その他



そして、1961年2月27日開かれた第9回会議では、「大学の目的・性格に関する意見の総括的報告」がなされた。また、五年制専門教育機関と臨時工業教員養成所が議題に上った（『中央教育審議会要覧』第6版）。

第15特別委員会第9回会議の後、第10回会議が開かれる間に、第87回総会が1961年3月9日に開催されている。「308 中央教育審議会第87回総会議事概要」（26-11(8-G-87-?)）によれば、五年制専門教育機関設置が議題となっており、事務次官から説明がなされている。そして「次にこれに関する第15特別委員会の審議結果の報告を森戸主査が行なったのち審議にはい」っている。この総会では以下のような資料が配付された。

「301 五年制専門教育機関設置要綱案」

「302 一、専門的教育機関に関する中央教育審議会の答申要旨

二、産業界における中堅技術者養成の学校制度創設に関する要望

三、中級技術者の養成についての問題点とその対策」

「303 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案要綱」

「304 国立工業教員養成所の設置等に関する要項」

「305 中央教育審議会第86回総会議事概要」

「307 学校教育法の一部を改正する法律案」

「学校教育法の一部を改正する法律案要綱」

五年制専門教育機関設置についての審議は、会長より、「ほかに意見がなければ、高等専門学校については了承したものとす」とされた。「次に、国立工業教員養成所の設置について事務次官から説明があり、質疑にはい」った（「308 中央教育審議会第87回総会議事概要」）。

第88回総会は、第15特別委員会第12回会議と第13回会議の間の、1961年4月24日に開催されている。「312 中央教育審議会第88回総会議事概要」（26-12(8-G-88-?)）によれば、「4月14日付で委員に再任された天野前会長を会長に再選した後、高等専門学校設置に伴う学校教育法の一部を改正する法律案について事務次官の説明があり、続いてそれに関する質疑応答に入」った。

臨時工業教員養成所の経過についての質問も出されている。そして、「質疑を終り、法律案についての説明は了承された」（「312 中央教育審議会第88回総会議事概要」）。

以上、第15特別委員会の活動期間中に開催された2回の総会は、五年制専門教育機関と国立工業教員養成所の設置を了承したものであった。

### (3) 第15特別委員会における中間報告各案

高等専門学校設置を了承した第 87 回総会の後、第 15 特別委員会において、1961 年 3 月 20 日の第 10 回会議から 1961 年 5 月 22 日の第 15 回会議までは、「大学の目的・性格に関する中間答申案について」審議が重ねられ、6 月 26 日の第 16 回会議で中間報告案が決定されている（『中央教育審議会要覧』第 6 版）。

第 15 特別委員会が担当した大学の目的・性格に関する中間報告案が具体化してくるのは、この 1961 年 3 月ごろである。「秘 第二案 大学の目的・性格について 3 月 8 日」(12-10) は、その原案と思しきものとして確認できる。

なお、『森戸辰男文書』中、この間の審議資料は会議次第や出欠表のみで、審議の様相までをうかがい知ることのできるものは得られていない。また、次に示す中間報告の各案には、必ずしも特別委員会の開催日ではない日付で作成されているものもある。

さて、第 15 特別委員会が審議した「大学の目的・性格について（中間報告）」に関わる一連の資料は、『森戸辰男文書』中、以下の 12 点が確認できる。

- ①「秘 第二案 大学の目的・性格について 3 月 8 日」12-10
- ②「特 36 1 秘 第二案 目的・性格について（中間報告）案」26-8
- ③「特 36 43 秘 目的・性格について（中間報告）案」12-2
- ④「秘 I 種別および修業年限」8-S-16-あ-7
- ⑤「秘 目的・性格について（中間報告）案 36.4.10」8-S-16-あ-13
- ⑥「特 38 47 本案 森戸用 大学の目的・性格について（中間報告）案 36.4.24」26-9-1
- ⑦「特 38 1 秘 大学の目的・性格について（中間報告）案 36.4.24」8-S-16-あ-42
- ⑧「34 秘 大学の目的・性格について（中間報告）案 36.4.24」26-9-2
- ⑨「特 39 43 秘 大学の目的・性格について（中間報告）案 36.6.26」8-S-16-あ-11
- ⑩「47 秘 大学の目的・性格について（中間報告）案 36.6.26」8-X-2-1-2
- ⑪「秘 第 15 特別委員会報告—大学の目的・性格について— 36.7.10」8-Z-15
- ⑫「秘 中教審 昭和三十六年七月十日 第十五特別委員会報告 —大学の目的・性格について—」8-N-1-2

これらの中間報告案のうち、まず改めて①の作成年を確定しておこう。そのために、日付の古い⑤および中央教育審議会における成案と比べてみる。すると、それぞれの書き出し部分について、①では「高等教育機関の使命は、産業経済ならびに科学技術の進展、[……]」であるのに対し、⑤では「[……] 科学技術ならびに産業経済の進展、[……]」、中間報告では「[……] 科学技術の進歩、産業経済の発展、[……]」と述べられている。この順序から判断して、①は⑤および中間報告よりも前のものと判断され、すなわち 1961 年 3 月 8 日のものと確認される。

次に、日付のない②、③および④についてその位置関係を確定しておこう。②と③は、

印刷物としては同一のものであるが、②には「第二案」と記され、多数の書き込みもある。②および③には、いずれもゴム印でナンバリングがされていることから、特別委員会にて配布されたものと思われる。

ここで、①と②のタイトルについて、①は「大学の目的・性格について」となっているのに対し、②は「目的・性格について（中間報告）案」というふうに「（中間報告）案」の字句が入り、以降の案でもそのようになっている。また例えば、①では「[……] 多様になっている」（冒頭3行目）という箇所が、②では「[……] 広範多様になっている」（冒頭3行目）となり、さらにそこに書き込まれた「かつ」が、⑥では「[……] 広範かつ多様になっている」（冒頭3行目）となっている。したがって、②は①よりも後に作成されたものである。なお、①、②にはいずれも「第二案」という書き込みがあるが、「第一案」も存在するものと思われる。

次に、①、②および③、⑤、⑥（同一のものとして⑦、⑧が存在するがここでは⑥でもって代表する）について、全体の構成を比べてみよう。①はⅠ種別、Ⅱ修業年限、Ⅲ教育内容、教育方法等について、Ⅳその他、②はⅠ種別、Ⅱ修業年限、Ⅲ教育内容、教育方法、Ⅳその他となっており、⑤はⅠ種別および修業年限、Ⅱ教育内容、教育方法、Ⅲその他、⑥はⅠ種別および修業年限、Ⅱ教育内容および教育方法、Ⅲその他となっている。このことやいくつかの字句について見たところから、②は①の延長上に、⑥は⑤の延長上に位置づき、よって②および③は、⑤よりも前の中間報告案であると推定できる。

しかしながら、②および③の巻末には、高等教育機関ごとの年限を示した概念図が添付されている。この図は、⑥には添えられているが、⑤にはない。また、②には冒頭4行目に「かような背景のものと大学の性格と機能は[……] 大きな変化を すなわち」という書き込みがある。その印刷されている部分は⑤でも変更されていないのに対して、⑥においては「このような事態を背景として、大学の性格・機能も大きな変化をとげ[……]」と活かされている。このことから、⑥の導出をめぐる②および⑤との関係については確定されたものではない。

④は、文部省用箋に手書きされたものであり、①、②や⑤とは趣を異にしている。また、Ⅰ種別および修業年限についてしか取り上げられていない。その④の資料中には、例えば「2. 学部 [……]（原案と同じ）[……] 原案3頁3参照」、「3 短期大学等 [……]（原案と同じ）[……]（原案3頁4参照）」とある。ここで言う原案は、②と対照したところ当該箇所があり、②のことを指していると判断される。そこで③の後に④が生じたと考えられる。ただ、「原案と同じ」ではない手書きの部分については、書き込み箇所も含めて⑤と酷似しているため、⑥の導出をめぐる④および⑤との関係はここでも確定されない。言い換えれば、②、④、⑤が⑥に関係しているということである。

また、①および⑤の日付について、同日、特別委員会は開催されておらず、文部省側による起案文書と推察される。

1961年4月24日付の⑥については、印刷物として同じものが⑦および⑧の2つ存在する。同日には、第88回総会および第15特別委員会第13回会議が開かれている。

⑥は「本案 森戸用」と書かれたものである。⑦には赤鉛筆で線など引かれているが字句の書き込みはない。⑧は修訂のための書き込みが多数あるが、日付からみて⑥の次に位置づけられる⑨（同一のものとして⑩が存在する）においてその書き込みは採用されていない。また⑧の冒頭に「広島案＝この部分の赤字を除いて又は修正して本案とした」と書き込みがある。「広島案」とは広島大学評議会で討議されたものだろうか。

中間報告案を決定した第15特別委員会最終第16回会議が開かれた1961年6月26日付の中間報告案には⑨、⑩の2つが存在する。

⑨にはいくつかの訂正が書き込まれている。⑩ではそれと同じ箇所に赤鉛筆等で線を入れるなど何らかの印がしてある。

⑪は、その日付から、第89回総会において報告され、総会審議に用いられたものであろう。また、⑨で見られた訂正が⑪において反映されている。⑫は、⑪が縦書きになったものである。

そして、「中央教育審議会 大学教育の改善について(中間報告) 昭和36年7月 文部省」(27-6)は、⑪を活版印刷したものである。その1頁には、「昭和36年7月10日[……]本審議会は、昨年5月2日に諮問のあった「大学教育の改善について」のうち「大学の目的・性格」について、「特別委員会を設けて審議を行なった結果に基づき総会においてさらに慎重に審議し、一応次のような結論に達したので報告します」と記されている。

また、⑪と中間報告とは字句は全く同じであることから、総会審議による修正は加えられなかったといえる。中間報告から1963年1月28日の最終答申に至っては、保健体育科目への言及など若干の相違点を生じている。

以上、得られた中間報告の各案について概観した。その原案と推察される「秘 第㊦案 大学の目的・性格について 3月8日」について若干の考察を試みたい(同資料の全文はIV.3の資料⑥に掲げている)。

まず、「各種の高等教育機関を一律に新制大学に切り換えたため」「所期の目的は必ずしもじゅうぶんに実現されておらず」「高等教育機関の目的・性格に応じた種別を設けることが基本的な問題」という現状認識が示されている。

そしてその場合、設ける種別は、大学院大学、大学、短期大学等、芸術学院である。このうち大学では、「専門的職業教育を行なうもの」、「教養を与えるもの」、「教員養成を行なうもの」が挙げられている。また、短期大学等に含めて、「中堅技術者に対する社会の要請に応ずる」5年制職業教育機関の必要性が述べられている。

次いで、修業年限については、種別による差異を認めるものの、現行年限を維持することが示されている。

さらに、教育内容・教育方法等については、外国語科目、保健体育科目を含む一般教育

に関するものによってその大部分が占められている。また、「別紙」が挿入されており、一般教育および専門教育について具体的な改善方策が述べられている。例えば、「一般教育関係の教育課程を実施するに必要な専任教官組織」の必要性である。

最後に、付記すべき点が3点挙げられている。つまり2点は、「短期大学制度の改善について」と「科学技術教育の振興方策について」および「教員養成制度の改善方策について」の各答申との関連についてである。他方、もう1点は、設置および組織編成、管理運営等について第16特別委員会において審議が行われる予定であり、目的・性格について修正の必要があれば検討するというものである。

第15特別委員会では、高等教育機関に種別を設けるということを念頭に、その種別および修業年限の具体化と決定、そして教育内容・教育方法を専門教育を充実する方向で再検討するという当初の枠組みを維持しながら、中間報告案を審議決定していったのである。

そして中間報告では、大学院と学部との関連、「学術・職業の専門分化に従い、専門的な教育・研究を行う組織」となっていない学部について、博士課程の基礎となっている学部とそうでない学部とで構成されている大学について、教育研究上の基礎単位としての講座制・学科目制については、大学の設置および組織・編成の審議の際に検討するとしている。

### 3. 第16特別委員会の活動

#### (1) 第16特別委員会の概要および委員構成

第16特別委員会は、「大学教育の改善について」審議する2つ目の特別委員会として、1961年7月31日より審議を開始し、翌年10月8日まで計36回の会議を開いた。

委員会の構成は、第15特別委員会から引き続き、天野、岩下、大浜、奥井、茅、河原、木下、高橋、細川(隆)、松下、森戸(主査)、諸井の各委員、および香川、梶井、高坂、清家、前田の臨時委員、これに加えて新たに波多野、細川(潤)、和達の各委員および1961年7月28日より臨時委員に任命された日高の計21名であった。

第1回会議で提示された「検討すべき問題点」(8-S-16-う-7)によると、検討課題は、第1に「設置および組織・編成について」、第2に「管理運営について」、第3に「入学試験について」であった。第16特別委員会は、この3課題について順次、集中的に審議し、各課題の審議終了後にそれぞれの中間報告案をまとめた。審議状況については、各会議で配布された「会議次第」類25回分、(各回の「会議次第」については、以下「第〇回会議次第」とする)や前回の主な意見をまとめた「主な資料」類16回分、(各回の「主な意見」

については、以下「第〇回主な意見」とする)などにより知ることができる。ここではこれらの資料を用いて各課題毎の審議経過を概観し、各中間報告案についても簡単に紹介することにしたい。

## (2)「大学の設置および組織・編成について」の審議経過および中間報告案

大学の設置および組織・編成については、第1回会議から第5回会議(1961年10月2日)にかけて議論され、第6回会議(1961年10月23日)、第7回会議(1961年10月30日)ではそれに基づき中間報告案を検討した(『中央教育審議会要覧』第6版)。その後、1962年6月頃に最終的な案を作成した。

第1回会議では、全体的な課題について調査局長から説明があり、第16特別委員会の使命についての確認が行われた(「検討すべき問題点についての調査局長説明」8-S-16-う-3)。

「第2回会議次第」(8-S-16-2-1(35-1))によると、第2回会議(1961年9月4日)では、「高等教育機関の設置について」、大来佐武郎(経済企画庁総合計画局長)および伊藤良二(文部省調査局調査課長)から意見聴取が行われた。また、具体的な資料名は省略するが、資料番号「特 2-3」から「特 2-24」の資料が配布された。第1回および第2回会議で議論されたのは、大学の設置問題に関して、①計画の必要性やその基本方針、②設置に関する新しい機関の設置、③大学の種別に応じた設置基準の設定、④設置の変更に関する手続き、⑤文部大臣の権限行使の必要性などであった(「第1回及び第2回主な意見」8-2-16-あ-10, 8-2-16-う-5, 8-Z-28-3の3点)。

続く第3回会議(1961年9月11日)では、大学の設置に関し、①高等教育の規模、②専攻分野の転換問題について、また、大学の組織・編成に関し、①学部制・学科制、②文理学部、③一般教育を行う組織について議論された(「第3回主な意見」8-S-16-う-6)。

第4回会議(1961年9月25日)および第5回会議では、もっぱら大学の組織・編成について議論している。先ず、第4回会議では、①複合学部、②教員養成大学(学部)、③特殊専攻分野の大学(学部)、④大学院大学、⑤大学院、⑥講座制、学科目制、⑦科学技術系の教員養成、⑧一般教育を行う組織について議論した(「第4回主な意見」8-S-16-う-15)。なおこの会議では、「特 2 27 教員養成制度の改善方策についての答申の概要」(8-S-16-う-8)および「特 2 29 CALIFORNIA'S MASTER PLAN FOR HIGHER EDUCATION, 1960-1975.(T.C.HOLY)」(8-S-16-う-10)が資料として配られている。

続く第5回会議では、①短期大学の規模、②高等専門学校、③設置基準上の重要事項の変更、④高等教育機関の新設等について審議する機関、⑤大学院大学、⑥産業教育、⑦保健体育科目、⑧単位制度について議論された(「第5回主な意見」8-Z-28-7)。

第 6 回会議および第 7 回会議では、「大学の設置および組織編成について」の中間報告案を検討した。同中間報告案については以下の 8 点の資料について検討したい。

- ①「大学の設置および組織・編成について」8-Z-28-6-1
- ②「秘 大学の設置および組織・編成について（案）（36.10.23）36.10.20」8-Z-28-6-2
- ③「特 2 31 秘 大学の設置および組織・編成について（案） 36.10.23」8-Z-28-6-3
- ④「特 2 33 秘 大学の設置および組織・編成について（案） 36.10.30」8-Z-28-10
- ⑤「特 2 33 秘 大学の設置および組織・編成について（案） 36.10.30」8-S-16-7-2
- ⑥「特 2 33 秘 大学の設置および組織・編成について（案） 36.10.30」8-X-5-4-4
- ⑦「秘 大学の設置および組織・編成について（案） 36.10.30」8-K-5-2
- ⑧「秘 大学の設置および組織・編成について（案） 37.6.12」8-S-16-28-4

このうち③は、資料の日付や資料番号から第 6 回会議の配布資料であることが明らかである。これに関連して、本文中に「36.10.23」、枠外に「(36.10.20)」の日付の記入がある②は、構成上③に近く、字句の修正状況などから、第 6 回会議の配布資料として準備された案の一つであるといえよう。

なお、①には日付がないが、構成・内容的に②に近く、字句の修正がかなり多いものの、それらはおおむね②に反映されていることから、8 点の中で最も古い案であると推察できる。

④、⑤、⑥、⑦はいずれも第 7 回会議で配布された資料であり、同一のものである（④についてはIV.3の資料[7]を参照）。この 4 点は、後に作成された⑧と異なり、最終答申とは構成や内容の点でかなり異なっている。例えば、答申では「(2)配置について留意すべき点」として「ア地域的配置」及び、「イ設置者別の配置」を挙げており、⑧ではこの 2 点ともについて述べているのに対し、④などでは、設置者別の設置に関する記述が全く欠けている。第 7 回会議以降は大学の設置および組織・編成についてほとんど議論されていないことから、こういった異同は第 7 回会議での議論の結果を反映したものと考えられるだろう。

### （3）「大学の管理運営について」の審議経過および中間報告案

大学の管理運営に関する問題は、第 16 特別委員会の中心課題であり、社会から最も注目されていた。委員らは、この問題について第 8 回会議(1961 年 11 月 13 日)から議論を始め、第 17 回会議(1962 年 3 月 26 日)で個別的な議論を終了し、第 18 回会議(1962 年 4 月 16 日)以降は中間報告案の検討に入った（『中央教育審議会要覧』第 6 版）。その後、入学試験に関する議論を数回行った後も、この問題は最終回直前まで特別委員会の中心課題であった。

第 8 回会議では、先ず午前中に、昭和 20 年代半ばに作成されたものの結局不成立に終わった大学管理法案について、当時文部省の大学課長であった、日本育英会理事の春山順之輔が説明を行った。説明内容については、後日会議で配布された「特 2-43 大学管理法案について」(8-Z-13-3) に詳しい。

午後には、中央教育審議会臨時委員でもある大学管理運営改善協議会会長の日高第四郎が、会議直前の 11 月 11 日に同協議会が作成した「大学の管理運営に関し検討すべき問題点について」(8-S-16-17-(20-4)) を用いて、大学管理運営改善協議会の審議状況について説明した。ここでは一般的な問題点として、①文部大臣と大学との関係、②大学の管理運営に関する統一的法規の制定、③大学院大学と大学との管理運営方式に差異を設けることなどの問題を、また、国立大学の管理運営組織機構に関する問題点として、①学長、②協議会、③評議会、④学部長、⑤その他の部局長、⑥教授会の問題を挙げている。

なお、大学管理運営改善協議会は、1960 年 9 月 1 日文部大臣裁定により「大学の管理運営の刷新改善をはかるため」の調査研究を目的として設置され、同年 12 月から審議を重ねてきていた(「特 3 18 大学管理運営改善協議会の審議経過について」8-S-16-(33-4))。第 16 特別委員会との関係で言えば、日高に加えて、中央教育審議会臨時委員である高坂も委員の 1 人であったことが注目される(「大学管理運営改善協議会委員名簿」8-S-16-17-(23-20))。

第 9 回会議(1961 年 11 月 20 日)の審議内容については第 8 回会議分と一緒にまとめられており、それによると、主として大学の自治の本質と範囲の問題について議論されたようである(「第 8 回・第 9 回主な意見」8-X-5-3-2, 8-S-16-(23-13))。

第 10 回会議(1961 年 11 月 27 日)では、「第 10 回会議次第」(8-S-16-10-1(23-2))によると、午前中に安部義謙(電気通信大学事務局長)が意見聴取された。また同会議次第のメモには、この日、北海道学芸大学札幌分校の吉田事件について、安養寺重夫(教職員養成課長)が説明したことが記されている。

第 11 回会議(1961 年 12 月 11 日)になると、大学自治や管理機関に関する問題だけではなく、初めて教員の待遇、身分取り扱いに関して、特に教員の選考問題について本格的に議論した。

なお、通常「主な意見」は、次の会議時に資料として配布されているが、第 11 回会議に限っては、配布資料である「特 2 42 第 16 特別委員会における主な意見(第 11 回分)」(8-S-16-(23-15))の他に、文部省野紙にページ数を打たれ、手書きされた資料「第 16 特別委員会における主な意見(第 11 回分)」(8-S-16-(23-14))が存在する。両者で選択されている意見には多少の相違があり、「主な意見」作成の過程で意見の取舍選択が行われたことが分かる。また、後者の資料には各意見の末尾にカッコ書きで発言者名が記されており、大学の管理運営に関する各委員の考え方がうかがえて興味深い。



第 12 回会議（1962 年 1 月 8 日）から第 14 回会議（1962 年 2 月 19 日）まで、議論の中心は学長や学部長、評議会、教授会などの、各管理機関に関する問題へと移った。

第 12 回会議では、この問題に関し、とりわけ文部大臣の権限についても議論した。「(学長選考の)方法としては、ア. 任命権者が拒否権を持つこと、イ. 大学側が複数の学長候補者を推薦し、任命権者はその中から学長を選定すること」という意見が紹介されたかと思うと、「学長候補者の複数推薦方式は適当とは考えられない」という反対意見が紹介されたり、「文部大臣の責任はむしろ、平常から大学に対して助言、指導をすることによってはじめて果たすことができるのであって、学長任命のときだけに限る必要はないのではなか」と、「文部大臣が〔中略〕管理運営面の問題についてこのような機能を持つことは物議の種であり、困難である」、「文部大臣の指導について、すぐ権力の横暴と断ずるのは、戦前戦後の社会の変化を見ない者の時代錯誤である」等、多様な意見がランダムに紹介されている。この会議では、各委員がそれぞれの意見を交換したものの、統一的な結論は出なかったように思われる（「第 12 回主な意見」8-X-5-4-5, 8-S-16-(23-16)）。

第 13 回会議（1962 年 1 月 22 日）では、学長選挙等の問題と教員の待遇、身分取り扱いに関して、主に不利益処分の問題を議論した（「第 13 回主な意見」8-X-5-3-6, 8-S-16-(23-17)）。

続く第 14 回会議でも、管理機関に関して議論した。大学管理の状況を確認したうえで、「大学の管理運営に関する制度は、すべての大学、学部に共通のものとし、かつ、個別の特殊な事態にも対処できるようにしておくべきである」という意見が紹介されている。この回の議論では私立大学にも触れており、委員会が幅広く適用できる法律の制定を志向していた様子が見える（「第 14 回主な意見」8-X-5-3-7, 8-S-16-(23-18)）。

第 15 回会議(1962 年 2 月 26 日)からは、教員の待遇、身分取り扱いに関して、主に教員の俸給に関する議論が始まった。第 16 回会議（1962 年 3 月 12 日）では、学長への認証官制度の適用、日本学士院の拡大なども話題に上がった（「第 16 回会議主な意見」8-X-5-3-9, 8-S-16-17-4(20-2-②)）。

第 17 回会議でも、引き続き教員の俸給問題について議論し、東京大学法学部待遇改善委員会による「特 2 49 大学教官の給与改善について」（8-S-16-17-5(20-2-③)）などが会議資料として配布された。

個別の問題に関する議論はここで終了し、第 18 回会議から第 25 回会議（1962 年 6 月 4 日）までは、「大学の管理運営に関する中間報告案」が検討された（『中央教育審議会要覧』第 6 版）。この間の会議については、「主な意見」などの資料は残されていないが、議論の状況を知ることができる資料として、6 月 12 日付の「大学の管理運営について

(案)」(8-K-3-12)があげられる(IV.3の資料<sup>8</sup>を参照)。「Ⅱ-1. 学長, 3. 学部長」, および「Ⅲ-1. 教員の身分取扱」の記述について, 数箇所において異なる箇所が見受けられる点, 及び答申にはない「Ⅳ-2. 中央の機関について」の項が存在する点は注目に値するといえよう。この資料は大学の管理運営に関する問題についての議論を一旦終了し、入学試験に関する議論を始める前に作成されていることから、この時点での第16特別委員会の見解を伝える資料として重要である。

第16特別委員会の議題は、第26回会議から入学試験に関する問題へと移ったが、第28回会議(1962年7月9日)、委員会は再び大学の管理運営問題を議題に取り上げた。この時委員らは、この問題について22回もの議論を重ねてきた大学管理運営改善協議会からの審議経過報告を受けている(「特3 18 大学管理運営改善協議会の審議経過について」8-S-16-?(33-4), 「大学管理運営改善協議会の審議経過について」8-S-16-28-8)。

「特3 17 秘 大学管理運営改善協議会中間報告」(8-S-16-?(33-5))によると、同協議会では学長の任命制度について、①文部大臣が学長候補者を大学に提示する案、②文部大臣に複数の学長候補者を推薦する案、③大学の申し出た学長候補者を、文部大臣が大学にさしもどすことができるようにする案のいずれに対しても、「多数の委員の賛成は得られなかった」としている。また学長の選考方法については、「選挙制がもっとも適当であるとの結論に達し」、「選挙人の範囲は、原則として大学における研究および教育について主たる責任を有する教授だけに限ることが望ましい。しかし、[中略]これを画一的に制限することは困難であり、実状にそわない点もあるので、大学の事情により助教授・常勤講師を加えることができるのがよい」としている。

大学管理運営協議会の中間報告は、他に協議会・評議会・教授会の構成や設置、各機関の権限についても触れている。なお詳しくは述べないが、同協議会の中間報告にはこの他にも、第16特別委員会による同年6月12日付の「大学の管理運営について(案)」とは異なる見解がいくつか見受けられる。

次に大学の管理運営に関する議論が再開したのは、第33回会議(1962年9月17日)であった。この会議では、大学の管理運営に関する国立大学協会(以下国大協とする)の中間報告が検討された(「特2 57 大学の管理運営に関する中間報告(案)」8-S-16-34-3,33-9(8?))。国大協第一常置委員会は、同年7月「大学の管理運営に関する中間報告(案)」(以下「国大協案」とする)を取りまとめ、9月に公表していた。国大協案は、中教審の中間報告案公表時、主査が「原案と関連させて慎重に検討した結果、数箇所原案を改めることにした」と言っていたことから分かるように、最終的な中間報告案決定にあたって影響を与えたとされているものである(「中央教育審議会第16特別委員会主査談」8-S-16-?(24))。

これを裏付けるかのように、文部省はこの時期、中教審案と国大協案等とを比較した2つの資料、すなわち「秘 国立大学協会案と中央教育審議会案比較」(33-7)及び「秘 大学管理運営に関する現行法規と中教審案その他の案との比較」(8-S-16-34-2)を作成している(後者についてはIV.3の資料⑨を参照)。第33回会議以降の中間報告案の検討においては、これらの資料がかなりの程度参考にされながら、最終的な中間報告案に向けて委員の間での意見の調整が進められていったと推察できる。

なお、国大協案と連続する資料番号が打たれた、「特2 58 大基総第4号の10 国立大学の管理運営についての意見書(財団法人大学基準協会会長大泉孝)」(3-6(8-?))も当日の配布資料であったが、「秘 大学管理運営に関する現行法規と中教審案その他の案との比較」には取り上げられていない。

#### (4)「入学試験について」の審議経過および中間報告案

3つ目の検討課題である入学試験については、ようやく第26回会議(1962年6月11日)になって議論を始め、早くも第32回会議(1962年9月10日)には中間報告案をまとめている。

第26回、第27回会議には、会議で配付された資料の一覧表が存在している。第26回会議では、資料番号「特3-1」から「特3-9」までの入学試験に関する資料が配布された(「配布資料」8-S-16-27-3)。その一つに、国大協第2常置委員会による「特3 6 入学試験に関する見解(要旨)」(8-S-16-27-10)がある。ここには、「入試問題出題の全国的統一は現段階では困難であろう」、「進適問題は、[中略]賛成でない」、「職業課程からの入試に特別措置を講ずる点は、[中略]制度上の重要問題であるだけに軽々しく結論を出すことはさしひかえたい」など、その後の第16特別委員会での審議の方向性を左右したと思われるような見解がいくつか見られる。

続く第27回会議(1962年6月18日)では、「特3-10」から「特3-16」までの資料が配布された(「配布資料」8-S-16-27-13)。この時は、国立教育研究所所長の関口隆克と同研究所教育方法第二研究室長の西堀道雄、及び全国高等学校校長協会会長の岩下富蔵から意見聴取が行われた(「第27回会議次第」8-S-16-27-11)。

後日、会議で配布された「特3-21 参考人の意見(要旨)」(8-S-16-い-5)によれば、関口と西堀は、国立教育研究所で数年にわたって行ったサンプル調査の結果、進学適性検査の妥当性について、「進学適性検査や、学科試験や、高校での成績等を大学の個性によって適当につきまぜて判定することが望ましいと考える」と説明した。

岩下の意見は、この資料に取り上げられていないが、この日の資料一覧には「特3 5 全国高等学校校長協会要望書」(現物なし)があげられている。同会長名で文部大臣に対して出された1961年9月28日付「大学入試制度改善に関する意見具申」(8-S-16-27-9)では、

進学適性検査の併用の可能性や職業課程卒業者に対する特別配慮等が提起されている。おそらくこのときも入試問題について、高校の側から委員に対し問題提起を行ったのではないだろうか。

とんで第 29 回会議では、日本私立大学連盟常務理事である上野直蔵（同志社大学長）と日本私立大学協会事務局長の矢次保から意見聴取が行われた（「第 29 回会議次第」8-S-16-い-2）。上野は、個人の意見としてはあるが「全国統一の同一期日試験を実施する」と統一試験に賛成し、矢次は私大協会の協議の結果として「私立大学では〔中略〕統一試験は賛成できない」と反対している。

なお第 26 回、第 27 回、第 29 回会議の審議状況は、「第 26 回・第 27 回・第 29 回主な意見」（8-S-16-い-3）に 3 回分まとめて作成されている。その内容を項目別に見ると、①面接について、②進学適性検査について、③内申について、④高校職業課程卒業者の入学について、⑤浪人について、⑥大学入学資格について、⑦無試験入学制度についてとなっている。

第 30 回会議（1992 年 7 月 23 日）では各国の入学試験制度について審議した。「第 30 回会議次第」（8-S-16-い-4）に記されたメモによると、この日委員達は、先ず 1 時間にわたり、前田委員からアメリカ、フランスの、調査課課長補佐・上田亨からドイツ、イギリス、ソビエトの入試制度についてそれぞれ説明を受けた。説明に使われたと思われる外国の入試制度に関する分厚い資料「特 3 19 アメリカ合衆国学校系統図（その他外国の入学制度に関する資料）」（8-S-16-い-8）も残されている。この日の会議の後半では、高校の成績の取り扱いと浪人対策について議論した。

第 31 回会議（1962 年 9 月 3 日）以降、委員会は中間報告案の検討に入った。まず第 31 回会議では「特 3-22 秘 大学入学者選抜の要件として、受験生の高等学校における学習到達度および高等教育進学適性を活用する制度について」（8-S-16-31-4）が配布されたが、これは中間報告案作成に向けて、統一テスト導入の方向性を確認するものであった（IV. 3 の資料 [10](#) を参照）。

続く第 32 回会議（1962 年 9 月 10 日）では、早くも大学の入学試験に関する中間報告案が検討されている（「特 3 25 49 秘 大学の入学試験について（中間報告案）」8-S-16-31-9-1 及び「特 3 25 11 秘 大学の入学試験について（中間報告案）」8-S-16-31-9-2）。この中間報告案と最終会議に出された中間報告案（「特 2 64 29 秘 大学の入学試験について（中間報告案）」5-1 及び「特 2 64 秘 大学の入学試験について（中間報告案）」8-S-20-7-2）とは、構成上の違いの他にたいした違いは見当たらない。具体的には、前者では「4. 改善の方策 (5) 大学相互間および高等学校と大学との連絡協力、(6) 進路指導と受験生の負担の軽減」となっている箇所が、後者では「Ⅲ. 入学者選

抜制度の改善方策 4. 大学相互間および高等学校と大学との連携協力, 5. 進路指導と進学志望者の負担の軽減」となり「6. テストの実施についての経過措置」(前者では(4))の前に位置している点が異なるのみである。

なお、日付がないため正確な作成日は不明であるが、主査の森戸の手による「大学入学制度の基本目標と大学入試の問題点」(8-S-16-31-10)は、文章の構成や文面から、第32回会議配布の「秘 特 3-25 大学の入学試験について(中間報告案)」の1から3の部分の原案にあたると思われる。森戸の文章において「一」から「三」の部分は中間報告案の「1. 大学入学者選抜制度の基本目標」に、「四」から「七」の部分は「2. 大学入学者選抜の現状と問題点」に、「八」以下は「3. 入学者選抜制度についての考察」にあたっていると思われる。

また、前述の「特 3-22 秘 大学入学者選抜の要件として、受験生の高等学校における学習到達度および高等教育進学適性を活用する制度について」は、箇条書きされており、構成的にはっきりしないものの、中間報告案の「4. 改善の方策」の各項目と内容が対応しており、こちらも中間報告案の原案の一部にあたるといえよう。

審議の結果は、1962年10月8日、「大学の設置、組織編成、管理運営に関する中間報告案」にまとめられ、同年10月15日に開かれた第91回総会で採択された。

#### 4. 第17特別委員会および第18特別委員会の活動

##### (1) 第17特別委員会の概要および委員構成

第17特別委員会は、学生の厚生補導について審議し、中間報告案をまとめた。

その第1回会議は、1962年10月22日に開かれている。その後、第17特別委員会は毎週会議が開かれ、1962年12月3日の第7回会議にて中間報告案を決定し、終了している。

『森戸辰男文書』中、第17特別委員会に関する資料は得られていない。

『中央教育審議会要覧』第6版によれば、その間、第2回会議(1962年10月29日)において参考人からの意見聴取、第3回会議(1962年11月5日)において学生の厚生補導の意義およびあり方、第4回会議(1962年11月12日)において学生の厚生補導の組織・運営、第5回会議(1962年11月19日)および第6回会議(1962年11月26日)において学生の自治活動・政治活動についてそれぞれ審議している。

第17特別委員会には、天野、岩下、大浜、茅、河原、木下、高橋、森戸の以上8名の委員と、臨時委員として井上に参加した(『中央教育審議会要覧』第6版)。

第17特別委員会が終了すると、翌週から引き続いて第18特別委員会が開かれた。第17

特別委員会のまとめた中間報告案は、第 18 特別委員会の中間報告案とあわせて、1963 年 1 月 28 日開催の第 92 回総会で審議採択された。

### (2) 第18特別委員会の概要および委員構成

第 18 特別委員会は、大学の財政について審議し、中間報告案をまとめた。

第 18 特別委員会には、天野、茅、河原、高橋(雄)、森戸、諸井、矢部の以上 7 名の委員と、黒沢、高橋(泰)、鶴田、渡辺の以上 4 名の臨時委員が参加した。主査は森戸であった(「中央教育審議会第十八特別委員会(大学教育の改善について—大学の財政に関するもの)委員名簿 三七・一二・十」8-S-18-1-9)。

その第 1 回会議は、1962 年 12 月 10 日に開かれている。そして、1963 年 1 月 21 日の第 5 回会議において中間報告案を決定し、終了している。

第 18 特別委員会の中間報告案は、第 17 特別委員会のそれとともに、1963 年 1 月 28 日開催の第 92 回総会で審議採択された。

### (3) 第18特別委員会における審議経過

第 1 回会議では、以下のような資料が配付されている(「資料目次」8-S-18-1-3)。

「特 5 1 国立学校財政資料」

「特 5 - 2 国立大学に関係がある税の減免措置のおもなもの」

「特 5 3 学校特別会計制度の変遷について」

「特 5 - 4 イギリスの「大学補助金委員会」(University Grants Committee)について」

「特 5 5 大学財政に関する国立大学協会の要望」

そして、「国立大学財政の現状と問題点」と題する文書(8-S-18-1-2)に、次のような事柄が記されており、審議のたたき台となったものと思われる。

- 1 予算の項目の建方について
- 2 予算の配当について
- 3 予算積算上の問題点について
- 4 会計組織について
- 5 特別会計制度について
- 6 地方公共団体との関係について
- 7 税制との関係について
- 8 国有財産について

第 2 回会議(1962 年 12 月 17 日)では、意見聴取が行われた。参考人は、杉野目晴貞(北海道大学長)、丹羽保次郎(東京電機大学長)、山田良之助(武蔵工業大学長)の以

上3名であった（「第18特別委員会（第2回）会議次第」8-S-18-2-1）。

第2回会議においてか第3回会議においてかは判然としないが、国立大学協会からの要望書「特5 7 国立文教施設の緊急整備について」（11-5）が配られている。

第3回会議（1963年1月7日）については、「大学財政の問題点 38.1.7」（8-S-18-3-2）という文書がある。これに記載された事柄は以下のとおりである。

1. 研究の長期計画に即応する予算措置の確立
2. 予算執行上の弾力的運営（例えば繰越、項目間の移流用など）
3. 寄付金受入れのための組織
4. 研究援助財団
  - －管理運営からまわされているもの－

（関連事項）
5. 教官の待遇改善（給与体系の適正化）
  - －管理運営の教員の待遇改善といかに対応させるか－
6. 学生奨学金（授業料との関係）
7. 科学研究費

第4回会議（1963年1月14日）に関する資料は欠いている。

次いで、翌週開かれた第5回会議では、「秘 特5－8 1 大学の財政について（中間報告案） 38.1.21」（8-S-18-5-2）が審議された。この中間報告案は、IV.3の資料 11 として掲げている。この後、1963年1月24日の日付で、「秘 大学の財政について（案） 38.1.24」（8-D-1-7）が作成されている。そしてこの案にはかなりの加筆修正が施されている。

#### IV. 資料編

##### 1. 年表 (第 10, 第 15, 第 16, 第 17, 第 18 各特別委員会および総会関係経緯)

###### 参考資料

日本科学者会議『科学技術政策史年表』1981, 中山茂・後藤邦夫・吉岡斉『[通史]日本の科学技術』索引・目録 1995, 『中央教育審議会要覧』第 6 版 1972, 『会報』(国立大学協会), 『会報』(大学基準協会) ほか

年 月 日	事	柄
1950 年 3 月 -	衆議院「科学技術の振興に関する決議」採択	
1951 年 6 月 11 日	産業教育振興法 (法律第 228 号)	
6 月 30 日	中央産業教育審議会令 (政令第 239 号)	
1953 年 1 月 21 日	中央教育審議会第 1 回総会 第 1 期発足	
	①文部大臣あいさつ (戦後の教育全般の改善について包括的諮問)	
	②事務次官説明	
	③議事規則決定	
2 月 11 日	中央教育審議会第 2 回総会 会長・副会長選挙 (会長亀山直人, 副会長前田多門)	
8 月 8 日	理科教育振興法成立 (法律第 186 号) →理科教育審議会設置	
9 月 25 日	科学技術振興議員連盟(前田正男ら)「科学技術庁設置要望」を政府に申し入れ	
1954 年 2 月 4 日	松前重義ら「科学技術庁設置法案」衆議院に提出	
11 月 15 日	中央教育審議会第 37 回総会	
	①第 4 特別委員会の「大学入学者の選考およびこれに関連する事項についての答申案」の審議採択 (第 6 回答申)	
	②社会教育について	
1955 年 2 月 21 日	中央教育審議会第 40 回総会 第 2 期発足	
	①文部大臣あいさつ (私立学校教育の振興について諮問)	
	②会長および副会長の互選 (会長天野貞祐, 副会長河原春作)	
	③審議経過の説明	
5 月 31 日	衆議院商工委員会科学技術振興に関する小委員会(小委員長前田正男)「科学技術庁設置要望決議」	
6 月 9 日	経済団体連合会「科学技術総合行政機関設置の要望」を政府に提出	
9 月 26 日	行政管理庁長官, 行政審議会に科学技術関係行政機構の改正要綱	



	を示すよう諮問
10月25日	経済団体連合会「科学技術行政機関設置の要領」を政府に建議
11月18日	行政審議会答申
12月下旬	自民党科学技術特別委員会「科学技術関係行政機構要綱（案）」立案
1956年2月14日	「科学技術庁設置法要綱案」閣議決定
2月16日	「科学技術庁設置法要綱案」第24国会提出
3月31日	科学技術庁設置法成立（法律第49号）
5月18日	科学技術審議会令公布（政令第144号） → 1959年2月 科学技術会議設置により廃止
5月19日	科学技術庁・科学技術審議会・航空技術審議会発足 資源調査会，総理府から科学技術庁へ移管
6月15日	日本原子力研究所設置
6月16日	産業合理化審議会「産学協同教育制度について」答申
7月31日	経済白書「もはや戦後ではない」
8月10日	原子燃料公社発足
8月15日	科学技術審議会「科学技術の振興及び科学技術教育の強化普及に関する決議」
8月23日	航空技術審議会「航空技術研究所の事業計画に関する基本方針」答申
9月3日	科学技術審議会，科学技術教育部会設置
9月10日	科学技術庁長官より文部大臣あて「科学技術の振興及び科学技術教育の強化普及について（要望）」
9月27日	科学技術審議会科学技術教育部会事務局「科学技術教育部会において採り上げられた問題点」
11月9日	日本経営者団体連盟「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」
11月30日	中央産業教育審議会「高等学校における工業教育振興について」答申
12月5日	科学技術審議会「科学技術教育の振興について」（31 科技審第 18号）
12月10日	中央教育審議会第56回総会 短期大学制度の改善について答申（第12回答申）
1957年3月23日	中央教育審議会第57回総会 第3期発足 ①文部大臣あいさつ ②会長互選（会長天野貞祐）
4月23日	衆議院本会議「教員養成機関の改善と充実並びに理数科教育及び自然科学研究の振興に関する決議」
4月27日	中央教育審議会第58回総会

	文部大臣灘尾弘吉 文調企第 143 号「科学技術教育の振興方策について」諮問
5月20日	中央教育審議会第59回総会 科学技術教育の振興方策について
5月23日	中央産業教育審議会第56回総会
5月27日	中央教育審議会第10特別委員会第1回 自由討議 ①特別委員会の運営 ②審議方針として「大学において養成しようとする科学技術者の質と量の問題を中心にして審議し、次いでその上・下に及ぼしてゆく」
6月3日	中央教育審議会第10特別委員会第2回 自由討議
6月6日	中央教育審議会会長天野貞祐 中教審第66号「大学における科学技術教育について」（6月17日意見発表会通知）
6月10日	中央教育審議会第60回総会 ①教員養成制度の改善方策について（諮問） ②第10特別委員会審議状況について茅主査から報告 ③次官説明「我が国教育の現状と問題点」
6月12日	産業合理化審議会 31産審第52号 産学協同制度について答申
6月17日	中央教育審議会第10特別委員会第3回 大学における科学技術教育について(参考人より意見聴取, 討議) 参考人意見 早稲田大学教授 伊原貞敏/千葉大学学長 小林政一/法政大学教授 多田基/横浜国立大学工学部長 永井彰一郎/京都大学工学部長 堀尾正雄/東京大学工学部長 山県昌夫/日本経営者団体連盟 平尾誠一(芝浦工機株式会社社長)
6月24日	理科教育審議会「理科教育に従事する教員養成の改善について」 答申
6月24日	中央教育審議会第10特別委員会第4回 ①大学における科学技術者養成の数の問題について池田亀三郎, 瀬藤象一の報告 ②「大学卒業者の需要数に関する調査」についての報告(調査課長) ③大学における科学技術教育の現状と問題点について(大学学術局長) ④これまでの総会及び特別委員会の討議の要約 ⑤今後の審議方針
6月28日	文部省・日本経営者団体連盟「大学卒業者の需要数の調査」
7月1日	中央教育審議会第61回総会

	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第 10 特別委員会の審議状況報告</li> <li>②「大学における科学技術教育について」第 1 読会</li> <li>③教員養成制度の改善方策について</li> </ul>
7 月 8 日	中央教育審議会第 10 特別委員会第 5 回 <ul style="list-style-type: none"> <li>①高校以下の科学技術教育の振興について問題点の説明（初等中等教育局長）</li> <li>②「高校以下の教育に関する問題点」について</li> </ul>
7 月 9 日	中央教育審議会会長天野貞祐 中教審第 70 号「高等学校における科学技術教育について」（7 月 15 日意見発表会通知）
7 月 13 日	文部省調査局調査室「大学卒業者の需要数の調査結果の概要」
7 月 15 日	中央教育審議会第 10 特別委員会第 6 回 <ul style="list-style-type: none"> <li>①高校以下の科学技術教育の振興について(参考人から意見聴取, 討議)</li> <li>参考人 山本佳男/河島武四郎/伏見三郎</li> <li>②第 62 回総会に対する中間報告案について</li> </ul>
7 月 18 日	国立大学協会「科学技術教育振興に対する意見」, 「教員養成における科学技術教育の刷新振興についての意見」
7 月 19 日	中央教育審議会第 10 特別委員会第 7 回 中間報告
7 月 22 日	中央教育審議会第 62 回総会 <ul style="list-style-type: none"> <li>①科学技術教育の振興方策について</li> <li>②教員養成制度の改善方策について</li> </ul>
9 月 9 日	中央教育審議会第 63 回総会 第 10 特別委員会中間報告について
9 月 17 日	中央教育審議会第 10 特別委員会第 8 回 大学院における科学技術教育の振興について
9 月 26 日	中央教育審議会第 10 特別委員会第 9 回 大学院における科学技術教育の振興について
9 月 30 日	中央教育審議会第 64 回総会 <ul style="list-style-type: none"> <li>①副会長互選（副会長河原春作）</li> <li>②勤労青少年教育の振興方策について（諮問） 定時制における技能養成について論議, 技能者養成施設での実習など</li> </ul>
10 月 7 日	中央教育審議会第 10 特別委員会第 10 回 科学技術教育振興に関する高等学校以下の教育の問題点について
10 月 14 日	中央教育審議会第 10 特別委員会第 11 回 高等学校以下の教育の問題点について
10 月 21 日	中央教育審議会第 65 回総会 科学技術教育の振興について

10月22日	中央産業教育審議会建議「中堅産業人の養成について」
10月28日	中央教育審議会第10特別委員会第12回 ①大学附置研究所における問題点について ②社会教育における科学技術普及向上に関する問題点について ③科学技術教育の全般について
11月4日	中央教育審議会第10特別委員会第13回 ①科学技術教育振興に関する答申案について ②総会に対する要望事項
11月11日	中央教育審議会第66回総会 ①第10特別委員会の「科学技術教育の振興方策について」の審議採択（第14回答申） ②勤労青少年教育の振興方策について
1958年7月28日	中央教育審議会第72回総会 ①第11特別委員会の「教員養成制度の改善方策について」の審議採択（第16回答申） ②育英奨学および援護に関する事業の振興方策について（諮問）
1959年5月25日	中央教育審議会第76回総会 第4期充足 ①文部大臣あいさつ ②会長互選（会長天野貞祐） ③わが国教育上の問題点について事務次官説明
10月5日	中央教育審議会第79回総会 副会長互選（副会長河原春作）
12月8日	日本経営者団体連盟「専科大学制度創設に対する要望意見」
12月16日	国立大学協会一般教育特別委員会第1回
1960年1月14日	国立大学協会一般教育特別委員会第2回
2月13日	国立大学協会一般教育特別委員会第3回
4月18日	国立大学協会一般教育特別委員会第4回
5月2日	中央教育審議会第81回総会 大学教育の改善について（諮問）
5月16日	国立大学協会一般教育特別委員会第5回
6月6日	中央教育審議会第82回総会 ①会長互選（会長天野貞祐） ②大学教育の改善（目的・性格）について
6月7日	国立大学協会一般教育特別委員会第6回
7月-	日本私立短期大学協会「短期大学制度に関する希望」
7月4日	中央教育審議会第83回総会 大学教育の改善（目的・性格）について
7月21日	日本造船工業会「科学技術教育振興に関する要望」
9月12日	中央教育審議会第84回総会

	①文部大臣・政務次官あいさつ ②大学教育の改善（目的・性格、設置および組織編成）について
10月1日	文部省所轄並びに国立大学附置研究所長会議「大学院問題に関する要望書」
10月3日	中央教育審議会第85回総会 ①副会長互選（副会長河原春作） ②大学教育の改善（設置および組織編成、管理運営、学生の厚生補導、入学試験ならびに財政）について
10月4日	科学技術会議諮問第1号に対する答申「10年後を目標とする科学技術振興の総合的基本方策について」
10月10日	日本鉄鋼連盟「理工系高等教育に関する要望書」
10月12日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第1回 「大学の目的、性格について」および「大学の管理、運営について」を検討
10月14日	国立大学協会第6常置委員会同専門委員会 「大学の財政について」を検討
10月17日	中央教育審議会第86回総会 大学教育の改善（管理運営、学生の厚生補導、入学試験および財政）について
10月29日	大学基準協会第7回（通算9回）大学制度研究委員会（旧称 大学教育制度研究委員会） 「大学教育制度に関する改革案」を含む「大学制度中間報告」を決定
11月7日	中央教育審議会第15特別委員会第1回 大学の目的・性格について
11月7日	国立大学協会一般教育特別委員会第7回
11月9日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第2回
11月14日	関西経済連合「大学制度改善に就て」
11月21日	中央教育審議会第15特別委員会第2回 大学の目的・性格について
11月29日	国立大学協会一般教育特別委員会第8回
12月5日	中央教育審議会第15特別委員会第3回 大学の目的・性格について意見聴取
12月15日	国立大学協会一般教育特別委員会第9回
12月16日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第3回
12月19日	中央教育審議会第15特別委員会第4回 大学の目的・性格について意見聴取
12月27日	「国民所得倍増計画」閣議決定
1961年1月-	文理学部関係国立大学長協議会より中央教育審議会会長天野貞祐あて「要望書」

1月12日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第4回
1月13日	国立大学協会一般教育特別委員会第10回
1月19日	関西経営者協会「中小企業における雇用対策に関する要望書」
1月23日	中央教育審議会第15特別委員会第5回 ①一般教育について ②参考人から意見聴取
1月23日	東京商工会議所「学校における科学技術産業教育の振興に関する意見」
2月-	関東甲信越地区国立大学事務局長会議「部外秘 国立大学管理運営に関する検討事項について(報告)」
2月2日	国立大学協会一般教育特別委員会第11回
2月6日	中央教育審議会第15特別委員会第6回 大学院, 研究所の目的・性格について意見聴取
2月13日	中央教育審議会第15特別委員会第7回 ①参考人から意見聴取 ②単位制度, 学位授与制度について
2月14日	文部省「五年制専門教育機関設置要綱案」作成
2月20日	中央教育審議会第15特別委員会第8回 ①参考人から意見聴取 ②大学の種別について
2月24日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第5回
2月27日	中央教育審議会第15特別委員会第9回 ①五年制専門教育機関について ②大学の目的・性格に関する意見の総括的報告 ③臨時工業教員養成所について
2月28日	国立大学協会一般教育特別委員会第12回
2月28日	大阪商工会議所「専科大学設置に関する要望」
3月-	日本学術会議学術体制委員会「学術体制検討の中間報告」
3月9日	中央教育審議会第87回総会 ①五年制専門教育機関設置について事務次官説明 ②臨時工業教員養成所設置について事務次官説明
3月15日	国立大学協会より中央教育審議会議長ほかあて「大学の目的、性格について(国立大学協会第1常置委員会中間報告)」送付
3月20日	中央教育審議会第15特別委員会第10回 大学の目的・性格に関する中間答申案について
3月27日	中央教育審議会第15特別委員会第11回 ①参考人から意見聴取 ②大学の目的・性格に関する中間答申案について
3月29日	国立大学協会一般教育特別委員会第13回
4月-	日本教育学会大学制度研究委員会「国立工業教員養成所の設置に

	ついて」
4月3日	中央教育審議会第15特別委員会第12回 ①大学の目的・性格に関する中間答申案について ②高等専門学校法案について事務次官説明
4月20日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第6回
4月24日	中央教育審議会第88回総会 第5期発足 ①会長互選（会長天野貞祐） ②高等専門学校法案について
4月24日	中央教育審議会第15特別委員会第13回 大学の目的・性格に関する中間答申案について
4月26日	国立大学協会一般教育特別委員会第14回
5月15日	中央教育審議会第15特別委員会第14回 大学の目的・性格に関する中間答申案について
5月22日	中央教育審議会第15特別委員会第15回 大学の目的・性格に関する中間答申案について
5月23日	大学基準協会、「大学制度に関する改革案」
5月24日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第7回
5月27日	国立大学協会一般教育特別委員会第15回
6月6日	全国公立短期大学協会「短期大学制度に関する陳情書」
6月12日	日本学術会議会長和達清夫より内閣総理大臣池田勇人あて「大学制度の改善について（勧告）」
6月20日	文部省所轄並びに国立大学附置研究所長会議連絡委員長、東京大学物性研究所長 武藤俊之助「大学院問題に関する要望書に対する説明書」
6月22日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第8回
6月23日	国立大学協会『会報』第20号発行 (国立大学協会一般教育特別委員会中間報告「一般教育の管理・運営の組織について」, 「一般教育、基礎教育科目について」掲載)
6月26日	中央教育審議会第15特別委員会第16回 大学の目的・性格に関する中間答申案決定
7月10日	中央教育審議会第89回総会 第15特別委員会の「大学の目的・性格に関する中間答申案」の審議採択
7月10日	「中央教育審議会 大学教育の改善について（中間報告）」
7月21日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第9回
7月31日	中央教育審議会第16特別委員会第1回 大学の設置、組織編成および管理運営について
8月12日	全国公立短期大学協会「短期大学制度に関する陳情書」

8月30日	高等専門学校設置基準（文部省令第2号）
9月4日	中央教育審議会第16特別委員会第2回 ①参考人から意見聴取 ②大学の設置，大学院大学について
9月11日	中央教育審議会第16特別委員会第3回 大学の設置および組織編成について
9月13日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第10回
9月13日	国立大学協会一般教育特別委員会第16回
9月25日	中央教育審議会第16特別委員会第4回 大学の設置，組織編成，管理運営および入学試験について
9月28日	全国高等学校長協会長「大学入試制度改善に関する意見具申」
10月2日	中央教育審議会第16特別委員会第5回 大学の設置，組織編成，管理運営および入学試験について
10月7日	国立大学協会一般教育特別委員会第17回
10月17日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第11回
10月23日	中央教育審議会第16特別委員会第6回 大学の設置および組織編成の報告案について
10月30日	中央教育審議会第16特別委員会第7回 大学の設置および組織編成の報告案について
11月6日	国立大学協会一般教育特別委員会第18回
11月11日	大学管理運営改善協議会「大学の管理運営に関し検討すべき問題点について」
11月13日	中央教育審議会第16特別委員会第8回 ①大学管理法案について ②大学管理運営改善協議会の審議状況について
11月15日	国立大学協会『会報』第21号発行 （国立大学協会一般教育特別委員会中間報告「教養課程における外国語教育について」，「教養課程における保健体育について」掲載）
11月17-18日	国立大学協会第23回総会 「大学の管理運営に関する国立大学協会第1常置委員会中間報告案」報告 国立大学協会第2常置委員会「入学試験に関する見解（要旨）」報告 「要望書 一、大学教官の待遇改善について 二、教官のための公務員宿舍増設について」 「要望書 一、昭和三十七年度国立文教施設整備費の増額について 二、教官研究費の増額について」 「要望書 大学等研究機関における教育者研究者の人材養成計画について」



11月20日	中央教育審議会第16特別委員会第9回 ①大学の管理運営について ②大学の管理運営に関する中間報告案について
11月27日	中央教育審議会第16特別委員会第10回 ①国立大学の管理運営に関して意見聴取 ②「学内管理運営の問題点」について ③「北海道学芸大学札幌分校吉田問題経緯」について
12月11日	中央教育審議会第16特別委員会第11回 大学の自治について
1962年1月8日	中央教育審議会第16特別委員会第12回 大学の管理運営について
1月22日	中央教育審議会第16特別委員会第13回 教員の身分、待遇について
1月24日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第12回
2月19日	中央教育審議会第16特別委員会第14回 大学の管理運営について
2月21日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第13回
2月26日	中央教育審議会第16特別委員会第15回 教員の待遇について
3月-	国立大学協会『大学における一般教育について』 6,000部印刷，各大学長宛送付
3月7日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第14回
3月12日	中央教育審議会第16特別委員会第16回 教員の待遇について
3月26日	中央教育審議会第16特別委員会第17回 教員の身分について
3月31日	義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（法律第60号）
4月1日	義務教育諸学校の教科用図書無償制度調査会令（政令第111号）
4月4日	学校法人紛争の調停等に関する法律（法律第70号）
4月16日	中央教育審議会第16特別委員会第18回 大学の管理運営に関する中間報告案について
4月20日	国立大学協会第1常置委員会小委員会第15回
4月23日	中央教育審議会第90回総会 ①会長・副会長互選（会長天野貞祐，副会長河原春作） ②教育上の問題点について事務次官説明
4月23日	中央教育審議会第16特別委員会第19回 大学の管理運営に関する中間報告案について
4月30日	中央教育審議会第16特別委員会第20回 大学の管理運営に関する中間報告案について
5月7日	中央教育審議会第16特別委員会第21回

	大学の管理運営に関する中間報告案について
5月11日	内閣総理大臣あて、日本学術会議の勧告
5月14日	中央教育審議会第16特別委員会第22回 大学の管理運営に関する中間報告案について
5月21日	中央教育審議会第16特別委員会第23回 大学の管理運営に関する中間報告案について
5月28日	中央教育審議会第16特別委員会第24回 大学の管理運営に関する中間報告案について
6月4日	中央教育審議会第16特別委員会第25回 大学の管理運営に関する中間報告案について
6月11日	中央教育審議会第16特別委員会第26回 ①入学試験について ②「大学入学試験研究協議会」について
6月18日	中央教育審議会第16特別委員会第27回 入学試験について参考人から意見聴取
6月22日	国立大学協会第24回総会 「要望書 大学教官の待遇改善について」 「要望書 一、国立文教施設整備費の増額について 二、教官研究費の増額について 三、学生経費の増額について 四、大学図書館維持費の増額について」 「要望書 大学保健管理の強化について」
7月－	国立大学協会第1常置委員会提案「大学の管理運営に関する中間報告（案）」
7月6日	文部省大学管理運営改善協議会中間報告
7月9日	中央教育審議会第16特別委員会第28回 大学の管理運営に関し大学管理運営改善協議会の審議経過報告
7月16日	中央教育審議会第16特別委員会第29回 入学試験制度について参考人から意見聴取
7月16日	大学基準協会第29回理事会 「国立大学の管理運営についての意見書」（案）を承認
7月16日	大学基準協会より文部大臣、中央教育審議会会長、国立大学協会会長あて「国立大学の管理運営についての意見書」
7月23日	中央教育審議会第16特別委員会第30回 各国の入学試験制度について
7月31日	国立大学協会第1常置委員会「大学の管理運営に関する中間報告案」提出
9月3日	中央教育審議会第16特別委員会第31回 入学試験に関する中間報告案について
9月10日	中央教育審議会第16特別委員会第32回

	入学試験に関する中間報告案について
9月15日	第25回国立大学協会総会 「大学の管理運営に関する中間報告」審議決定 「会長談話」（国立大学協会茅誠司）
9月17日	中央教育審議会第16特別委員会第33回 ①大学の管理運営に関する国立大学協会の中間報告 ②入学試験に関する中間報告案について
9月24日	中央教育審議会第16特別委員会第34回 大学の管理運営について
10月1日	中央教育審議会第16特別委員会第35回 大学の管理運営に関する中間報告案について
10月8日	中央教育審議会第16特別委員会第36回 大学の設置，組織編成，管理運営に関する中間報告案について
10月15日	中央教育審議会第91回総会 第16特別委員会の「大学の設置，組織編成，管理運営および入学試験についての中間報告案」の審議採択
10月22日	中央教育審議会第17特別委員会第1回 学生の厚生補導について
10月29日	中央教育審議会第17特別委員会第2回 参考人から意見聴取
11月－	国立大学協会「国立文教施設の緊急整備について」
11月5日	中央教育審議会第17特別委員会第3回 学生の厚生補導の意義およびあり方について
11月12日	中央教育審議会第17特別委員会第4回 学生の厚生補導の組織，運営について
11月12日	教育職員養成審議会「教員養成制度の改善について（建議）」
11月19日	中央教育審議会第17特別委員会第5回 学生の自治活動，政治活動について
11月26日	中央教育審議会第17特別委員会第6回 学生の自治活動，政治活動について
12月3日	中央教育審議会第17特別委員会第7回 学生の厚生補導に関する中間報告案について
12月10日	中央教育審議会第18特別委員会第1回 大学の財政について
12月17日	中央教育審議会第18特別委員会第2回 参考人から意見聴取
1963年1月7日	中央教育審議会第18特別委員会第3回 公私立大学の財政について
1月14日	中央教育審議会第18特別委員会第4回 大学の財政について

1月21日	中央教育審議会第18特別委員会第5回 大学の財政に関する中間報告案について
1月28日	中央教育審議会第92回総会 ①第17特別委員会「大学の厚生補導に関する答申案」の審議採択 ②第18特別委員会「大学の財政に関する答申案」の審議採択 ③大学教育の改善についての答申案の審議採択（第19回答申）
3月31日	国立学校設置法の一部を改正する法律（法律第69号）、教養部の制度化など改正
3月31日	教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令（政令第97号）、部局長に教養部の長を加えるなど改正
4月8日	中央教育審議会第93回総会 「大学教育の改善」の答申に関する措置、その他の重要事項について事務次官説明

## 2. 資料目録

本目録で紹介するのは、中央教育審議会第 10 特別委員会と中央教育審議会答申「大学教育の改善について」に関する総会及び特別委員会関係資料である。冒頭述べたように、『森戸文書』は、横浜市史資料室および広島大学に分散しているため、同一資料が、横浜市史編纂室及び広島大学で、ことなる整理番号が打たれているケースがある。その場合は、カッコで横浜市史の番号も記入した。

第 10 特別委員会資料は、『石川二郎文書』（国立教育研究所）中にあり、『森戸文書』中には含まれていない。『石川二郎文書』は、『石川二郎旧蔵資料目録稿』（渡部宗助『講和独立後のわが国教育改革に関する調査研究』国立教育研究所，1992 年 3 月）によって紹介されている。しかし、同目録は、資料の順序構造が完全には反映されていない。いうまでもなく、政策形成過程の分析にとって重要なのは、毎回の会議の議題、配付資料、討議の内容、答申原案、その修正過程の確定である。『石川二郎旧蔵資料目録稿』の凡例は、①編者による分類 ②原則時系列 ③簿冊資料は表紙から配列という整理原則をとっており、原資料の形態を再現するように務めている。しかし、『石川文書』は、事務方として石川氏が個人的に整理・所蔵したためか、全体の関係性が明確ではない。また、総会の場合には、配付資料目録によって、全体の経緯を探ることが可能だが、特別委員会についての目録は見つかっていない。

そこで、『石川二郎旧蔵資料目録稿』の第 10 特別委員会資料を検討し、「Ⅰ. 中央教育審議会への諮問以前の資料」、「Ⅱ. 中央教育審議会への諮問と第 10 特別委員会関係」、「Ⅲ. 関係資料」に区分し、配列を試みた。このうち、109 ～ 114 のように、総会で配布された資料もあり、特別委員会の議論のために作成されたものも含まれていることは確かだが、現状では、判別しがたい。

第 81 回～第 93 回総会関係は、「大学教育の改善について」の諮問から、答申に至る時期のものである。中央教育審議会の審議は、教育刷新委員会・教育刷新審議会と比較して配付資料が多く、事務局としての文部省のヘゲモニー・役割が強くなったことを示していると思われる。該当する時期の配付資料すべては見つかっていないが、重要なので、配付資料目録でわかる限りの資料名も掲載した。

第 15,第 16 特別委員会資料は、委員会の性格上、同一の資料が、別な委員会で配布・参考にされたらしく、資料の帰属関係を確定することはできなかった。ここでの区分はたぶん便宜的なものである。第 17 特別委員会の資料は、横浜市史資料室および広島大学資料には発見されなかった。

資料の閲覧等に多大な便宜を図っていただいた横浜市史編纂室に厚くお礼申し上げます。

(1) 中央教育審議会 第10特別委員会関係資料目録

I. 中央教育審議会への諮問以前の資料		
1	「31 企第 36 号 科学技術の振興及び科学技術教育の強化普及について(要望)」(科学技術審議会, 科学技術庁長官, 文部大臣宛, 31-9-10, 別紙「科学技術振興並びに科学技術教育の強化普及に関する決議」31-8-15)	096.54/7/416
2	「科学技術教育部会において採り上げられた問題点」(科学技術審議会科学技術教育部会事務局, 31-9-27)	096.54/7/417
3	「31 科技審第 18 号 科学技術教育の振興について [要望]」(科学技術審議会会長正力松太郎, 文部大臣宛 31-12-5, 別紙「科学技術教育の振興に関する決議」31-11-28)	096.54/7/418
4	「(参考) 科学技術審議会委員名簿」	096.54/7/419
5	「わが国教育の現状と問題点(次官説明項目, 中央教育審議会第 57 回総会)」[32-3-23]	096.54/7/450
6	「秘 意見」(32-4-16)	[番号なし]
7	「秘 科学技術教育の振興について」(32-4-16)	096.54/7/442
8	「秘 科学技術教育の振興について」(32-4-19)	096.54/7/441
II. 中央教育審議会への諮問と第10特別委員会関係資料		
9	「文調企第 143 号 科学技術教育の振興方策について(諮問)」(32-4-27)	096.54/7/391
10	「文調企第 143 号 科学技術教育の振興方策について(諮問)」(「160」とナンバリング, 32-4-27)	096.54/7/499
11	「中央教育審議会第 10 特別委員会(科学技術) 委員名簿」	096.54/7/412
12	「中央教育審議会臨時委員名簿(五十音順)」(32-5-14)	096.54/7/413
13	「第 10 特別委員会 [第 1 回] 議事要旨」(32-5-27)	096.54/7/409
14	「科学技術教育に関する中央教育審議会委員の意見」(調査局企画, 32-5)	096.54/7/415
15	「科学技術教育振興のための大学教育に関する対策案(委員の意見)」	096.54/7/411
16	「[第 10 特別委員会メモ]」[32-5-27]	096.54/7/410
17	「中教審第 66 号 大学における科学技術教育について [意見聴取依頼]」(32-6-6)	096.54/7/406
18	「中央教育審議会第 60 回総会議事概要」(資料「173」32-6-10)	096.54/7/452
19	「[別紙] 科学技術教育についての意見発表者(50音順)」(32-6-17)	096.54/7/408
20	「大学における科学技術教育についての参考人の意見(要約)」(32-6-17)	096.54/7/423
21	「工学教育における一般教育について」(日本私立大学連盟教育制度第一専門委員会経過報告書抜粋, 多田基, 32-6-17)	096.54/7/422
22	「中央教育審議会第 10 特別委員会(第 4 回) 要項」(32-6-24)	096.54/7/407
23	「[科学技術教育改善方針の樹立にあたって考えるべき問題点]」	096.54/7/463
24	「大学卒業者の需要数の調査」(文部省/日経連, 32-6-18)	096.54/7/447

	(附；「大学卒業者の需要数の調査票及意見調査票」)	
25	「大学卒業者の需要数の調査結果の概要」(文部省調査局調査課, 32-7-13)	096.54/7/446a
26	「科学技術者の「量」に関する参考人よりの意見聴取事項」(32-6-7)	096.54/7/404
27	「大学における科学技術教育について」(32-6-24)	096.54/7/405
28	「大学における科学技術教育について(第一読会)」(資料「175」, 32-6-24)	096.54/7397
29	「秘 中堅技術者の数の確保に関する考察のための資料」(文部省初等中等教育局職業教育課, 資料「92」, 32-6-27)	096.54/7/489
30	「中央教育審議会第 61 回総会議事概要」(32-7-1)	096.54/7/449
31	「科学技術教育の振興について」(32-7-4)	096.54/7/464
32	「第 10 特別委員会(第 5 回)要項」(32-7-8)	096.54/7/403
33	「高等学校以下の教育に関する問題点について」	096.54/7/421
34	「高等学校以下の教育に関する問題点について」	096.54/7/443
35	「中教審第 70 号 高等学校における科学技術教育について[意見聴取依頼]」(32-7-9)	096.54/7/401
36	「第 10 特別委員会(第 6 回)要項」(32-7-15)	096.54/7/402
37	「大学における科学技術教育について」(加島淳, 32-7-20)	096.54/7/425
38	「秘 第 10 特別委員会中間報告(案)」	096.54/7/399
39	「高等学校以下の科学技術教育について(中間報告案)」	096.54/7/400
40	「秘 中央教育審議会第 10 特別委員会中間報告(案)」(32-7-19,32-7-22と訂正)	096.54/7/396
41	「秘 中央教育審議会第 10 特別委員会中間報告」(32-7-22)	096.54/7/390
42	「中央教育審議会第 10 特別委員会中間報告要旨」	096.54/7/393
43	「中央教育審議会第 10 特別委員会中間報告要旨」[文部省郵紙]	096.54/7/394
44	「第十特別委員会中間報告(案)」	096.54/7/398
45	「中央教育審議会第 63 回総会次第」(32-9-9)	096.54/7/392
46	「[中央教育審議会第 63 回総会メモ]」([32-9-9])	096.54/7/395
47	「第 10 特別委員会(第 8 回)次第」(32-9-17)	096.54/7/388
48	「大学院の問題点」	096.54/7/386
49	「[第 10 特別委員会(第 8 回)メモ]」	096.54/7/389
50	「[第 10 特別委員会(第 9 回)メモ]」([32-9-26])	096.54/7/387
51	「中央教育審議会第 64 回総会議事概要」(32-9-30)	096.54/7/470
52	「第 10 特別委員会(第 10 回)次第」(32-10-7)	096.54/7/379
53	「[第 10 特別委員会(第 10 回)メモ]」([32-10-7])	096.54/7/384
54	「科学技術教育振興に関する高等学校以下の教育の問題点」(32-10-7)	096.54/7/380
55	「科学技術教育振興に関する高等学校以下の教育の問題点」	096.54/7/381
56	「科学技術教育振興に関する高等学校以下の教育の問題点」	096.54/7/382
57	「科学技術教育振興に関する高等学校以下の教育の問題点」	096.54/7/383
58	「[科学技術教育の振興方策に関する部内打合せメモ]」([32-10-11])	096.54/7/378

59	「第 10 特別委員会（科学技術教育振興に関するもの）において提起された教育制度の問題点について」（32-10-21）	096.54/7/385
60	「教育制度改善案の取り扱いについての方針」	096.54/7/377
61	「第 10 特別委員会（第 11 回）次第」（32-10-14）	096.54/7/373
62	「[第 10 特別委員会（第 11 回）におけるメモ]（[32-10-14]）」	096.54/7/376
63	「科学技術教育振興に関する高等学校以下の教育の問題点」（32-10-14）	096.54/7/374
64	「第 10 特別委員会（第 12 回）次第」（32-10-28）	096.54/7/370
65	「[第 10 特別委員会（第 12 回）におけるメモ]」（[32-10-28]）」	096.54/7/372
66	「第 10 特別委員会（第 13 回）次第」（32-11-4）	096.54/7/361
67	「[第 10 特別委員会（第 13 回）メモ]」（32-11-4）	096.54/7/363
68	「[総会に対する要望事項草案メモ]」	096.54/7/366
69	「総会に対する要望事項」（第 10 特別委員会，32-11-4）	096.54/7/364
70	「秘 総会に対する要望事項（案）」（第 10 特別委員会，32-11-4）	096.54/7/369
71	「秘 科学技術教育の振興方策についての答申（案）[本文]」（32-11-4）	096.54/7/362
72	「[科学技術教育の振興方策について（答申案）の前文案Ⅰ]」	096.54/7/357
73	「秘 [科学技術教育の振興方策について（答申案）の前文案Ⅱ]」	096.54/7/358
74	「[科学技術教育の振興方策について（答申案）の前文案Ⅲ]」	096.54/7/360
75	「[中央教育審議会におけるメモ]」（[32-11-11]）」	096.54/7/359
76	「科学技術教育の振興方策に関する答申目次（案）」	096.54/7/371
77	「科学技術教育の振興方策について（答申）[案]」（32-11-11）	096.54/7/356
78	「科学技術教育の振興方策について（答申）」（32-11-11）	096.54/7/355a
79	「科学技術教育の振興方策について（答申）」（32-11-11）	096.54/7/355b
<b>III. 関係資料</b>		
80	「国立大学附置研究所及び国立大学附置共同研究施設一覧」	096.54/7/365
81	「科学技術者養成拡充計画」	096.54/7/367
82	「国立短期大学及び学科新設計画」	096.54/7/368
83	「教育刷新委員会・教育刷新審議会建議 [及] [日本] 学術会議要望事項」	096.54/7/414
84	「科学技術庁関係報告参考資料」（参 101/総会 25）	096.54/7/420
85	「中堅産業人の養成について」（中央産業教育審議会会長菊池豊三郎，32-10-22）	096.54/7/427
86	「中堅産業人の養成について」[中央産業教育審議会答申附属文書]	096.54/7/426
87	「日高教教文発第 19 号 学制改革を中心とする当面の文教方針に関する申し入れ」（日本高等学校教職員組合，32-10-21）	096.54/7/428
88	「京都大学自然科学系学部における修業年限一ヶ年延長に対する要望理由書」（京都大学評議会昭和 30 年 7 月 15 日及び同年 10 月 11 日報告）	096.54/7/429
89	「陳情書」（日本応用心理学会及び日本心理学会科学技術教育振興研究委員長，中央教育審議会会長宛，32-6）	096.54/7/430
90	「工業に対する私の所信」（西原利夫，32-2）	096.54/7/431



91	「中央産業教育審議会第 56 回総会議事録」(初等中等教育局職業教育課, 32-5-23)	096.54/7/432
92	「科学技術教育振興に関する各界の意見」(大学学術局技術教育課)	096.54/7/433
93	「科学技術の振興を中核とした教育制度改革案」(教育評論家協会, 32-6)	096.54/7/434
94	「科学技術教育振興に対する意見, 教員養成における科学技術教育の刷新振興についての意見」(国立大学協会会長矢内原忠雄, 32-7-18)	096.54/7/435
95	「新時代に対応する技術教育に関する意見」(日本経営者団体連盟教育委員会, 31-11)	096.54/7/436
96	「科学技術教育(水産)に関する意見」(北海道高等学校長協会水産部会長飛鳥貫治)	096.54/7/437
97	「科学技術教育振興に関する意見」(北海道高等学校長協会工業部会長長原三郎)	096.54/7/438
98	「科学技術とその教育の振興についての私見」(電通大学寺沢寛一, 32-6-25)	096.54/7/439
99	「国立大学工学部長意見抜粋」([32-6-26])	096.54/7/440
100	「青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律(案)及びその他の法律案」	096.54/7/444
101	「国会提出予定法律案」	096.54/7/445
102	「日教組・教育情報(377号)」(32-5-25)	096.54/7/446
103	「成田清助(北海道高等学校長協会農業部会長)科学技術教育に関する資料送付について」	096.54/7/451
104	「教員養成機関の改善と充実並びに理数科教育及び自然科学研究の振興に関する決議(案)」(32-4-20)	096.54/7/461
105	「教員養成機関の改善と充実並びに理数科教育及び自然科学研究の振興に関する決議(衆議院本会議)」(32-4-23)	096.54/7/453
106	「教員養成機関の刷新ならびに理数科教育及び自然科学研究の振興に関する決議(衆議院本会議)」(32-4-23)	096.54/7/454
107	「科学教育振興に関する要望について(発議書)」(広島県教育委員会, 32-3-26)	096.54/7/455
108	「要望書」(国立大学協会会長矢内原忠雄, 32-7-15)	096.54/7/456
109	「中央教育審議会の答申に対する措置一覧」([総会配布「161」], 文部省調査局企画課, 32-4)	096.54/7/460
110	「文部省内審議会・協議会等一覧」(「162」とナンバリング文部省調査局企画課, 32-4-1 現在)	096.54/7/459
111	「中学校及び高等学校の現状及び進学就職状況」(「163」とナンバリング, 32-4-2)	096.54/7/457
112	「大学・短期大学数調[外]」(「164」とナンバリング, 32-4-1 現在)	096.54/7/458
113	「理科教育に従事する教員養成の改善について(答申)」(「175」とナンバリング, 第 61 回総会配付資料, 理科教育審議会会長茅誠司,	096.54/7/424

	32-6-24)	
114	「学校系統図－現行制度と改革案－」（資料「193」）	096.54/7/375
115	「31 産審第 52 号 産学協同教育制度について答申」（産業合理化審議会会長石橋湛山，通商産業大臣宛 31-6-12）	096.54/7/462
116	「公・私立大学附置研究所一覧 [ I ]」	096.54/7/465
117	「学科別にみた大学（4 年制）卒業者に対する不足者の比率 [30 年度]」	096.54/7/467
118	「主要国における総人口に対する高等学校教育機関在籍者数の比率」	096.54/7/468
119	「主要国の同一年齢人口に対する高等教育機関進学者数の比率 [日，米，英，西独，仏]」	096.54/7/469
120	「学校系統図－現行制度と特別委員会において提起された案」	096.54/7/471
121	「大学院学生数調」（32-9-1 現在，附・大学院卒業後の状況，31-7-1 現在）	096.54/7/472
122	「科学技術人力増強の対策 [自動車技術会中部支部報第 6 号抜刷]」（清水勤二，32-6-25）	096.54/7/473
123	「科学・技術教育推進協会会則案 第 4 稿」（32-6-17）	096.54/7/474
124	「高等学校における農業教育のあり方について」（資料「91」，中央産業教育審議会農業小委員会，32-6-27）	096.54/7/475
125	「大学院設置審査基準要項」（大学設置審議会決定，27-10-11）	096.54/7/476
126	「大学院基準」（大学基準協会，30-6-7 改訂）	096.54/7/477
127	「学位規則（文部省令第 9 号）」（28-4-1）	096.54/7/478
128	「学位令（勅令第 200 号）」（大正 9-7-6）	096.54/7/479
129	「大学院と学位制度」	096.54/7/480
130	「昭和 31 年 3 月大学院修士課程終了者の状況」（31-7-1 現在）	096.54/7/481
131	「大学院学生定員，在学者数調」（32-9-1 現在）	096.54/7/482
132	「大学院に関する統計表」（大学学術局大学課，32-4-1）	096.54/7/483
133	「公・私立大学附置研究所一覧 [ II ]」（32-4-1 現在）	096.54/7/484
134	「工学部化学系学科における科目配当の比較」	096.54/7/485
135	「昭和 32 年 3 月機械工科大学卒業修得単位状況調」（「133」とナンバリング，技術教育課）	096.54/7/486
136	「大学，短期大学，理工系学部学科入学定員調」（32-4-1 現在）	096.54/7/487
137	「主要国の同一年令人口に対する高等教育機関進学者数の比率」	096.54/7/488
138	「高等学校の理科教育施設設備の現状（公立学校）小学校中学校の理科教育施設設備の現状（公立学校）」（29-10-15）	096.54/7/490
139	「中学校及び高等学校の現状及び進学就職状況」（32-4-2）	096.54/7/491
140	「高等学校における職業課程の産業教育施設・設備の平均現有率」（31-3-3 現在）	096.54/7/492
141	「高等学校の定時制課程および通信教育の現状」（32-6-28）	096.54/7/493
142	「[Her Majesty's Stationary Office : Technical Education のメモ]」（32-2-6）	096.54/7/494
143	「昭和 31 年度大学卒業修得単位状況第 4 次調査結果表（昭和 32 年 3 月）	096.54/7/495

	31日現在)」(文部省大学学術局学生課, 32-5-30)	
144	「昭和31年度大学卒業者の就職概況(昭和32年3月31日現在)」(文部省大学学術局学生課, 32-5-30)	096.54/7/496
145	「昭和33年3月大学卒業予定者の就職状況について」(文部省大学学術局学生課, 32-11-30現在)	096.54/7/497
146	「昭和32年度大学卒業者就職状況第1次調査結果発表」(32-11-30現在)	096.54/7/498

(2) 第81回～第93回総会関係

第81回総会		
1	「中央教育審議会第81回総会次第」(35-5-2)	8-G-81-1
2	「中央教育審議会第81回総会配付資料」	8-G-81-2
3	「256 大学教育の改善について[諮問]」(文調企第104号, 文部大臣松田竹千代, 35-5-2)	8-G-81-3
4	「257 大学教育の改善について(諮問理由説明要旨)」	8-G-81-4
5	「258 中央教育審議会委員名簿(昭35・4・1)」	8-G-81-5
6	「259 大学に関する統口表」(大学学術局大学課, 35-4-1現在)	8-G-81-6
7	「260 大学の諸問題について今までに答申のあった事項」	8-G-81-7
8	「261 特殊教育の充実振興についての法令的措置」[および]「特殊教育の充実振興について昭和35年度予算措置」(調査局企画課, 35-4-23)	8-G-81-8
9	「262 高等学校教育課程の改善について[教育課程審議会答申]」(35-3-31)	8-G-81-9
10	「263 文部省関係の第34国会(通常)提出法律案件名および要旨」(34-5-2)	8-G-81-10
11	「264 国と地方の文教予算(広報資料15)」	[現物なし]
第82回総会		
12	「中央教育審議会第82回総会次第」(35-6-6)	8-G-82-1
13	「[メモ]」	8-G-82-2
14	「269 主要国における学校制度」	8-G-82-4
15	「270 中央教育審議会第81回総会議事概要」(35-5-2)	8-G-82-5
第83回総会		
16	「中央教育審議会第83回総会次第」(35-7-4)	8-G-83-1
17	「中央教育審議会第83回総会配付資料」	8-G-83-2
18	「271 中央教育審議会第82回総会における主な意見」	8-G-83-3
19	「272 各国の高等教育の要点」	[現物なし]
20	「273 アメリカ合衆国の高等教育」	[現物なし]
21	「274 各国の高等教育Ⅱ－イギリス－」	[現物なし]
22	「275 各国の高等教育Ⅲ－フランス・西ドイツ－」	[現物なし]
23	「276 各国の高等教育Ⅳ－ソ連・中国－」	[現物なし]
24	「277 大学教官待遇改善資料」	[現物なし]

25	「278 大学卒業所要単位数調（専攻別）」	[現物なし]
26	「279 大学の組織編成に関する資料」	[現物なし]
27	「280 大学管理関係法令新旧対照表」	[現物なし]
28	「281 大学における管理に関する規定（例）」	[現物なし]
29	「282 大学管理法関係資料」	[現物なし]
30	「283 高等学校学習指導要領改訂草案の要点」	[現物なし]
31	「284 高等学校学習指導要領改訂草案」	[現物なし]
32	「285 中央教育審議会第 82 回総会議事概要」（35-6-6）	8-G-83-4
<b>第84回総会</b>		
33	「中央教育審議会資料送付について」（35-9-12）	8-G-83-5
34	「中央教育審議会第 84 回総会次第」（35-9-12）	8-G-84-1
35	「286 目的・性格について」	8-G-84-2
36	「287 設置および組織・編成について」	8-G-81-19
37	「290 中央教育審議会総会における主な意見（第 81 回～ 83 回）」	8-G-81-20
38	「291 中央教育審議会第 83 回総会議事概要」（35-7-4）	8-G-81-21
39	「292 管理運営について」	8-G-81-22
40	「昭和 35 年度.大学.短期大学入学志願状況調 昭和 35 年 5 月 1 日現在」	8-G-81-23
41	「293 技術者養成計画」	8-G-81-24
<b>第85回総会</b>		
42	「中央教育審議会第 85 回総会次第」（35-10-3）	8-G-85-26
43	「294 中央教育審議会第 84 回総会におけるおもな意見」	8-G-81-25
44	「295 中央教育審議会第 84 回総会議事概要」（35-9-12）	8-G-85-27
45	「1. A. H の考え方」[森戸のメモ]	8-G-85-28
<b>第86回総会</b>		
46	「297 中央教育審議会第 85 回総会における主な意見」	8-G-85-1 (12-11)
47	「298 中央教育審議会第 85 回総会議事概要」（35-10-3）	8-G-85-2 (12-11 付①)
48	「299 中央教育審議会第 85 回総会調査局長説明」	8-G-85-3 (12-11 付②)
<b>第87回総会</b>		
49	「中央教育審議会第 87 回総会次第」（36-3-9）	8-G-87-1 (12-12)
50	「中央教育審議会第 87 回総会次第」（36-3-9）	8-S-16-あ-38
51	「301 五年制専門教育機関設置要綱案」	8-S-16-あ-37
52	「五年制専門教育機関設置要綱案」	8-G-87-2 (12-12 付)
53	「特 35 秘 五年制専門教育機関設置要綱案」	8-G-?(12-13)
54	「302 [資料集]	8-S-16-あ-40

	一、専門的教育機関に関する中央教育審議会の答申要旨 二、産業界における中堅技術者養成の学校制度創設に関する要望 三、科学技術会議諮問第1号に対する答申抜粋(35-10-4)」	
55	「303 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案要綱」 〔36-4-1 以前〕	8-S-16-あ-32
56	「304 国立工業教員養成所の設置等に関する要項」	8-S-16-あ-33
57	「305 中央教育審議会第86回総会議事概要」(35-10-17)	8-S-16-あ-34
58	「307 学校教育法の一部を改正する法律案」	8-S-16-あ-35
59	「学校教育法の一部を改正する法律案要綱」	8-S-16-あ-36
<b>第88回総会</b>		
60	「308 中央教育審議会第87回総会議事概要」(36-3-9)	8-G-87-? (26-11)
<b>第89回総会</b>		
61	「中央教育審議会第89回総会次第」(36-7-10)	8-S-16-36-2
62	「312 中央教育審議会第88回総会議事概要」(36-4-24)	8-G-88-? (26-12)
63	「313 文部省令第二十三号 高等専門学校設置基準」(文部大臣荒木 萬壽夫, 36-8-30)	仮 8-い-6
64	「314 法律第七十号 学校法人紛争の調停等に関する法律」(37-4-4)	仮 8-い-7
65	「315 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律(昭和三十 七年三月三十一日法律第六十号)」	仮 8-い-8
66	「316 臨時義務教育教科用図書無償制度調査会令(昭和三十七年四 月一日政令第百十一号)」	仮 8-い-9
67	「317 高等学校(公立)生徒急増対策」(37-1-26)	仮 8-い-10
<b>第90回総会</b>		
68	「318 中央教育審議会第89回総会議事概要」(36-7-10)	8-G-90-1
69	「[森戸のメモ]」	8-未(23-23)
70	「中央教育審議会 大学教育の改善について(中間報告)」(文部省, 36-7)	8-D-1-9
71	「Ⅱ 大学の設置および組織編成について」	8-D-1-11
72	「Ⅲ 大学の管理運営について」	8-D-1-10
73	「Ⅴ 大学の入学試験について」	8-D-1-12
74	「323 大学教育の改善について(案)」	8-D-1-13
<b>第91回総会</b>		
75	「324 中央教育審議会第91回総会議事概要」(37-10-15)	8-D-1-14
76	「325 教育職員養成審議会 教員養成制度の改善について(建議)」 (文部省, 37-11-12)	8-T-8-2
77	「326 中央教育審議会 教員養成制度の改善方策について(答申)」 (文部省, 33-7) [2部あり]	8-T-8-3
78	「Ⅵ 大学の財政について」	8-D-1-15

79	「Ⅵ 大学の財政について」	8-D-1-17
80	「中央教育審議会 大学教育の改善について（中間報告）－大学の管理運営について－」（文部省，37-10-15）	8-D-1-6-2, 8-D-1-16-1
81	「中央教育審議会 大学教育の改善について（中間報告）－大学の入学試験について－」（文部省，37-10-15）	8-D-1-16-2
82	「中央教育審議会 大学教育の改善について（中間報告）－大学の設置および組織編成について－」（文部省，37-10-15）	8-D-1-6-1, 8-D-1-16-3
<b>第92回総会</b>		
83	「中央教育審議会第九十二回総会における森戸主査あいさつ」（38-1-28）	8-G-92-1, 8-T-1-2-51, 8-Z-8-16, 8-X-2-3
84	「中央教育審議会第92回総会次第」（38-1-28）	8-D-1-8
85	「封筒」[38-1-28, 中教審「大学教育の改善」最終 総会資料]	8-D-1-1
86	「大学教育の改善について」（中央教育審議会会長天野貞祐，38-1-28）	8-D-1-2-1
87	「Ⅰ 大学の目的・性格について」	8-D-1-2-2
88	「Ⅱ 大学の設置および組織編成について」	8-D-1-2-3
89	「Ⅲ 大学の管理運営について」	8-D-1-2-4
90	「Ⅳ 学生の厚生補導について」	8-D-1-2-5
91	「Ⅴ 大学の入学試験について」	8-D-1-2-6
92	「Ⅵ 大学の財政について」	8-D-1-2-7
93	「秘 学生の厚生補導について（中間報告案）」	8-D-1-3
94	「大学教育の改善についての審議会開催数」	8-D-1-4
95	「中央教育審議会 大学教育の改善について（中間報告）」（文部省，36-7）	8-D-1-5
96	「秘 大学の財政について（案）」（38-1-24）	8-D-1-7
97	「配布資料目次」	8-T-8-7-1
98	「327 国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案要綱」	8-T-8-7-2
99	「328 国立学校設置法の一部を改正する法律」（法律第69号，38-3-31）	8-T-8-7-3
100	「329 教育公務員特例法施行令の一部を改正する政令」（政令第27号，38-3-31）	8-T-8-7-4
<b>第93回総会</b>		
101	「中央教育審議会第93回総会次第」（38-4-8）	8-T-8-9
102	「[封筒]」（38-6-21）	8-S-20-A-1
103	「昭和37年度 大学入学者実態調査結果の要旨」	8-S-20-A-2
104	「後期中等教育の拡充整備について [諮問]」（文部大臣荒木萬壽夫，38-6-24）	8-X-2-4-1
105	「後期中等教育の拡充整備について（諮問理由説明要旨）」	8-X-2-4-2
106	「後期中等教育の拡充整備について検討すべき問題点に関する文部事務次官説明要旨」	8-X-2-4-3

107	「340 後期中等教育の拡充整備について [諮問]」(文部大臣荒木萬壽夫, 38-6-24)	8-S-19-1-5
108	「341 後期中等教育の拡充整備について(諮問理由説明要旨)」	8-S-19-1-6
109	「342 義務教育後の教育訓練制度の概要」(文部省調査局企画課)	8-S-20-A-3

(3) 第15特別委員会関係

I. 会議次第, 出欠表, 配付資料一覧, 参考人一覧		
1	「第15特別委員会(第1回)会議次第」(35-11-7) [2部あり]	8-S-15-1-1 (26-1,12-1)
2	「第15特別委員会(第2回)会議次第」(35-11-21)	8-S-15-2-1 (12-2)
3	「第15特別委員会(第2回)配付資料一覧」[特11から特16まで]	8-S-15-2-2 (12-2-1)
4	「第15特別委員会(第3回)会議次第」(35-12-5) [「意見聴取次第とも」]	8-S-15-3-1 (12-3)
5	「第15特別委員会(第4回)会議次第」(35-12-19)	8-S-15-4-1 (12-4)
6	「第15特別委員会(第5回)会議次第」(36-1-23)	8-S-15-5-1 (12-5)
7	「中央教育審議会第十五特別委員会(大学教育の改善について-目的・性格に関するもの)委員名簿[第5回出欠表]」([36-] 1-23)	8-S-15-5-2 (12-5)
8	「参考人一覧」	8-S-15-5-? (12-5)
9	「第15特別委員会(第6回)会議次第」(36-2-6)	8-S-15-6-1 (12-6)
10	「中央教育審議会第十五特別委員会委員名簿[第6回出欠表]」([36-] 2-6)	8-S-15-? (26-2)
11	「第15特別委員会(第8回)会議次第」(36-2-20)	8-S-15-8-1 (12-7)
12	「中央教育審議会第十五特別委員会委員名簿[第8回出欠表]」([36-2-20])	8-S-15-8-2 (12-7)
13	「第15特別委員会(第9回)会議次第」(36-2-27)	8-S-15-9-1 (12-8)
14	「中央教育審議会第十五特別委員会委員名簿 第9回出欠状況 二月二十七日(月)」(36-2-27)	8-S-15-9-2 (12-8-付3)
15	「中央教育審議会第十五特別委員会委員名簿[第12回出欠表]」([36-] 4-3)	8-S-15-? (26-3)
16	「第15特別委員会(第14回)会議次第」(36-5-15)	8-S-15-14-1 (26-5)
17	「中央教育審議会第十五特別委員会委員名簿[第14回出欠表]」([36-]	8-S-15-14-2

18	5-15) 「第 15 特別委員会（第 15 回）会議次第」（36-5-22）	(26-5) 8-S-15-15-1 (26-6)
19	「中央教育審議会第十五特別委員会委員名簿〔第 15 回出欠表〕」（〔36-5-22〕	8-S-15-15-2 (26-6)
20	「第 15 特別委員会（第 16 回）会議次第」（36-6-26）	8-X-2-1-1
<b>II. 主な意見</b>		
21	「特 40 第 15 特別委員会における主な意見（参考人意見対照）」	8-Z-28-1
22	「第 15 特別委員会における主な意見（参考人意見対照）」	8-S-15-? (27-7)
23	「特 34 第 15 特別委員会における主な意見」	8-S-15-3-1 (12-2)
24	「特 34 第 15 特別委員会における主な意見」	8-S-15-8-3 (12-7)
25	「特 34 第 15 特別委員会における主な意見（委員の意見追加）」	8-S-15-? (12-14)
26	「特 34 第 15 特別委員会における主な意見（参考人の意見追加）」	8-S-15-? (12-14 付)
<b>III. 中間報告各案</b>		
27	「特 36 43 秘 目的・性格について（中間報告）案」	8-S-15-2-1 (12-2)
28	「特 36 1 秘 第二案 目的・性格について（中間報告）案」	8-S-15-2-1 (26-8)
29	「特 38 1 秘 大学の目的・性格について（中間報告）案」（36-4-24）	8-S-16-あ-43
30	「特 38 47 秘 大学の目的・性格について（中間報告）案」（36-4-24）	8-S-15-2-1 (26-9-1)
31	「特 38 34 秘 大学の目的・性格について（中間報告）案」（36-4-24）	8-S-15-2-1 (26-9-2)
32	「特 39 43 秘 大学の目的・性格について（中間報告）案」（36-6-26）	8-S-16-あ-11
33	「47 秘 大学の目的・性格について（中間報告）案」（36-6-26）	8-X-2-1-2
34	「秘 第三案 大学の目的・性格について」（〔36-〕 3-8）	8-S-15-? (12-10)
35	「秘 目的・性格について（中間報告）案」（36-4-10）	8-S-16-あ-13
<b>IV. 配付資料および参考資料</b>		
36	「特 2 1 大学教育の改善について（中間報告）」（中央教育審議会 会長天野貞祐, 36-7-10）	8-?(27-5)
37	「特 2 29 CALIFORNIA'S MASTER PLAN FOR HIGHER EDUCATION, 1960-1975, Reprinted for private circulation from Journal of Higher Education Vol32, No.1, January, 1961」	8-?(27-5)
38	「特 5 目的性格について（検討すべき問題点）」	8-S-16 あ-4



39	「特 9 高等教育機関の目的性格について」	8-S-15-1-? (12-1-1)
40	「特 10 中央教育審議会第十五特別委員会（大学教育の改善について－目的・性格に関するもの）委員名簿」（35-10-25）〔3部あり〕	8-S-15-? (12-1-2)
41	「特 11 諸外国の高等教育機関について（例）（附）各国の中等教育制度の概要」	8-S-15-2-3 (12-2-2)
42	「特 12 大学の組織関係資料」	8-S-15-2-4 (12-2-3)
43	「特 14 大学（4年制）在学中の学生数の推移」	8-S-15-2-5 (12-2-4)
44	「特 15 中央教育審議会第 15 特別委員会（第 1 回）における調査局長説明」	8-S-16-あ-41
45	「特 16 文部統計速報 NO.92 昭和 35 年度指定統計第 13 号学校基本調査」（文部省，35-10）	8-Z-2-5
46	「特 19 第一表 国公立私立大学院部門別入学定員,総定員,在学者数調（昭和 35 年 5 月 1 日現在） 第二表 昭和 34 年度大学院課程修了者の就職状況調（35.5.1 現在） 第三表 昭和 34 年度大学院課程修了者の就職状況調（35.5.1 現在）」〔文部省大学局大学課〕	8-S-15-9-? (12-8-付 2)
47	「特 20 高等学校卒業程度以上を入学資格とする大学以外の教育訓練機関調」	8-S-15-8-? (12-7)
48	「特 21 東京都所在の高等学校卒業程度以上を入学資格とする各種学校調（卒業による取得資格についての法令上の規定のないもの）」	8-S-15-5-? (12-5-1)
49	「特 22 高等教育機関における目的性格等の沿革について」	8-S-15-5-? (12-5-2)
50	「特 23 大学における一般教育の目標と実施について（国立大学協会一般教育特別委員会）」	8-S-16-あ-26
51	「特 24 一般教育の管理・運営の組織について（国立大学協会一般教育特別委員会）」	8-S-16-あ-25
52	「特 25 大学における工業教育の強化について」（関東工業教育協会）	8-S-16-あ-24
53	「特 27 国立大学附置研究所変遷表」（大学学術局学術課，36-1-27）	8-S-15-5-? (12-5-3)
54	「特 28 国公立私立芸能関係大学教育課程調」〔35-4-1 現在〕	8-S-15-5-? (12-5-4)
55	「特 29 短期大学音楽芸術関係学科入学定員調」（36-2-1）	8-S-15-5-? (12-5-5)
56	「特 38 学術体制委員会 学術体制検討の中間報告」（日本学術会議会長，1961-3）	8-?(27-2)
57	「特 39 43 意 60-14 大学制度改善に就て」（関西経済連合，35-11-14）	8-S-16-あ-14
58	「特 42 大基委制第三号の一 大学制度に関する改革案」（大学基準協会会長大泉孝，36-5-23）	8-?(26-14)

59	「特 43 関係団体等の意見書一覧」	8-S-15-? (27-8)
60	「302 [資料集] 一、専門的教育機関に関する中央教育審議会の答申要旨 二、産業界における中堅技術者養成の学校制度創設に関する要望 三、科学技術会議諮問第1号に対する答申抜粋(35-10-4)」	8-S-15-4-? (12-4-2)
61	「303 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法案要綱」 [36-4-1 以前]	8-S-15-5-?, (12-5)
62	「309 秘 第 15 特別委員会報告－大学の目的・性格について－」 (36-7-10)	8-Z-15
V. その他		
63	「[森戸のメモ]」(35-11-7)	8-S-15-1-2 (12-7 付 4)
64	「国立工業教員養成所の設置等に関する要項」	8-S-15-6-? (12-6)
65	「出身高等学校の所在地別入学状況(昭和35年度)」	8-S-15-9-? (12-8-付 1)
66	「生産技術者の養成(五カ年制工業専門大学と理科高等学校について)」 (東京都立工業短期大学長清家正)	8-S-15-4-? (12-4-1)
67	「○医学、歯学関係大学院設置審査基準要項」(29-7-19 決定, 32-2-20 改正, 大学設置審議会)	8-S-15-5-? (12-5)
68	「国立大学施設整備の現状と対策」(文部省管理局, 昭和35年)	8-S-15-3-1 (12-3-1)
69	「コナント博士滞在日程表」	8-S-15-3-1 (12-3-2)
70	「短大制度恒久化の主張の要項」(日本私立短期大学協会)	8-?(26-14)
71	「私立大学の学科増設および学生定員変更について」	8-?(26-15)
72	「[森戸のメモ]」	8-?(26-17)
73	「大学における工業教育の強化について」(関東工業教育協会)	8-S-16-あ-28
74	「目的性格について(検討すべき問題点)」	8-S-15-? (27-9)
75	「[題名なし, 高等教育機関と年齢図]」	8-S-16-あ-5
76	「[メモ, 森戸の手による草稿]」	8-S-16-あ-6
77	「秘 I 種別および修業年限」	8-S-16-あ-7
78	「学術体制委員会 学術体制検討の中間報告」(日本学術会議, 1961-3)	8-S-16-あ-8
79	「秘 第十五特別委員会報告－大学の目的・性格について－」 (36-7-10)	8-N-1-2
80	「大基委制第三号の一 大学制度に関する改革案」(大学基準協会会 長大泉孝, 36-5-23)	8-S-16-あ-15
81	「中央教育審議会 大学教育の改善について(中間報告)」(文部省,	8-?(27-6)

	36-7)	
82	「短期大学制度に関する希望」(日本私立短期大学協会, 35-7)	8-S-16-あ-1
83	「短期大学制度に関する陳情書」(全国公立短期大学協会会長田中静雄, 36-6-6)	8-S-16-あ-2
84	「「大学制度の根本的改善策」について」(35-7)	8-S-16-あ-3

(4) 第16特別委員会関係

1. 会議次第, 出欠簿, 配付資料一覧		
1	「第16特別委員会(第1回)会議次第」(36-7-31)	8-S-16-34-4
2	「第16特別委員会(第2回)会議次第」(36-9-4)	8-S-16-2-1 (35-1)
3	「[第2回出欠簿]」(36-9-4)	8-S-16-2-2 (26-7), 8-S-16-36-7
4	「第16特別委員会(第3回)会議次第」(36-9-11)	8-S-16-36-6
5	「[第3回出欠簿]」(36-9-11)	8-S-16-あ-12
6	「第16特別委員会(第4回)会議次第」(36-9-25)	8-S-16-36-6
7	「[第4回出欠簿]」(36-9-25)	8-S-16-う-12
8	「[第5回出欠簿]」(36-10-2)	8-S-16-う-13
9	「[第6回出欠簿と推定]」	8-S-16-う-14
10	「第16特別委員会(第6回)会議次第」(36-10-23)	8-Z-28-8
11	「[第7回出欠簿]」(36-10-30)	8-S-16-7-1
12	「第16特別委員会(第8回)会議次第」(36-11-13)	8-S-16-8-1 (23-1)
13	「第16特別委員会(第9回)会議次第」(36-11-20)	8-S-16-う-20
14	「第16特別委員会(第10回)会議次第」(36-11-27)	8-S-16-10-1 (23-2)
15	「[第10回出欠簿]」(36-11-27)	8-S-16-10-2 (23-2-付①)
16	「[第11回出欠簿]」(36-12-11)	8-S-16-10-2 (23-23付)
17	「第16特別委員会(第11回)会議次第」(36-12-11)	8-S-16-11-1 (23-3)
18	「第16特別委員会(第12回)会議次第」(37-1-8)	8-S-16-12-1 (23-4)
19	「[第12回出欠簿]」	8-X-5-5-4
20	「第16特別委員会(第13回)会議次第」(37-1-22)	8-S-16-13-1 (23-5)
21	「[第13回出欠簿]」(37-1-22)	8-Z-13-4
22	「第16特別委員会(第14回)会議次第」(37-2-19)	8-S-16-14-1

23	「第 16 特別委員会（第 15 回）会議次第」（37-2-26）	(23-6) 8-S-16-15-1
24	「第 16 特別委員会（第 16 回）会議次第」（37-3-12）	(23-7) 8-S-16-16-1
25	「第 16 特別委員会（第 17 回）会議次第」（37-3-26）	(20-1) 8-S-16-17-1
26	「[第 17 回出欠簿]」（37-3-26）	(20-2) 8-S-16-17-2
27	「第 16 特別委員会（第 18 回）会議次第」（37-4-16）	(20-2-①) 8-S-16-18-1
28	「[第 21 回出欠簿]」（37-5-7）	(23-9) 8-S-16-21-1
29	「[第 22 回出欠簿と推定]」	(23-10) 8-S-16-?
30	「第 16 特別委員会（第 26 回）会議次第」（37-6-11）	(23-11) 8-S-16-27-2
31	「配付資料」[特 3 1 から 9]（37-6-11）	8-S-16-27-3
32	「第 16 特別委員会（第 27 回）会議次第」（37-6-18）	8-S-16-27-11
33	「配付資料」[特 3 10 から 16]（37-6-18）	8-S-16-27-13
34	「第 16 特別委員会（第 28 回）会議次第」（37-7-9）	8-S-16-28-2
35	「第 16 特別委員会（第 29 回）会議次第」（37-7-16）	8-S-16-い-2
36	「第 16 特別委員会（第 30 回）会議次第」（37-7-23）[2 部あり]	8-S-16--4
37	「[第 30 回出欠簿]」（37-7-23）	8-S-16-い-7
38	「第 16 特別委員会（第 31 回）会議次第」（37-9-3）	8-S-16-31-2
39	「[第 31 回出欠簿]」（37-9-3）	8-S-16-31-3
40	「第 16 特別委員会（第 32 回）会議次第」（37-9-10）	8-S-16-31-7
41	「[第 32 回出欠簿]」（37-9-10）	8-S-16-31-8
42	「第 16 特別委員会（第 33 回）会議次第」（37-9-17）	8-S-16-33-1
43	「第 16 特別委員会（第 34 回）会議次第」（37-9-24）	(33-13) 8-K-3-10
II. 主な意見		
44	「特 2 25 第 16 特別委員会における主な意見（第 1 回、第 2 回分）」 （36-9-11）	8-S-16-あ-10, 8-S-16-う-5, 8-Z-28-3
45	「特 2 26 第 16 特別委員会における主な意見（第 3 回分）」（35-9-25）	8-S-16-う-6
46	「特 2 30 第 16 特別委員会における主な意見（第 4 回分）」	8-S-16-う-15
47	「特 2 32 第 16 特別委員会における主な意見（第 5 回分）」	8-Z-28-7
48	「第 16 特別委員会における主な意見（第 8・9 回分）－大学の管理運営に関するもの－」	8-X-5-3-2, 8-S-16-? (23-13)

49	「第 16 特別委員会における主な意見（第 10 回分）」	8-X-5-3-3
50	「特 2 42 第 16 特別委員会における主な意見（第 11 回分）」	8-S-16-? (23-14)
51	「第 16 特別委員会における主な意見（第 11 回分）」（手書き）	8-S-16-? (23-15)
52	「第 16 特別委員会における主な意見（第 11 回分）」	8-X-5-3-4
53	「特 2 44 第 16 特別委員会における主な意見（第 12 回分）」	8-S-16-? (23-16)
54	「第 16 特別委員会における主な意見（第 12 回分）」	8-X-5-3-5
55	「第 16 特別委員会（第 13 回）における主な意見」	8-S-16-? (23-17) ,
56	「特 2 46 第 16 特別委員会の主な意見（第 14 回分）」	8-X-5-3-6 8-S-16-? (23-18)
57	「第 16 特別委員会の主な意見（第 14 回分）」	8-X-5-3-7
58	「特 2 47 第 16 特別委員会の主な意見（第 15 回分）」	8-S-16-? (23-19)
59	「第 16 特別委員会の主な意見（第 15 回分）」	8-X-5-3-8
60	「特 2 48 第 16 特別委員会における主な意見（第 16 回分）」	8-S-16-17-4 (20-2-②) ,
61	「第 16 特別委員会における主な意見（26 回,27 回,29 回）」	8-X-5-3-9 8-S-16-い-3
<b>Ⅲ. 中間報告各案</b>		
62	「秘 大学の設置及び組織編成について（案）」	8-X-5-4-2
63	「大学の設置および組織・編成について」	8-Z-28-6-1
64	「秘 大学の設置および組織・編成について（案）（10.23）」（36-10-20）	8-Z-28-6-2
65	「特 2 31 秘 大学の設置および組織・編成について（案）」（36-10-23）	8-Z-28-6-3
66	「特 2 33 秘 大学の設置および組織・編成について（案）」（36-10-30）	8-Z-28-10
67	「特 2 33 秘 大学の設置および組織・編成について（案）」（36-10-30）	8-S-16-7-2
68	「特 2 33 秘 大学の設置及び組織 編成について（案）」（36-10-30）	8-X-5-4-4
69	「秘 大学の設置および組織・編成について（案）」（36-10-30）	8-K-5-2
70	「秘 大学の設置および組織編成について（案）」（37-6-12）	8-S-16-28-4
71	「秘 大学の管理運営について（案）」（37-6-12）	8-K-3-12
72	「秘 大学の管理運営について（案）」（37-9-24）	8-K-3-11-1
73	「特 3-25 49 秘 大学の入学試験について（中間報告案）」（37-9-10）	8-S-16-31-9-1
74	「特 3-25 11 秘 大学の入学試験について（中間報告案）」（37-9-10）	S-16-31-9-2
75	「特 2 64 29 秘 大学の入学試験について（中間報告案）」（37-10-8）	(5-1)

76	「特 2 64 秘 大学の入学試験について（中間報告案）」（37-10-8）	8-S-20-7-2
	<b>IV. 配付資料および参考資料</b>	
77	「特 2 3 大学の設置に関係のある教育刷新審議会の建議」	8-S-16-あ-16
78	「特 2 4 国土計画における学校配分に関する資料」	8-S-16-あ-9
79	「特 2 5 私立大学の学科増設および学生定員変更について」	8-S-16-あ-18
80	「特 2 7 大学学部数調 昭和 35 年 4 月現在」	8-S-16-36-8
81	「特 2 8 学部別一年当学生定員調 35.4.現在」	8-S-16-36-9
82	「特 2 9 大学院研究科別一年当学生定員調 35.4.現在」	8-S-16-う-18
83	「特 2 10 大学及び短期大学府県別数調 S.35.4.現在」	8-S-16-? (35-2)
84	「特 2 11 高等教育機関の学生数に関する諸統計（「わが国の教育水準」より抜すい）」	8-S-16-? (35-3)
85	「特 2 12 予備資料 大学入学制度の国際的研究専門家委員会第二回会議 高等教育機関に在学する者の該当年令層に対する割合ならびに社会的・経済的対策」	8-S-16-36-10
86	「特 2 13 大学入学者についてみた各地域出身者数と当該地域の収容能力との比較」（調査局企画課）	8-S-16-? (35-4)
87	「特 2 14 大都市における高等教育機関数と学生数調」（調査局企画課）（36-9-4）	8-S-16-? (35-5)
88	「特 2 15 東京大学入学者・志願者の出身地域別調（昭和 35 年度）」（調査局企画課）（36-9-4）	8-S-16-? (35-6)
89	「特 2 16 母体別国立大学調」（調査局企画課）（36-9-4）	8-S-16-? (35-7)
90	「特 2 17 団地数別国立大学一覧表」（調査局企画課）（36-9-4）	8-S-16-? (35-8)
91	「特 2 18 国立大学における遠隔学部調」（調査局企画課）（36-9-4）	8-S-16-? (35-9)
92	「特 2 19 国立大学文理学部の教科目別教官数（教授・助教授・専任講師）調 34.8.現在」（調査局企画課）	8-S-16-? (35-10)
93	「特 2 20 4 年制の芸術関係大学一覧」（36-9-4）	8-S-16-? (35-11)
94	「特 2 21 博士課程と学部との関連一覧 36 年度現在」（36-9-4）	8-S-16-? (35-12) , 8-S-16-36-11
95	「特 2 22 国民所得倍増計画等（抄）」	8-S-16-? (35-13)
96	「特 2 23 全国総合開発計画草案（抜すい）」（経済企画庁）（36-7-18）	8-S-16-? (35-14)
97	「特 2 24 学園都市建設構想の試案」（首都圏整備委員会事務局）（36-4-6）	8-S-16-? (35-15)

98	「特 2 27 教員養成制度の改善方策についての答申の概要」 (35-9-25)	8-S-16-う-8
99	「特 2 29 CALIFORNIA'S MASTER PLAN FOR HIGHER EDUCATION, 1960-1975」(T.C.HOLY, 1961.1.)	8-S-16-う-10
100	「特 2 34 大学及び短期大学府県別数調 S.35.4.現在」	8-S-16-7-3
101	「特 2 35 大学学部の都道府県別・学科別入学定員調べ(短大・夜 間学部・教員養成学部の2年課程を除く。)昭和35年4月現在(全国 大学一覧による。)」	8-S-16-7-4
102	「特 2 36 高等教育機関における専攻別の学生数調べ 昭和 34 年 5月1日現在」	8-S-16-7-5
103	「特 2 37 中央教育審議会第1特別委員会(大学の大学管理・運営 などに関するもの)議事録(第1回～第7回)」	8-S-1-? (23-12)
104	「特 2 38 大学管理運営に関する教育刷新審議会の建議事項」	8-S-16-17-3 (20-2-④)
105	「特 2 39 部外秘 国立大学管理運営に関する検討事項について(報 告)」(関東甲信越地区国立大学事務局長会議)(36-2)	8-?(26-13)
106	「特 2 43 大学管理法案について(昭和36年11月13日)中央教 育審議会第16特別委員会(第8回)における参考人説明内容」 (36-11-13)	8-S-16-8-2 (33-3), 8-Z-13-3
107	「特 2 49 大学教官の給与改善について」(36.5.4)	8-S-16-17-5 (20-2-③)
108	「特 2 57 国立大学協会 大学の管理運営に関する中間報告(案)」 (国立大学協会第1常置委員会提案)(37-7)	33-9(8-?), 8-S-16-34-3
109	「特 2 58 大基総第4号の10 国立大学の管理運営についての意見 書」(財団法人大学基準協会会長大泉孝より中央教育審議会会長天野 貞祐あて)(37-7-16)	33-6(8-?)
110	「特 3 1 大学入学試験研究協議会について」(調査局企画課) (37-6-11)	8-S-16-27-4
111	「特 3 2 大学入学試験に関する諸統計」(37-6-11)	8-S-16-27-5
112	「特 3 3 主要大学における入学試験の実施体制に関する資料」 (37-6-11)	8-S-16-27-6
113	「特 3 4 大学入学者選考およびこれに関連する事項についての答 申(昭和29年11月15日中央教育審議会第6回答申)について」 (37-6-11)	8-S-16-27-7
114	「特 3 5 全国高等学校長協会要望書」	[現物なし]
115	「特 3 6 入学試験に関する見解(要旨)」(国立大学協会第2常置 委員会, 36-11-18, 第23回総会に報告)	8-S-16-27-10
116	「特 3 7 「大学入学制度は民主的か」(森戸辰男)」	[現物なし]
117	「特 3 8 文部時報 昭和37年3月号(ボールド博士所論収録の もの)」	[現物なし]

118	「特 3 9 民主教育協会誌 6 (昭和 37 年 3 月) (ボールズ博士所論収録のもの)」	[現物なし]
119	「特 3 10 資料 No.2 同一大学連続受験者の実態」(1961-5)	8-S-16-27-16
120	「特 3 11 資料 No.1 新卒入学者と浪人入学者の成績比較」(1960-6)	8-S-16-27-15
121	「特 3 12 資料 No.3 高等学校時代の学業成績と大学入学試験成績とではそのどちらのほうか大学に入ってから学業成績との関係が深いのか」(1962-5)	8-S-16-27-17
122	「特 3 13 資料 No.4 新卒入学者と浪人入学者の大学学業成績, 大学入学試験成績, 進学適性検査成績および高等学校の学業成績の比較」(1962-5)	8-S-16-27-18
123	「特 3 14 大学入学に関する国際的研究」	[現物なし]
124	「特 3 15 大学進学人口推計表」	[現物なし]
125	「特 3 16 入学試験科目数別大学学部数調」	[現物なし]
126	「特 3 17 秘 大学管理運営改善協議会中間報告」(37-7-6)	8-S-16-? (33-5), 8-S-16-28-7
127	「特 3 18 大学管理運営改善協議会審議経過について」(37-6-30)	8-S-16-? (33-4)
128	「特 3 19 アメリカ合衆国学校系統図 (その他外国の入学制度に関する資料)」	8-S-16-い-8
129	「特 3 21 参考人の意見 (要旨)」	8-S-16-い-5
130	「特 3-22 49 秘 大学入学者選抜の要件として、受験生の高等学校における学習到達度および高等教育進学適性を活用する制度について」(37-9-3)	8-S-16-31-4
131	「特 3 23 アメリカにおける大学入学試験評議会 (CEEBS) と教育テスト請負機関 (ETS) について」	8-S-16-31-5
132	「特 3-24 アメリカにおける Guidance officer と Admission officer について」	8-S-16-31-6
V. その他		
133	「秘 国立大学協会案と中央教育審議会案比較」(37-7-30)	(33-7)
134	「ユネスコ・国際大学協会共同主催の「大学入学問題」研究の専門部会に出席して (森戸辰男委員) [特 2 21 に添付]」	[番号なし]
135	「[題名なし, 学生会館用箋の裏に森戸の青ペンでメモ]」	8-K-3-13
136	「[題名なし]」	8-S-16-? (23-11)
137	「[題名なし]」	8-S-16-? (23-11)
138	「[中央教育審議会第 16 特別委員会「大学の管理運営について」など関係新聞記事切り抜き]」(37-10-9)	8-S-16-? (24)
139	「中央教育審議会第 16 特別委員会主査談」(37-10-8)	8-S-16-? (24)



140	「北海道学芸大学札幌分校吉田問題経緯」(36-11-27)	8-S-16-10-3 (23-2-付②)
141	「第16特別委員会(第16回 3月12日)審議事項案」	8-S-16-16-2 (23-8)
142	「庶発第441号 大学制度の改善について(勧告)」(日本学術会議会長和達清夫より内閣総理大臣池田勇人あて)(36-6-12)	8-S-16-17-? (20-3)
143	「大学の管理運営に関し検討すべき問題点について」(大学管理運営改善協議会)(36-11-11)	8-S-16-17-? (20-4)
144	「大学管理運営改善協議会委員名簿」(36-4-16)	8-S-16-17-? (23-20)
145	「資料－大学教官の待遇改善について－」(東京大学法学部待遇改善委員会)(36-5-4)	8-S-16-17-6 (20-2-④)
146	「大学入試制度改善に関する意見具申」(全国高等学校長協会会長岩下富蔵より文部大臣荒木萬寿夫あて)(36-9-28)	8-S-16-27-9
147	「[出欠簿]」	8-S-16-27-12
148	「[「大学入学試験」に関連のある諸問題に関する国立教育研究所における研究一覧](37-6-16)	8-S-16-27-14
149	「[別表]国立大学における全学的な意思決定事項と各機関の役割(試案)」	8-S-16-28-5
150	「記号」[「8-S-16-28-5」に添付]	8-S-16-28-6
151	「大学管理運営改善協議会の審議経過について」(37-6-30)	8-S-16-28-8
152	「大学入学制度の基本目標と大学入試の問題点[森戸メモ]	8-S-16-31-10
153	「秘 大学管理運営に関する現行法規と中教審案その他の案との比較」(37-8-28)	8-S-16-34-2
154	「大学の設置, 組織編成について主査説明」	8-S-16-35-2
155	「要望書」(文理学部関係国立大学長協議会より中央教育審議会会長天野貞祐あて)(36-1)	8-S-16-36-14
156	「第15特別委員会報告中大学の設置および組織・編成の審議の際検討することとされた事項」(35-7-31)	8-S-16-あ-16
157	「大学院問題に関する要望書」(文部省所轄並びに国立大学附置研究所長会議)(35-10-1)	8-S-16-あ-19
158	「昭和35年10月1日大附学院問題に関する要望書に対する説明書」(文部省所轄並びに国立大学附置研究所長会議連絡委員長, 東京大学物性研究所長武藤俊之助)(36-6-20)	8-S-16-あ-20
159	「要望書」(文理学部関係国立大学長協議会より中央教育審議会会長天野貞祐あて)(36-1)	8-S-16-あ-21
160	「大学制度研究委員会中間報告」(委員長佐々木八郎)	8-S-16-あ-23
161	「大学制度改善に関する私見」(野手悌士)	8-S-16-あ-27
162	「工業教育の盲点を衝く」(神奈川県産業教育審議会委員野手悌士「添付資料I」)	8-S-16-あ-29

163	「よい工学教育」(古賀逸策訳解「添付資料Ⅲ」)	8-S-16-あ-30
164	「国立工業教員養成所の設置について」(日本教育学会大学制度研究委員会)(36-4)	8-S-16-あ-31
165	「秘 中央教育審議会案と現行学校教育法等との比較一覧表(教員人事-教育公務員特例法関係は別表をも参照のこと)」(37-7-14)	8-S-16-い-10
166	「[メモ]」	8-S-16-い-6
167	「秘 現行教育公務員特例法と中央教育審議会案との比較一覧」(37-7-13)	8-S-16-い-9
168	「秘 第15特別委員会報告-大学の目的・性格について-」(36-7-10)	8-S-16-う-2
169	「検討すべき問題点についての調査局長説明」	8-S-16-う-3
170	「設置および組織編成」	8-S-16-う-4
171	「設置および組織編成[森戸のメモ]」	8-S-16-う-4
172	「検討すべき問題点[森戸のメモ]」	8-S-16-う-7
173	「目的性格、設置組織編成、管理運営、補導厚生、入試、大学財政[森戸のメモ]」	8-S-16-う-9
174	「特 18 短期大学制度に関する陳情書」(全国公立短期大学協会会長山根邦男)(35-8-12)	8-S-16-う-16
175	「問題点覚え[メモ]」	8-S-16-う-17
176	「311 短期大学制度に関する陳情書」(全国公立短期大学協会会長田中静雄)(36-6-6)	8-S-16-う-19
177	「[ファイル]」	8-X-5-3-1
178	「[ファイル]」	8-X-5-4-1
179	「中央教育審議会 大学教育の改善について(中間報告)」(文部省, 36-7)	8-X-5-4-3
180	「大学管理機関の学長、学部長、教員に対する関係(教育公務員特例法第25条関係事項のみ)」	8-X-5-5-10
181	「○管理運営について」	8-X-5-5-11
182	「教育公務員特例法の「大学管理機関」の職務権限」	8-X-5-5-2
183	「教育公務員特例法の「大学管理機関」を同法第25条の規定によって読替え整理したものの職務権限」	8-X-5-5-3
184	「[メモ]」(「組織編成…七、一般教育の地位」)	8-X-5-5-5
185	「[メモ]」(「(5) 必要に応じ専攻分野の特口について…」)	8-X-5-5-6
186	「学位記受領者」(?-2-28)	8-X-5-5-7
187	「認証官の種類、根拠法令、任命手続等一覧表」	8-X-5-5-8
188	「[皇至道「大学制度の研究」pp.358-369]」	8-X-5-5-9
189	「280 大学管理関係法令新旧対照表」	8-Z-13-5
190	「北海道学芸大学」	仮 8-い-3
191	「[メモ]」	仮 8-い-4
192	「学内管理運営の問題点」(36-11-27)	仮 8-い-5

(5) 第18特別委員会関係

	I. 会議次第, 出欠表, 資料目次	
1	「第18特別委員会(第1回)会議次第」(37-12-10)	8-S-18-1-1 (11-1)
2	「資料目次」	8-S-18-1-3 (11-10)
3	「中央教育審議会第十八特別委員会(大学教育の改善について—大学の財政に関するもの)委員名簿」(37-12-10)	8-S-18-1-9 (11-8)
4	「中央教育審議会第18特別委員会委員名簿[出欠表]」	8-S-18-1-9 (11-8)
5	「第18特別委員会(第2回)会議次第」(37-12-17)	8-S-18-2-1 (11-3)
6	「第18特別委員会(第3回)会議次第」(38-1-7)	8-S-18-3-1 (11-6)
7	「第18特別委員会(第5回)会議次第」(38-1-21)	8-S-18-5-1
	II. 中間報告案	
8	「特5-8 1 秘 大学の財政について(中間報告案)」(38-1-21)	8-S-18-5-2
	III. 配付資料および参考資料	
9	「特5 1 国立学校財政資料目次」(37-12-10)	8-S-18-1-4 (11-10-2)
10	「特5-2 国立大学に関係がある税の減免措置のおもなもの」(調査局企画課, 37-12-10)	8-S-18-1-5 (11-10-3)
11	「特5 3 学校特別会計制度の変遷について」(調査局企画課, 37-12-10)	8-S-18-1-6 (11-2)
12	「特5-4 イギリスの「大学補助金委員会」(University Grants Committee)について」	8-S-18-1-7 (11-10-4)
13	「特5 5 大学財政に関する国立大学協会の要望」	8-S-18-1-8 (11-10-5)
14	「特5 7 国立文教施設の緊急整備について」(国立大学協会, 37-11)	(11-5)
	IV. その他	
15	「国立大学財政の現状と問題点」	8-S-18-1-2 (11-10-1)
16	「国立大学の整備充実 社会教育の振興 教員養成制度の改善」	(11-4)
17	「大学財政の問題点」(38-1-7)	8-S-18-3-2 (11-7)
18	「[履歴 丹羽保次郎, 山田良之助]」	(11-9)
19	「[大学調査(36年度)]」	(11-12)
20	「大学教官と検事の給与の比較」	(11-11)

### 3. 主要資料

第 10, 第 15, 第 16 の各特別委員会資料中, 主なものを掲載する。いずれも最終答申に至る過程で作成された中間段階のものであるが, 答申の内容や方向を理解する上で, 重要なものと判断した。原文に対する加筆にはアンダーラインを引き, 削除部分はブラケット [ ] でくくった。資料によっては縦書きのものもあるが, 形式のみすべて横書きとした。

① 「39 秘 科学技術教育の振興について 三二・四・一九」

\* 『石川文書』中「096.54/7/441」と整理番号が振られた資料であり, 作成主体等はわからないが, 孔版B 5判 13頁にわたる詳細なものであり, 4月27日に科学技術教育の振興について諮問される以前に, 論点を整理したこのような文書が作成されていた事実は驚くべきものがある。

② 「290 中央教育審議会における主な意見 (第 81 回～ 83 回)」

\* 『森戸文書』中のもの。「8-G-81-20」と整理番号を振った。タイプB 4判 3枚からなる。総会において出された委員の多様な意見が, 文部省サイドによって, 「1 目的、性格」, 「2 種別について」, 「3 修業年限」, 「4 一般教育等」, 「5 大学院」, 「6 その他」に項目分けされて整理されたもの。

③ 「286 目的・性格について」

\* 『森戸文書』中のもの。「8-G-84-2」と整理番号を振った。タイプB 4判 1枚。自由討議が行われた第 84 回総会において配布されたもので, 高等教育機関に種別を設けることを提起し, その場合の種別を例示している。また, 種別に応じた名称, 修業年限, 組織・編成, 教育内容等が検討課題とされている。

④ 「287 設置および組織・編成について」

\* 『森戸文書』中のもの。「8-G-81-19」と整理番号を振った。タイプB 4判 1枚。  
③と同じく, 第 84 回総会において配布されたもので, 種別に応じた規模や組織・編成の検討の必要性を述べている。また, 学部の分離・統合等の検討の必要性にも言及し, 文理学部, 教員養成学部などが挙げられている。

⑤ 「292 ○管理運営について」

\* 『森戸文書』中のもの。「8-G-81-22」と整理番号を振った。タイプB 4判 2枚。「管理運営」, 「学生の厚生補導」, 「入学試験」, 「財政」の項目が挙がり, それぞれについて3つから4つの具体的な検討事項が示されている。

⑥ 「秘 第㊦案 大学の目的・性格について 3月8日」

\* 『森戸文書』中のもの。「12-10」と整理番号を振った。孔版B 4判 8枚からなる。第 15 特別委員会における中間報告案の原型と推定され, 別紙の挿入や加筆訂正も見られる。

- 7 「特 2 33 秘 大学の設置および組織・編成について（案） 36.10.30」  
\* 『森戸文書』中のもの。「8-Z-28-10」と整理番号を振った。タイプB 5判 15 頁にわたる。本文中でも説明したとおり、同一の資料が他にも存在する。
- 8 「秘 大学の管理運営について（案） 37.6.12」  
\* 『森戸文書』中のもの。「8-K-3-12」と整理番号を振った。同日は第 26 回会議の翌日であるが、この資料が特別委員会の会議資料となったかどうかは不明である。タイプB 5判 19 頁にわたる。
- 9 「秘 大学管理運営に関する現行法規と中教審案その他の案との比較（37.8.28）」  
\* 『森戸文書』中のもの。「8-S-16-34-2」と整理番号を振った。B 4 の文部省罫紙に横書きで手書きされており、全部で 5 枚にわたっている。
- 10 「特 3-22 49 秘 大学入学者選抜の要件として、受験生の高等学校における学習到達度および高等教育進学適性を活用する制度について 37.9.3」  
\* 『森戸文書』中のもの。「8-S-16-31-4」と整理番号を振った。孔版B 5判 3 頁。
- 11 「特 5 - 8 1 秘 大学の財政について（中間報告案） 38.1.21」  
\* 『森戸文書』中のもの。「8-S-18-5-2」と整理番号を振った。孔版B 5判 10 頁からなる。第 18 特別委員会において確認される中間報告案の最初のものであり、この後、最終答申までにかかなりの加除修正が加わっていく。

## 1 「秘 科学技術教育の振興について」

科学技術教育の振興は、わが国の経済の自立と発展を期するために極めて喫要なことであり、また、科学技術の進展は最近特に著しいものがあるので、それに即応するよう科学技術者の養成計画を樹立し、関係の学部学科課程の新設、学生生徒の定員増加、増募等の措置を講ずるとともに、小学校、中学校、高等学校、大学の教育にそれぞれ連関性をもたしめ、その教育内容の改善、施設設備の整備、教員の充実とその資質の向上につとめ、更に現行の学校制度等にも検討を加えて科学技術教育の画期的振興をはからなければならない。

### 第一 科学技術者の養成計画

わが国の産業は次第に高度化し、工業においては軽工業から重化学工業に推移しつつあり、特に化学、機械、金属の各工業の発展が著しいので、是等に関係ある科学技術者が不足すると予想される。

これに適応するため高等学校、短期大学、大学において、夫々中堅技術者、上級技術者の養成をはからなければならない。

### 一 中堅技術者の養成計画

経済五ヶ年計画の最終年度（昭和三十五年）に至るまでに必要とされる高等学校程度卒業者のうち、機械、電気、土木、建築、工業化学等の技術部門における不足数は、合計約二十七万人である。これに即応してこれらの技術者を毎年約二万人を増加するものとする。

なお、中学校を卒業後、直ちに産業界に就職するもの（約八十万人）に対し、現場における産業技術能力を急速に高めるため、必要な方策を講ずるものとする。

### 二 上級技術者の養成計画

大学卒業者の上級技術者と短期大学卒業のこれに準ずる技術者は、経済五ヶ年計画の最終年度（昭和三十五年）までに合計約二万六千名、毎年平均約四千名あまりの不足を来す見込であるからそれを増加養成できるよう大学及び短期大学の科学技術関係学部学科等の新設、学生定員の増加および既設学部学科等の再編等を行うとともに公私立大学が科学技術関係学部学科等の拡充再編を助成する。

また新金属工業、電子工業、原子力工業、合成化学工業等における技術革新に対処する科学技術者養成について検討する。

## 第二 教育内容について

### 一 小学校・中学校・高等学校

- (一) 教育課程の編成において数学、理科および技術的強化の系統的学習を強化し、基本的事項が十分学習されるようにする。
- (二) 小学校・中学校の教育課程において数学（算数）理科の時間数を増加するとともに、中学校卒業後直ちに就職するものに対し職業に必要な知識及び技能を一層修得させるようにする。
- (三) 高等学校の各課程の特色を一層生かすことのできるように普通必修の枠を外す。
- (四) 高等学校の職業課程と普通課程の生徒の比率を現在の四対六から六対四に変えることを目途として普通課程の職業課程への転換を図る。

### 二 大学、短期大学

- (一) 大学については 専門教育を充実するため、現行の大学設置基準を再検討し、一般教育の科目と単位の最低修得必要数を更に少くし、その学部の専攻分野に関連のある系列の一般教育科目は、これを基礎教育科目とする。
- (二) 短期大学は専門教育を重視し、従来的一般教育は行わず基礎教育とする。
- (三) 単位制を再検討し、学年制をも考慮するとともに、教授方法についても検討する。
- (四) 高等学校教育と大学および短期大学の教育との有機的関連をはかる。
- (五) 学外実習を組織的に行う。
- (六) 法・経・商学部等の学部学科の学生に対し、科学技術関係の基礎的知識を更に

修得せしめる。

- (七) 勤労青年に対し、大学及び短期大学の教育を受ける機会を多くするため夜間授業の学部学科を拡充整備する。

### 第三 教員について

#### 一 小学校、中学校、高等学校

- (一) 教員養成諸学校における理科、工作、職業に関する教科の教育を充実する。(教育内容、教員、施設、設備等)
- (二) 現職教育を計画的に行う。
- (イ) 科学技術教育研究所を設置し、科学技術教育に関する調査研究を行う。
- (ロ) 科学教育研究室を制度化し、現職教育のための研修施設とする。
- (ハ) 産業教育関係の教員に対しては特に現場実習の機会を与える。
- (二) 関係教員の過半数に対し年次計画をもって、実験実習を中心とした短期の現職講座を開設する。
- (三) 理科教育及び職業教育に従事する教員の定員を確保する措置を講ずる。
- (四) 産業人、特に現場の技術者を容易に教員(講師を含む)に採用できるように、その資格及び待遇について必要な措置を講じ人事交流を図る。
- (五) 職業教育関係教員のうち、特に必要と認められる者については、その待遇について特別の考慮を払うとともに、職業教育関係教員になろうとする者に対し特別の奨学の措置を講ずる。

#### 二 大学、短期大学

- (一) 不完全講座の充実等教員組織を整備する。
- (二) 実験実習補助員を増加する。
- (三) 科学技術関係の在外研究員の増加、内地留学の促進、外国の優秀な科学技術教育者の招聘等を行う。
- (四) 科学技術教育関係の充実をはかるため、自然科学系の大学院研究科を整備する。
- (五) 特殊の学科目の担当教員については、一大学または一短期大学に固定せず、二以上の大学または短期大学において教授研究ができる措置を検討する。
- (六) 産業界の科学技術者を大学および短期大学の教員または研究員として受入れ、また大学および短期大学教員からも産業界に出向させて、現場の見学或は指導をすることができるように相互の協力をはかる。

### 第四 施設、設備および研究費等について

#### 一、施設、設備

- (一) 小学校、中学校、高等学校の次の施設、設備を五年計画で整備充実する。このため、国は、これに要する経費について財政的援助を与えるものとする。
- (イ) 中学校の理科および工作、職業科の特別教室および付帯施設

- (ロ) 小学校、中学校、高校の理科設備および中学校の工作・職業科の設備
- (ハ) 高等学校の職業課程の施設、設備
- (二) 高等学校の普通課程を職業課程に転換する場合は、国は特別の財政的援助を与えるものとする。
- (三) 大学、短期大学
  - (イ) 科学技術関係施設、設備に関する標準を改訂し、それを尺度として施設、設備を整備充実するため設備費を増額する。
  - (ロ) 施設、設備を効果的に使用するための運営費を増額する。
- (四) 公、私立大学が科学技術関係施設、設備を充実する場合、これに対し助成の途を講ずる。

## 二、研究費等

- (一) 教官研究費および科学研究費および研究旅費等を増額して、教授研究能率の向上をはかる。
- (二) 学生の学外実習指導のため、教官の指導旅費を充実する。

## 第五 教育制度について

### 一、中学校、高等学校

#### (一) 現行制度についての改革案

(イ) 中等教育の計画化のため高等学校およびその課程の設置廃止については文部大臣の承認に係わらしめる。

#### (ロ) 中等教育制度の改正

A案 高等学校のコース制を明確にし、現行の普通課程の大部分を文科課程、理科課程（以上を進学のための課程とする）及び職業課程に切り換える。職業課程のうち、特に必要なものについてはその修業年限を四年とすることができ。

中学校については現行制度のままとする。

B案 中学校及び高等学校の一貫教育を行うため、A案による高等学校の文科課程、理科課程及び職業課程のうち特に必要と認められる課程は中学校の課程を合せた六年制の高等学校を設置することができるものとする。大学進学のための六年制高等学校の入学者は統一試験による能力判定に合格した者でなければならない。

一般の中学校は、完成教育の立場を明確にし、職業教育をより充実するものとする。

これらの制度の基礎の上に、大学における一般教育のうち高等学校において行うことが適当であるものは、高等学校において履修させるものとする。

#### (二) 産業高等学校（仮称）の創設



- (イ) 産業高等学校は、中学校の卒業生に対し、二年以上の期間において職業に必要な技術を修得させることを目的とする。  
現行制度の高校に進学しない勤労青少年に広く修学の機会を与えることを目途とするが、さしあたり、一定規模の企業には産業高等学校の設置を義務づけ、または就労青少年に就学させる義務を負わせるものとする。
- (ロ) 教育の方法は原則として企業と協同し、基礎学科、関連学科及び実験的実習は学校において、職場実習は事業場等において分担して行うものとする。
- (ハ) 産業高校の教育課程のうち、審査の上適当と認めたものについては、高等学校の単位を与える。
- (二) 国は一定種類の技能者について技術検定試験の制度を設ける。その実施については産業団体、経済団体等に委託することができるものとする。
- (ホ) 国は産業高等学校の設置及び教職員の給与に要する経費について財政的援助を与えるものとする。
- (ヘ) 現行の定時制課程その他現行勤労青少年教育の施設の多くは、これに切り換える。  
定時制課程のうち、これへ切り換えることの適当でないものについても、国は勤労青年教育の重要性にかんがみ、その施設設備及び教職員の給与について財政的援助を与えるものとする。
- (ト) 将来は現行制度の高等学校に進学しないすべての勤労青少年に満十八才に達するまでの二年間産業高等学校への就学を義務制とすることを目途とする。

## 二、大学、短期大学、大学院

- (一) 大学、短期大学および学部学科等の設置について総合的計画性をもたせる。
  - (イ) 大学、短期大学、大学院および学部等の設置について国の総合的計画をたてて実施するため現行の自由設立認可主義を検討する。
  - (ロ) 学生の定員超過等を抑制するため、大学に対して積極的な指導を行い、必要な法制的措置も検討する。
  - (ハ) 大学、短期大学、および大学院の運営に対して文部大臣の監督権を強化する。
- (二) A案 大学制度は原則として現行のまゝとするが、科学技術者養成のために修業年限三年の技術専門大学（仮称）を新たに設ける。  
この大学は、技術専門教育を主とし、従来の一般教育は行わず基礎教育とする。  
この場合
  - (イ) 短期大学は、三年制をやめ、女子教育等のため二年制のものを置く。
  - (ロ) 四年制大学については、学部学科の種類によっては、修業年限を五年以上

とすることができるものとする。

その場合は、二年に相当する一般教育、外国語教育と三年に相当する専門教育とする。

- (ハ) 大学院の修士課程には、研究者養成のほか、科学技術者養成の課程を置くことができるようにするとともに、修業年限五年の学部を基礎として設けられる大学院は修士課程をおかず博士課程のみとすることができるようにする。

なお特別の場合には、大学院のみの大学を置くことができるようにすることも検討する。

- (二) 勤労青年に対する夜間授業を行う学部学科は昼間授業の学部学科と同等以上の教育を施すことができるように、その修業年限をのばし適正にする。

B案 現行の大学制度を次のように改革する。

修業年限五年の大学と修業年限三年の大学とする。

修業年限五年の大学は学問研究を主とするものとし、二年に相当する一般教育、外国語教育と、三年に相当する専門教育とし、必ず大学院を置く。

修業年限三年の大学は、専門技能の教育を主とするものとし、従来的一般教育は行わず、基礎教育とし、大学院は置かない。

この場合、

- (イ) 短期大学は、三年制をやめ、女子教育等のため二年制とする。  
(ロ) 大学院は修士課程をやめ、博士課程のみとする。

特別の場合には、大学院のみの大学を設置することができる。

- (ハ) 夜間授業の学部学会については、A案と同様とする。

- (三) 科学技術者養成のために短期大学と高等学校とを合わせた五年制のもの設置を促進する。

### 三 勤労青少年教育

- (一) 義務教育終了後進学しない勤労青少年については、公民館、学校、会社、工場等の施設を利用し、職業人として必要な技能を訓練修得させるとともに社会人として必要な教養をも与えることを目的とした教育施設を設ける。

特に十五才から十八才までの者の教育に重点を置くものとする。

- (二) 右の教育施設は技能課程を中心とし年次計画をたてて指導職員および施設整備の充実をはかり、修了者のために国家的な技能検定等の方法を考慮する。  
(三) 現行の青年学級はこの施設に切り換えるとともに右の教育施設の実施にあたっては青年団等との関係を考慮する。

### 四 大学入学試験制度の再検討

- (一) 大学入学試験制度について国家試験を考慮する等大学入学試験制度を再検討す

る。

(二) 高等学校の職業課程の卒業者のうち特別なものの同一系統の大学学部学科への入学については不利にならないような措置を講ずる。

#### 第六 産業界及び関係団体との連携

- 一、科学技術教育について教育界と産業界及び関係民間団体との協力をはかるため、科学技術教育に関する協議会などを開いて相互の理解を深める。
- 二、学生生徒の学外実習、優秀な機械機具等の学校への貸与、科学技術者の人事交流及び再教育等について相互に協力する。

#### 第七 科学技術教育振興のための総合計画の樹立と科学技術教育審議会の設置

国民生活の向上と産業の振興とをはかり科学技術教育の画期的振興をはかるため、学校教育と社会教育の全面にわたり、小学校・中学校・高等学校・大学を通じ、かつその他の教育施設をも考慮に入れて相当長期の総合的かつ具体的計画を樹立する必要がある。このため関係各庁、学識経験者よりなる科学技術教育審議会（仮称）を設ける。

## 2 「290 中央教育審議会における主な意見（第 81 回～ 83 回）」

### 1 目的、性格について

- (1) 現在の大学は単に academic な存在でなく社会的機関となっており、大学の機能もこの面から考えなければならない。
- (2) 科学者の養成は大学院で行ない、学部は社会各層の指導者の養成を行なうのが適当である。
- (3) 学部では専門家を養成するのか、専門的教養を持った者を養成するのかが問題である。
- (4) 社会では専門に関する基礎的教養を要求する向と、専門的知識を要求する向とがあり、大学はこの両者の要望に応える必要がある。
- (5) 人格の形成、批判的自主性の養成は大学の大きな任務である。

### 2 種別について

- (1) 旧制の大学、高等専門学校が新制度ではすべて一律に大学となったが、各層の指導者の養成という目的や各種の社会の需要に応えるためには、University のほかに専門職業教育を行なうものなど多角的にする必要がある。
- (2) 専門学校がなくなったのは残念である。旧制では能力、環境に応じ全国各地の学校を志望したが、新制ではすべて一様に 4 年制になったため、伝統のある大学に集中する。これは能力のロスであり、また入試緩和のためにも多様性を持たせる必要がある。

(3) 産業における職員構成の上から、また学生の経済的能力の点から専科大学が必要である。

(4) 修業年限2年または3年のものは、大学からはずすべきである。ただし、現実には困難があろう。

### 3 修業年限について

(1) 専門科目の時間が足りないから、修業年限を延長する必要がある。たとえば修業年限を5年とし、修士コースの一部を学部に入れる。

(2) 修業年限を延長することは慎重に検討すべきである。一般教育のうちの基礎科目や外国語を高等学校へ下ろすことが可能であり、必ずしも年限を延長する必要はないのではないか。

(3) 専攻により、また大学により、修業年限を異にしてもよいのではないか。

(4) 高等学校を1年延長してもよいのではないか。

### 4 一般教育等について

(1) 大学の目的使命から考え、大学にとって真に必要な独自の一般教育を行なう必要がある。一般教育という呼称を止めてはどうか。

(2) 現在の一般教育には次のような問題があり、大学にとって真に必要な一般教育が行なわれるよう改善する必要がある。

ア 知識のられつや概論、序論に終わり、真の目的を達成していない。

イ 一般教育と専門教育の関連がふじゅうぶんである。

ウ 大学も教師も一般に一般教育を軽視する傾向があり、そのため若い人が当たっていることが多い。

エ 高等学校との重複がある。

オ 一般教養部、教養学部などを置き、横割り式に専門教育の前に予科的に行なうのは、一般教育の真のあり方ではない。

(3) 基礎科目は高等学校へ下ろすことも考えられる。その際高等学校の教育課程の改訂と関連させて検討する必要がある。

(4) 専攻分野（学部）によっては、専門教育だけをやり、一般教育はほかでやるようにしてもよいのではないか。

(5) 今までの実績からみて、一般教育の理想は実現不可能なのではないか。

### 5 大学院について

(1) 現在の修士コースは中途半ばで、博士コースに進む者は少なく、また就職の際も歓迎されない。学部を含めるのは賛成である。

(2) 中途半ばという点はあるが、理科系では修士コースの効果は大きく、社会も段々認識してきている。社会の要請も専攻によって異なっている。

(3) 大学院だけの大学を設けることはどうか。

ア 全国の大学の優秀な者が進学できるようにすることにより、地方大学にも人材が集まるようになり入試の緩和にも役立つと思う。

イ 特殊な部門については必要と思うが、一般的には目下急務のことではない。現在の大学院の拡充強化に力を注ぐべきである。

ウ 旧制大学院のような形でなく、スクールの形式をとったものならよいと思う。

(4) 大学院を整備して、実務についている者の再教育をじゅうぶん行ないうるようにすべきだ。

## 6 その他

(1) 現在の大学の機能をじゅうぶん発揮させるためには、人的、物的裏付けが必要であり、制度の改善に当ってはこの問題に特に留意する必要がある。

(2) スポーツは人格形成に非常に役に立つので全学的にやらせたいが、学問との両立の困難な点が問題である。

(3) 最近の大学卒業生は、世なれしており、真実を探究する気構えに欠けている。これは社会情勢にもよろうが、制度にも問題があるのではないか。

(4) ソ連やドイツで行なっているように、マスプロ的にやっても質が低下しないような教育をモデルケースとしてどこかで研究してはどうか。

### ③ 「286 目的・性格について」

1 高等教育機関を一律に同じ目的を持った大学としている現行制度の下では、大学が本来高等教育機関として果たすべきいくつかの機能をじゅうぶんに発揮しえない現状にかんがみ、現行制度にこだわることなく、高等教育機関の理念を再検討し、その目的・性格に応じた種別を設けるべきではないか。

2 高等教育機関をどのような種別に分けるか。たとえば次のように分けてはどうか。

A 学術研究に重点を置き専門教育を行なうもの（大学院を置くもの、または大学院のみのもの）

B 職業の専門教育に重点を置くもの（たとえば、一般の専門教育を行なうもの、義務教育教員養成を行なうもの、芸能教育を行なうもの等）

C 教養に重点を置くもの（主として短期のもの）

D 職業または實際生活に必要な教育に重点を置くもの（短期のもの）

3 各種別に応じ、それぞれの名称、修業年限、組織・編成、教育内容等をどのように定めるか。

4 「287 設置および組織・編成について」

1 数および配置等について

- (1) 高等教育の規模（種別に応ずる高等教育機関の数および学生数）はどのような基礎に立って考えるべきか。
- (2) 高等教育機関の地域的配置について、特に大都市偏在の是正、あるいは産業構造との関連等について検討する要はないか。
- (3) 高等教育機関の設置認可の制度について検討する要はないか。
- (4) 設置後において設置基準を確保するためにはいかなる方策を講ずべきか。
- (5) 必要に応じ専攻分野の転換について検討する要はないか。

2 組織・編成について

- (1) 各種別に応ずる組織・編成（学部制、学科制等）について検討する要はないか。
- (2) 学部の分離・統合等について検討する要はないか。
  - ア 国立大学は、旧制の大学、高等専門学校等を、1県1大学の原則で統合したが、これについて検討する要はないか。
  - イ 大学院の基礎となっている学部と、基礎となっていない学部とで組織されている大学（特に国立大学で医学部だけが大学院の基礎となっているもの）について検討する要はないか。
  - ウ 文理学部、教員養成学部について、また芸能学部等特殊専攻分野の学部について検討する要はないか。

5 「292 ○管理運営について」

○管理運営について

1. 高等教育機関の種別に応ずるいわゆる大学の自治の本質と範囲について
2. 管理機関について
  - (1) 高等教育機関の種別に応じ、学内管理機関を制度的にいかにするべきか。
    - ア 学長、学部長等の選考方法、職務権限等について検討する要はないか。
    - イ 教授会等教員で組織する機関の組織および権限をいかにするべきか。
    - ウ 評議会、協議会等学内の代表者で組織する機関の組織および権限をいかにするべきか。
    - エ 学内管理機関は、国公立を通じて共通なものとするべきか。あるいは、それぞれ異なるものとするべきか。
  - (2) 学内管理機関と設置者との関係について検討する要はないか。

3. 教員の待遇、身分取扱いについて

(1) 教員の待遇をどのように改善すべきか。

(2) 教員の選考、任免、分限、懲戒、服務等の身分取扱いについて改善すべき点はないか。

4. 文部大臣の権限について

高等教育機関に対する文部大臣の責任からみて、文部大臣の監督の範囲について検討する要はないか。

○学生の厚生補導について

1. 高等教育機関における学生の厚生補導の意義およびあり方について検討する要はないか。

2. 学の内外における学生の自治活動、政治的活動に対する管理および教育指導のあり方について検討する要はないか。

3. 学生の厚生補導を行なう組織およびその運営について検討する要はないか。

○入学試験について

1. 入学試験の競争緩和のために、どのような方策をとるべきか。

2. 高等教育を受ける資質、能力のある者を公正に選ぶために、また、高等学校教育を乱さないようにするために、入学試験の制度および方法について改善すべき点はないか。

○財政について

1. 現在の国立の会計制度および予算編成について改善すべき点はないか。

2. 公立に対する国の財政的援助について検討する要はないか。

3. 私立に対する国の財政的援助のあり方ならびにその範囲、程度について検討する要はないか。

〔6〕「秘 第三案 大学の目的・性格について 3月8日」

高等教育機関の使命は、[社会の要請と密接な関連をもつものであり、] 産業経済ならびに科学技術の進展、社会生活の高度化、一般の教育水準の向上などに伴い、[その使命は] 多様になっている。

高等教育の普及と多様化とともに[が]、高等教育機関の本体をなす大学については、その伝統的な観念である高い程度の学問研究を行ない、国の文化的水準を維持するという観念が世界的に変わりつつある。すなわち、一方において、学問研究についてはより高度のものが要求されつつあるとともに、他方職業教育と市民的教養を与えることが重要な使命となっており、このような使命に対し、大学がどのように対処すべきかが

基本的問題である。

高等教育機関ないしその中核をなす大学の目的・性格を検討するに当たっては、このことをじゅうぶん考慮する必要がある。

新制大学は、学問研究と職業教育との総合、調和ということと、市民的教養と人格形成の重視を理念として発足したが、実施後十数年の実績をみるに、所期の目的は必ずしもじゅうぶんに実現されておらず、多くの問題点が指摘されている。これは歴史と伝統をもつ各種の高等教育機関を一律に新制大学に切り換えたため、わが国の実情に必ずしもそぐわない面があることが、大き〔根本的〕な原因だと考えられる。

以上の観点から、高等教育機関の目的・性格に応じた種別を設けることが基本的な問題であり、また、その種別に応じ、修業年限、教育内容および教育方法等の諸問題について検討する必要がある。

これらの問題について検討した結果、次のような改善が必要であると考える。

#### I 種別について

○現在、わが国の高等教育機関には次の三つの類型がある。すなわち、1. 高度の学問研究と研究者の養成を行なうもの、2. 主として専門的職業教育を行なうもの、3. 職業および實際生活に必要な教育を短期間に行なうものがこれである。

○第1の類型とみられる大学院は、高度の学問研究の使命を持つものであるから、教員組織や施設設備の充実した極めて程度の高いものでなければならない。また、大学院の基礎となる学部としかからざる学部とを持って大学を構成している例もあり、このため大学の運営に支障をきたしている。これらの点にかんがみ、大学院の重点的な充実とその運営の円滑を図るため、大学院を置くことのできるのは比較的少数の限られた大学とし、かつ、すべての学部大学院を置き、一体的に運営されるようにする必要がある。

なお専攻分野によっては、大学院のみをもって組織する大学を置くことができるよう考慮する必要がある。

○第2の類型とみられる学部は、高等教育機関の本体的なものであり、多様な内容を包含しているものである。すなわち、その主なものとして将来各学問の分野の研究者となるべき者の教育、各職業の分野において指導的役割を果すべき者のための専門的職業教育、高い市民的教養を与えるための教育、芸術の分野における専門家の育成、初等中等教育段階の教員の養成をあげることができよう。

現在は、これらをすべて同じ目的・性格を持つ大学学部おいて行なうたて前であり、教育内容についても一つの設置基準により一律な規制をうけている。このため、それぞれの分野における特殊性が教育内容の面に必ずしも反映されていない。大学学部がじゅうぶんその使命を果し得ていないといわれるゆえんはこの点にあると思われる。

したがって、教育内容に特色を持たせうようにするためには、前述の大学院の間



題も含め、目的性格に応じ、制度的な種別を設けることが必要である。

○第3の類型とみられる短期大学については、さきに答申した「短期大学制度の改善について」の趣旨のごとく、その目的・性格を明らかにするとともに、これを恒久的な制度とする必要がある。

○また最近増大しつつある中堅技術者に対する社会の要請に応ずるために、新たに中学校卒業を入学資格とする5年制の一貫した職業教育を行なうものが必要である。

○以上のような観点からわが国の社会と大学の伝統にかんがみ、高等教育機関に次のような種別を設けることが望ましい。

#### 1. 大学院大学

学術研究に重点を置き、専門教育を行なうもの

(1) 学部と大学院とを総合して組織するが、専攻分野によっては大学院だけの大学を置くことができる。

(2) 現在の修士課程は研究者の養成を目的とするものとされているが、実際には高度の職業人の養成の役割も担当しており、その性格があいまいになっている。研究者の養成は博士課程で行なうこととし、修士課程は4年制学部の上に置き、高度の職業人の養成を目的とするものとすべきである。

#### 2. 大学

専門的職業教育を行なうもの、教養を与えるもの、教員養成を行なうもの。

#### 3. 短期大学等

(1) 短期大学 専門的職業教育を行なうもの、実際生活に必要な知識技能を与えるもの

[[高等の学芸を教授し、] 職業および実際生活に必要な知識・技能を与えるもの]

(2) 高等専門学校 高等学校と短期大学の段階を合わせ一貫した専門職業教育を行なうもの

[[深く専門の学芸を教授し、専門職業に必要な能力を育] 成する。もの]

〔備考〕高等学校と一貫して高等普通教育を行ない、大学院大学および大学の専門教育の基礎たらしめることを目的とする教育機関について検討する必要がある。

#### 4. 芸術学院（芸術大学）

音楽、美術等に関する専門教育を行なうもの

### II 修業年限について

1. 修業年限は教育すべき内容およびその程度により定むべきものであり、高等教育機関の種別により、また同じ種別のうちにおいても、それぞれの専攻分野の種類や、教育課程の編成方法により差異があってもよい。[しかるべきである。]

2. 現行の修業年限は不十分であるという向きもあるが、教育内容や教育方法に関連

する問題であり、これらの問題を十分検討すれば、現在の修業年限は維持出来るものとする。ただし専攻分野によっては、これらの点を考慮した上でも、なお学部  
の修業年限を延長し、より高い程度の専門的能力を与えるものも必要であると考え  
る。この場合大学院の修業年限との調整をはかる必要がある。

これらの観点から1. に掲げた種別に応じ、次のように定めるのが適当である。

#### 1. 大学院大学

学部 4年とする。ただし、必要に応じて5年または6年（医歯学）とし、  
この場合、前期2年を進学課程、後期3年または4年（医歯学）を専門  
課程とする。

大学院 博士課程は4年制学部の上におく場合は5年、5年制学部の上にお  
く場合は4年とする。

修士課程は2年とする。

#### 2. 大学

4年とする。ただし、実験実習を特に必要とする学部等にあつては5年とす  
る。

(注) 大学院大学へ進むための進学課程（2年）を置くことができる。

#### 3. 短期大学等

##### 1. 短期大学

2年を原則とし、専攻分野の種類等により、3年とすることができる。

##### 2. 高等専門学校

5年とする（入学資格 中学卒業）

##### 4. 芸術学院（芸術大学）

4年（入学資格 高等学校卒業）または7年（入学資格 中学卒業）とする。

### III 教育内容、教育方法等について

1. 教育内容は、一般教養科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目および専門教育科目等の区別が考えられるが、各種の高等教育機関が、それぞれの目的を十分発揮するためには、これらの科目の履修基準を現在のように一律に定めることなく、高等教育機関の各種別に応じ、また同種別のうちにあつても、教育目的、性格に応じ、特色を生かすよう定める必要がある。

2. 一般教育は広い教養を与えて、学問の専門化によるへい害を除去し、知識の調和を保ち、総合的判断力を養う目的を持つものである。しかるに現在は、その趣旨が十分理解されておらず、基礎教育的に扱われている場合が多く、また、必ずしも大学程度の理解力を基礎としたものが行なわれていない向きも多い。また専攻分野の種類にかかわらず、人文、社会、自然の三系列にわたり、均等の科目数、単位数の履修を機械的に要求しており、このため必ずしも専攻分野に応じた一般教育が行な

われていない。したがって、専門教育の充実という趣旨をも考慮し、一般教育については、次の諸点を改善する必要がある。

[別紙(1)一般教育の趣旨をじゅうぶん生かすよう、教育内容、教育方法を改善するとともに、専門教育との関連を]

別 [紙]

(1)一般教育は高等教育機関の種別に応じて科目および単位数を増減しうるようにし、大学院大学、大学は専門教育が3年程度、短期大学は少くとも修業年限の3分の2に相当する程度の専門教育が行なえるようにし、また芸術大学（芸術学院）は専門教育（講義によるもの）との関連において科目および単位数に制限を設けないものとする。

なお、教養に関する専攻種別の場合には一般教育、専門教育を総合して教育課程を定めることはいうまでもない。

(2)一般教育の3系列は、専攻の種別によっては3系列を均等としなくてもよいようにし、かつ専攻と関連ある系列については、これを基礎科目とするなど、一般教育と基礎教育科目とを区別すべきである。

(3)一般教育は十数年の実績によれば、小学級制をとり、また一般教育関係の教育課程を実施するに必要な専任教員組織が必要である。

3. 外国語は専攻の種類によっては一種類とし、または全く除外できるようにし、また2外国語を課する場合は、専攻の種類によっては、高等学校での未修外国語を第1外国語とし、既修のものを第2外国語とすることもできるようにし、また保健体育については、体育実技の種類方法につき、保健体育の趣旨に合致するようにする。

4. 専門科目は専攻の種類により相違があるが、科目数が多く、また必修選択に調整が必要な場合が少くない。専門教育の充実を図るため、科目数を整理し、適正な教育課程を設けることが必要である。

5. 授業は講義、演習、実験、実習、実技による方法がとられているが、とくに専門教育において、講義によるものについては、必ず演習を伴うようにし、できるだけ学生との接触の機会を設け、人間形成に役立つようにする。

[考慮すること]

(2)一般教育科目のうち、専門教育の準備または基礎として行なわれるもので、一般教育と区別して行ないうるものについては、これを基礎教育科目として、一般教育科目と区別すること。]

6 [3] 大学の卒業および修了には、一定単位数の修得を要件としており、この単位は、教室内の授業に、教室外の学習を含めて定められているが、実施後の状況を見ると、必ずしもその本来の趣旨どおり実施されていない向きが多く、これが学力向上の一つの妨げともなっていると考えられる。したがって現行の単位制度を改める

必要がある。なお、学年制、科目制、授業時間制等の方法についても、あわせて検討する必要がある。

7 [4] 高等教育機関における教育課程および教授方法の研究は、十分行なわれていないと認められるので、各種別に応じ、検討を行なう必要がある。

8 [5] 教育の効果をあげるためには、適当な学生数の学級において教育する必要があるが、現状では大教室において数百人の学生を対象として講義が行なわれていることも少なくなく、教員と相対して接触する機会をもたない学生も多い。このような教育方法を改めることが必要で、とくに、一般教育、外国語等の科目について、適正規模の学級による教育の実施を促進する必要がある。

9 [6] 現在、多くの大学が授業について一年二学期制をとっており、このため、学期の途中で長期の休暇が入り授業が分断され、教育効果向上を妨げる一つの原因ともなっている。これを改めるため、休暇の期間についても検討するとともに、学期の期間や学期開始の時期について再検討する必要がある。

#### IV その他

高等教育機関には、その種別に応じ、教育研究の目的を果すために附属の研究施設、教育施設の設置を必要とするものがある。これらの施設については設置および組織編成の際に審議すべきであるが、特に附置研究所については目的性格に関連して次のような改善が必要である。

(1) 大学附置研究所は大学院大学のみにおくものとする。

(2) 大学附置研究所は本務に支障のない限り大学院の授業に協力する。

#### ○付記すべき点

[1 「短期大学制度の改善について」と「科学技術教育の振興方策について」の両答申との関連

A 年限の件

B 専科大学の件

2 「教員養成制度の改善方策について」の答申との関連

3] 上記の報告は、一応大学の目的・性格を検討したものであるが、今後大学の設置および組織編成、管理運営等についての検討を行なった結果、修正を要する点も生ずるものと思われるので、その際はさらに検討するものとする。

### 7 「特 2 33 秘 大学の設置および組織・編成について（案） 36.10.30」

#### I 設置

#### 1 規模

高等教育の全体的な規模（高等教育機関の数、学生の数）については、個人的希望、社会的要請および学問上の要請を基礎として考えるべきであろう。

わが国の高等教育は、人口の増加、国民所得の伸張および教育の民主化に伴って今日著しく拡大普及している。

最近、高等教育機関への進学を希望する者は、漸次増加し、昭和 35 年において高等学校を卒業した者の約 26 %が高等教育機関への進学を希望し、その約 64 %が高等教育機関に進学している。また、高等教育機関に進学した者の該当年令人口に対する比率は、約 11 %で、この普及率は、世界の主要国の水準に比べて劣っていない。

なお、高等教育機関への進学を希望する者の相当の数が高等教育機関に進学できないことを考えれば、高等教育のいっそうの普及が望まれる。他面高等教育をうける者は、相当の能力のある者でなければならないし、充実した高等教育機関の設置は、その設置条件の上からみておのずから限度がある。これらの事情を考えれば、高等教育の普及については慎重な配慮が必要である。

また、高等教育機関における学生の専門分野別の現状をみると、自然科学系の学生数は、人文科学、社会科学系の学生数に比して極めて少ない。学生の専門分野別の構成は、社会的要請に対応しうるものでなければならないが、現在、既に科学技術系の学生に不足を生じている。

以上のような見地から、高等教育の水準および高等教育機関の種別ごとの規模を次のようにすべきであろう。

大学院大学および大学の学部の規模については、さしあたり、おおむね現状をたもつこととする。ただし学生の増加にあたっては、科学技術系の分野に重点をおくべきである。

短期大学の規模については、高等専門学校との関連を考慮して適正なものにすべきである。高等専門学校については、今後この種の高等教育機関に対する要望にそって工業に関する学科以外の学科をも置くようにするとともに、その規模を拡大すべきである。

また、大学院については、研究者の育成、科学技術系の教員養成および各方面の現職者の再教育のためならびに他の大学の卒業生にも広く門戸を開放するために、必要に応じてその学生数の増加を考えるべきである。

(注)

1. 高等教育機関において科学技術者を養成するために、科学技術系の教員を確保する必要があるため、そのための適切な措置を検討すべきである。
2. 昭和 41 年度以降、一時的に高等学校卒業生が急増する。これに応ずる高等教育機関の受け入れ体制については、以上述べた高等教育の水準および高等教育機関の種別ごとの規模を考慮して検討すべきである。
3. 短期大学または高等専門学校の卒業生で、学部に進むことを希望し、かつ相当の

能力を備えている者を学部を受け入れるための措置について検討すべきである。

(備考)

高等教育機関に進学する者については、各自の能力に相応した高等教育機関に進学するようにすべきである。このことに関連して、中学校、高等学校の生徒の適性に応じた進学指導が特に重要である。

これらについては、大学の入学試験についての審議の際に検討する。

## 2. 地域的配置

わが国の高等教育機関の半数および学生の過半数は、大都市に集中している。大都市は、交通、住居、保健、防災等の点から、高等教育を行なう環境としては、必ずしもふさわしくなくなっている。このような地域では、高等教育機関が将来必要に応じて施設を拡充することも、ほとんど不可能である。

したがって、大都市特に東京の市街地域における今後の高等教育機関の設置については、これを抑制し、また既に存在する高等教育機関についても、可能な範囲において適当な地域への分散配置を図る必要がある。この場合、私立・公立の高等教育機関の分散配置については、国は、必要に応じて適切な財政的援助等をすべきである。

また、高等教育機関の配置については、高等教育機関が、その属する地域社会の教育文化の中心となり、産業振興の基盤として地域社会の発展に寄与するものであることに留意すべきである。

なお、教育の機会均等の趣旨にかんがみ、高等教育機関の配置については、同種の専門分野の学生が地域的に集中しないよう配慮すべきである。また、高等教育機関は、国立・公立・私立の設置者の別によって設置の趣旨を異にし、それぞれ特色をもつものであるから、設置者の区分を同じくする高等教育機関は、なるべく地域的に偏在しないようにすべきである。

(注)

1. 高等教育機関の地域的配置については、今後国の国土総合開発、首都圏整備のための学園都市建設等の計画との関連も考慮されるべきである。
2. 現在しばしば問題となっている公立大学のいわゆる国立移管については、移管が要求されている大学の設置の趣旨、移管を必要とする理由、移管した場合の効果等の諸点について総合的に検討して慎重にその可否を決定すべきである。

## 3 設置の計画および設置基準ならびにその確保

(1)従来、高等教育機関の設置および設置後の重要事項の変更は、設置基準の定める条件を具備していさえすれば、これを認可するたてまえがとられてきた。その結果、高等教育の規模と高等教育機関の配置に関する計画性についての考慮に欠けるところがあった。

したがって、今後は、この点を是正し、すでに述べた趣旨に基づき、広い視野から

の計画性をもって高等教育の規模および高等教育機関の配置の適正化を図る必要がある。このため、所要の法制的措置を講ずるとともに、高等教育機関の計画的設置について審議する機関を設けるべきである。この機関は、高等教育機関関係者を含め広く各界の有識者をもって構成し、その運営にあたっては、大学設置審議会と相互に密接な関連をたもつようにすべきである。

また、高等教育機関の設置基準は、高等教育機関の種別に応じて定め、それが画一的になることをさけるべきである。

(2) 高等教育の充実と向上を期するためには、高等教育機関がその設置基準を維持すべきである。しかるに、従来、設置基準の運用にあたって適正を欠いている点があると思われ、また、現状では、高等教育機関のすべてが必ずしも設置基準を維持しているとはいえない。

よって、今後設置基準の運用を適正にするとともに、高等教育機関の設置および設置後の重要事項の変更に関する認可事項について再検討を加える必要がある。また、文部大臣が、高等教育機関の設置計画および設置基準を維持する責任者として、必要な権限を行使できるようにすべきである。

## II 組織・編成

### 1 学部制および学科制

高等教育機関は、その種別に応じて学部制または学科制をとるべきである。短期大学および高等専門学校は、学科制をとるのが適当である。

### 2 学部の分離統合

(1) 新制の国立大学は、いわゆる一県一大学の方針のもとに、旧制の大学、高等学校、専門学校、師範学校等を、それぞれの目的・性格、歴史、伝統、地理的位置等についてじゅうぶん考慮することなく、一律に合併したため、一つの大学として管理運営の円滑を欠いているものがある。

このような大学のうちには、今後、いっそうの改善を図ることによって、一つの大学としてその成果をあげることを期待できるものがあるが、他面、これを分離したほうが、管理運営が円滑になり、教育研究上の実が上がると思われるものがある。後者のような場合には、一県一大学の方針にとらわれることなく、分離することによって改善を図るべきである。

(2) 大学院大学は、総合大学を原則とし、すべての学部の上に博士課程を置くものである。この概念に厳密には適合しないが、総合大学に近い構成を持ち、博士課程の基礎となっている学部とそうでない学部とで構成されている大学がある。このような大学については、次のように考えるべきであろう。

大学院大学は、教育研究が人文科学、社会科学、自然科学の広い分野にわたり高い水準において行なわれていることがその本質的な性格であることにかんがみ、上

に述べたような大学で、その教育研究の水準が高いものは、これを大学院大学として取り扱うこととしてよい。

(3) 第15特別委員会の報告にもあるように、学部は、学術・職業の専門による分化に従って専門的な教育研究を行なう組織と考えられる。

このような趣旨と異なる学部のうちには、学術・職業の発展に対応して新たに設置されたものと、もっぱら成立過程における特殊事情から現在の形をとるにいたったものがある。前者は認められるが、後者は、教育研究上また運営上、学部としての機能をじゅうぶん果たしえないと思われる。したがって、後者のような学部は、実情に即し、可能な範囲において、これを専攻分野別に分離し、それぞれの充実した学部とするなど、漸次その改善を図ることが望ましい。なお、今後は、このような学部の新設を認めないようにすべきである。

(注) 2個以上の学部の専攻内容にわたる特殊な専攻課程であって、独立の学部を構成しえない性質のものを設ける必要がある場合には、その分野の教育研究については、関係学部間の連絡協力のための組織を設けることについて考慮すべきであろう。

(4) 文理学部は、人文科学、自然科学、社会科学にわたる教育研究の組織によって専門教育を行なうとともに、全学の一般教育を担当することを目的として発足した。しかるに、その目的が多様であること、教員組織および施設設備がじゅうぶんでないことなどのために、文理学部は、所期の教育効果を上げることができず、社会の要請に適合しえない実状にある。

このような現状にかんがみ、文理学部は、実状に即して限られた専攻に重点を置く学部にも再編成するよう、漸次改善を加えるべきである。この場合、二大学以上にわたる分合を行なってその充実を期することも考慮すべきである。

なお、文理学部については、その全部または一部を後に述べる教養課程を担当する組織（教養部）とすることも考えられる。

(5) 学部学科を他の全く異なる専攻分野のもの、例えば、人文科学系のものを自然科学系のものに、転換する必要はないかとの意見がある。このような転換は、教員組織、施設設備等の条件からみて困難であると考えられる。

(6) 現在の学部の多くは、その学科の編成において旧制大学以来の分科概念を継承しているので、現代の学術の進展に即して教育研究の成果をあげえない場合がある。よって、異なる学部のうちにありなが<sup>(ママ)</sup>が相互に関連をもつ専攻分野については、学部編成上検討すべきである。

(7) 教員養成を主とする大学および学部については、先に答申した「教員養成制度の改善について」の趣旨にそって組織・編成すべきである。その際、既に述べた一県一大学についての改善の方針にあわせて留意すべきである。



### 3 教養課程の教育を行なう組織

いわゆる教養課程における教育を行なうにあたっては、そのための組織が制度上確立していないため、現在、さまざまな困難が生じている。教養課程における教育を行なう組織は、必ずしも各大学において一様でなく、将来も、各大学を通じて画一的な組織とすることは適当でないが、教養課程における教育が効果的に行なわれるためには、その形態のいかんを問わず、自主性と責任をもつ組織を置くことが望ましい。教養課程における教育を一定期間に集中して行なっている場合には、このような組織を教養部として制度的に認めるようにする必要がある。

教養部の組織については、たとえば、

ア 教養課程を主として担当する教員は、教養部の専任とするとともに、教養部に教授会を置くことができるようにすること。

イ 教養部の長の責任と権限を明確にすること。

ウ 教養部と各学部と緊密に連絡をするための組織を作ること。

などを考慮する必要があるだろう。

なお、教養部については、必要に応じ教員の充実その他の配慮を行なうべきである。

(備考)

教養部の長の責任と権限、教員の身分等については、大学の管理運営についての審議の際に検討する。

### 4 講座制・学科目制

第 15 特別委員会の報告に述べられている大学院大学および大学における教育研究上の基礎単位としての講座制・学科目制の問題については、大学院大学が、高度の学術研究を行ない教員組織、施設設備等の面において学部との間に緊密な関連にたつ大学院をもつという点で、大学と異なるものがあるから、大学院大学の学部は講座制に、大学の学部は学科目制によるのが適当である。

[付記]

この大学の設置および組織・編成に関する一応の結論については、大学の管理運営についての審議の後に、その取り扱いを検討する。

[追記]

次の事項は大学の目的・性格に関連するものである。

- 1 第 15 特別委員会の報告に述べられている大学院と学部との関連の問題については、[大学の設置および] わが国の学問水準の維持向上のために大学院のもつ重要な役割りにかんがみ、大学院大学は、将来大学院に重点をおくようにすべきであろう。
- 2 高等教育機関における保健体育科目は、重要であるが、そのあり方については、検討する必要がある。

3 産業の発展とその近代化に伴い、高等教育機関における職業教育特に農業、工業に関する教育をいっそう充実するため、高等教育機関と関係諸機関との間の関係を深めるための組織について検討する必要がある。

## 8 「秘 大学の管理運営について（案） 37.6.12」

### I 高等教育機関の管理運営と大学の自治

高等教育機関の規模が拡大し、かつ、社会制度としての性格が強く打出されてくるに伴って、その管理運営もまたこの新しい事態に適応しうるものでなければならなくなった。高等教育機関の管理運営の改善が緊急に要望されるに至ったゆえんはここにある。

高等教育機関は多数の人員と各種の施設とこれを裏づける多額の経費をもつ機関であるから、その管理運営は総合的に合理的にかつ効果的に行なわれなければならない。

他方、高等教育機関の管理運営には、社会制度として課せられた国家社会の要請を考慮すべきである。そのさい、いわゆる大学の自治、すなわち学部水準以上の教育機関における管理運営上の自主性について特に留意する必要があるろう。

大学の自治は、研究の自由を基本とする学問の自由を保障するために認められているものである。したがって高等教育機関において、学問研究の機能が制度的に占める程度によりおのずからそのあり方を異にするものである。

大学の自治は、実質的には、(イ)教員人事、(ロ)学内施設の管理および学生の指導、(ハ)財政の面に現われる。

(イ)教員人事における自主性は、いわゆる大学の自治の基本的な要素であるとともに、当面の課題である学部水準以上の教育機関の管理運営の主要部分と表裏の関係にある。大学の自治のこの面は、戦前においても主要な大学で慣行されてきたものであるが、戦後になって制度的に明らかにされるとともに、すべての国立の大学に及ぼされたのである。

(ロ)学内施設の管理および学生の指導における自主性も、いわゆる大学の自治の重要な一面である。

なお、民主的人間形成の方法の一環として、学生の身分に即して認められる学生の自治活動ならびに学生の政治運動の一つとしてのいわゆる自治活動は、大学の自治と混同されてはならないものである。これらのことについては、学生の厚生補導についての審議の際に検討する。

(ハ)財政については、教育研究の自主性を保ちじゅうぶんその使命を果しうるような弾力性のある特別なあり方が望ましい。このことについては大学財政についての

審議の際に検討する。

高等教育機関が社会制度としての性格をもつことにかんがみ、特に学部水準以上の教育機関は国家・社会と連けいを深めることによって、その閉鎖性を排除することが望ましい。また、このことによって高等教育機関は地域社会をはじめ関連する社会の発展に寄与すべきであろう。この機能を果たすために適当な機関を学内に設けることが必要であるが、その際大学の自治の基本が尊重されなければならない。

現在大学の多くは、すでに相当の程度に規模は大きくなり、構成は複雑となっており、今後ともこの傾向は持続するであろう。このように拡大し複雑化していく機関において、もしその管理運営が適切に行なわれなかったとすれば本来の使命の達成に支障を生じるばかりでなく、いわゆる大学の自治の実体を保持することすら困難となる。かような情勢のもとにあって、その管理運営に関する諸制度を整備するとともに、学内関係者はそれについて認識を深め、特に管理機関の立場にある者が、それぞれ制度上の責任者として自覚を高めることがきわめて重要である。

以上の趣旨によって、高等教育機関のうち、第 15 特別委員会の報告にのべている大学における学内管理機関、教員の身分取扱等については、以下の方途が講ぜられるべきであると考えらる。

大学院大学については、その目的・性格に即し、以下に述べる大学の管理運営についての方途の趣旨に沿って適切な措置を講ずべきである。

なお、この改善の方途は、国立の大学について検討されたものである。大学の管理機関、教員の身分取扱等については、国立・公立・私立の大学においてそれぞれ異なるものがあるので、これらの大学を通じて制度上画一的なものを定めることは困難である。他面、公立・私立の大学の管理運営も、教育機関として国立の大学のそれらと共通の面があると考えられるので、以下に述べる方途のうち、公立・私立の大学にも通ずるものに関しては、その趣旨に沿って検討することが望ましい。

## II 学内管理機関

大学の管理運営が円滑に行なわれ、その実をあげるためには、まず大学の学内管理機関のおおのこの職務権限を明確にし、学内管理体制を確立する必要がある。

現在の学内管理体制は、必ずしも分明でない。よって大学の学内管理機関の基本体系としては、全学の総括的な最高の責任者を学長、学部の責任者を学部長とし、評議会は全学の、教授会は学部の重要事項をそれぞれ審議する機関とし、それらの職務権限について学長、[と]学部長との関係を明かにすべきである。また、以上のほか大学の管理運営のために必要に[な]応じて学長の補佐機関を設けうることとすべきである。

次に大学の学内管理機関のおおのこのについてそのあり方を述べる。

### 1. 学 長

### (1) 職務権限

大学の管理運営の最高の責任者は学長である。しかるに現在の制度では、学長と他の学内管理機関との間の責任のあり方が明確にされていないので、この点を改善し、学長がその職責をじゅうぶん果しうるようすべきである。

### (2) 選考、任命

大学がその使命を達成するには、学長の選考、任命が適正に行なわれなければならないのは当然である。それには適任者を得るための適切な方途を確立するとともに、選考、任命に当たる者の権限を明らかにする必要がある。

学長の選考にあたって、現在は投票の方法〔が〕が用いられている。投票の方法によって望ましい結果のえられるためには、投票者の範囲や投票の手續等について適正を期する必要がある。また、現在の制度のままでは文部大臣は、大学の学長任命の責任者としてじゅうぶんな責任をとりえない。よって学長の選考、任命は次のようにするのが適当である。

評議会（評議会については後に述べる。）で複数の学長適格者を学の内外から選び、それについて学内で投票を行ない、その結果に基づいて評議会が学長候補者を決め、学長がこれを文部大臣に申し出ることとする。文部大臣は、それによって任命するものとする。

投票者は教授とし、学長適格者の選出、投票等に関する手續は制度化することとする。

### (3) 任期

学長が管理運営の実をあげることを期待するには、その任期が適切に定められなければならない。学長が大学行政に習熟するには相当の期間を要するので、任期はある程度長期であることを必要とする。よって学長の任期は4年を基準とし、再任を妨げないことと定めるのが適当である。

### (4) 学長補佐機関

大学の管理運営上全学的な教育研究計画の樹立推進等の重要な分野において学長を補佐するため、必要な大学には、たとえば副学長のような補佐機関を設けるべきである。

なお、副学長は、学長が教授のうちから選考するものとするべきである。

## 2. 評議会

### (1) 職務権限

評議会は、学則、学部規則等の制定改廃、学内予算の方針、学生の厚生補導の方策等大学運営上の重要事項を審議する機関とすべきである。

なお、教員の不利益処分に関する事前審査を行なうほか、従来協議会の職務権限とされていた学長の選考、学長の不利益処分に関する事前審査を併せ行なうも

のとすべきである。

(注)

現在協議会は、その構成員が評議会とほとんど同様であるので、評議会のほかに、別に協議会を設ける意義に乏しい。よってこれを廃止し、従来協議会の職務権限とされていた事項は原則として評〔協〕議会の職務権限に移すべきである。

## (2) 構成

評議会は、原則として学長、各学部長、各学部の教授若干名およびその他の重要な部局の長をもって構成するものとする。

## 3. 学部長

### (1) 職務権限

学部は、大学の教育研究の上からも、その組織の上からも基本的な構成要素であるから、その管理機関の機能と責任を明確にする必要がある。よって学部長が学部の責任者であることを明らかにし、じゅうぶんその職務を果しうるようにすべきである。

学部長については、学部の執行責任者、教授会の主宰者であるとともに、評議員として大学の重要事項の審議に参加するものであり、さらに大学の管理運営について学長と緊密に協力するものであることを明らかにする必要がある。

### (2) 選考、任期

学部長については、教授会において適格者を選び、学部長はこれを学長に推薦する。学長はそれについて慎重に選考し、その結果を文部大臣に申し出る。文部大臣は、それによって任命するものとする。ただし学長は学部長から推薦のあった者を著しく不相当と認めたときは、評議会に諮って学部にも再選出を求めうるようにすべきである。

学部長の任期は、その職責にかんがみ、ある程度の期間を必要とするが、他方、学部長は教授併任の職であることを考慮し、その任期は、おおむね2年以上とし、かつ、再任を妨げないことと定めるのが適当である。

## 4. 教授会

教授会は学部の管理運営上の重要な機関であるにかかわらず、現行の制度においては、その職務権限、構成、設置、学部長との関係等が明確でない。したがって教授会がじゅうぶんにその機能を果たしうるよう次のようにすべきである。

### (1) 職務権限

現在教授会の審議事項に関する規定は必ずしも明らかでなく、大学によっては、本来教授会の審議事項とは考えられないような事項をも審議している場合もある。教授会は教育研究の計画、学生の教育・指導および学業評価、学部長・教員の選考、学位・称号に関する事項等について審議に当たるものとするべきである。

## (2) 構成

教授会の構成員の範囲は、現在各大学によって区々である。よって、これを改め教授会は教授のみをもって構成されるべきものとし、特に必要がある場合に限り、評議会に諮って助教授または専任講師を加えることができるものとする。ただし、学部長、教員の選考に関することについては、教授のみが審議するものとするべきである。

## (3) 設置

教授会は学部に設置するものとする。ただし、学部の規模が大きく構成が複雑なため、または学部が地域的に分散しているため教授会がじゅうぶんな機能を発揮できない場合、あるいは会議をもつことが困難な場合には、代議員会を置くことができるようにする等教授会の組織運営に関する特例を設ける必要がある。

# Ⅲ 教員の身分取扱および待遇

## 1. 教員の身分取扱

### (1) 選考、任命

大学が教育研究の成果を収めるには、なによりも教員が適任者であることが要請される。

したがって、教員の選考任命はじゅうぶん慎重に行なわれなければならない。しかるに、現在一部の大学にあっては、教員の選考の範囲はややもすれば閉鎖的になりがちであり、その昇任も安易に行なわれている等適切を欠く場合もある。また、教員の選考の責任者としての学長および任命の責任者としての文部大臣の権限は、ほとんど形式的なものになっているように思われる。

これらの点にかんがみ、人材を得るための適切な方途を確立するため、教員の選考、任命は次のようにするのが適当である。

学部長は教員の資格基準に従い、教員選考委員を設ける等の方法によって教員適格者を選び、教授会に諮って候補者を学長に推薦する。学長はそれについて慎重に選考し、その結果を文部大臣に申し出る。文部大臣は、それによって任命するものとする。ただし、学長は学部長から推薦のあった者を著しく不相当と認めたときは、学部長の場合に準じて学部に再選出を求めうようにすべきである。

学部長が適格者を選ぶに当たっては、たとえば公募によるなど、広く人材を求めるとともに、学内外の専門家の意見を聞くなどの方法を用いて慎重を期するものとする。

なお、大学の教員は、その専門の分野においてすぐれた能力を有する者でなければならない。このような適格者を常に大学に確保するために、教員について任期制度または再審査制度を設けることを検討する必要があるだろう。

### (2) 不利益処分 of 事前審査

現在の事前審査制度は、発議者が不明確であり、また同様な不利益処分の問題に対し大学によって不均衡な結果が生じ得る。よって、評議会における事前審査の発議者は学長であることを明確にするとともに、学長が発議をしなかった場合、または評議会の措置が著しく不適当な場合には、文部大臣は後に述べる機関に諮り、学長の発議または評議会の再審査を求めうるようにすべきである。なお、火災、盗難等の責任に係る事案は、事前審査の対象から除外し、統一的な基準によって処理すべきである。

また、学長、学部長の不利益処分についても、同じような趣旨によって取扱うべきである。

## 2. 教員の待遇

大学の教員に対し、教育研究に専念してその成果を挙げることを期待し、また、他の職域における人材需要に対して教員に適格者を確保するためには、その待遇をじゅうぶん厚くしなければならない。大学の教員の給与については、同程度の資格能力を必要とする他の職種の給与の実態、諸外国における高等教育機関の教員の処遇、戦前のわが国の状況等を考慮して、相当の水準にひき上げるとともに、給与体系をその職務に即するよういっそう整備することが必要である。

以上のほか、大学のすぐれた教員を優遇する方途について検討すべきであろう。

(注)

大学院を担当する教員あるいは大学院大学の教員については、さらに特別の措置を講ずべきである。

(備考)

大学の教員の給与の改善と関連して研究費の増額が必要である。

なお、特定の研究を推進するための研究費を確保するため、国と民間との協力による財団を設けることが考えられる。このことについては、大学の財政についての審議の際に検討する。

## IV その他

### 1. 学外者を加えた機関

さきに述べた学内管理機関は、すべて学内者によって構成されている。しかしながら民主社会における大学は、社会に対して閉鎖的であるべきでなく、積極的にその関連する社会等との連けいを深め、特に地域社会のために寄与することが望ましい。よって必要に応じて大学に学外者を含めた機関を設けるべきである。この機関は、公開講座等の大学の拡張、産業経済界と大学との連けい、教育の向上および文化の発展等の事項に関し、大学と地域社会とがその協力関係を進めるため相互に意見を交換する機関とする。

### 2. 中央の機関

新たに中央の機関を設けるものとする。この機関は、「高等教育機関の設置および組織・編成について」の報告に述べられている高等教育機関の計画的設置について審議する機関とするとともに、大学における教育研究に関する基本的方策について審議するものとする。

また、文部大臣が大学から申し出のあった学長、学部長または教員の候補者を著しく不相当と認めた場合は、この機関に諮って大学に再選考をもとめうるものとする。

なお、この機関は、さきに述べたように文部大臣の要請に応じて学長、学部長または教員の不利益処分に関し大学に対し措置を求めることについての審査を行なうものとする。

この機関については、大学の財政についての審議の際にさらに検討すべきものがあると思われるので、その際この機関に期待される機能の全体を明らかにするとともに、その機能に則して委員の構成・任期等につき慎重に配慮する必要がある。

### 3. 学内管理に関するその他の機関

さきに述べた大学管理機関以外に、大学が学内管理に関する機関を設ける場合には、文部大臣の事前の承認または認可を必要とするよう適切な措置を講ずべきである。

(注)

1. 単科の大学ならびに教員養成を主とする大学および学部に関する特例的事項については、以上に述べた趣旨に従って、適切な措置を講ずべきである。
2. 大学院大学の管理運営については、大学院が相当の程度の専任の教員と専用の施設をもち、その自主性を確立することと相まって改めて検討する必要がある。
3. 附置研究所、共同利用研究所、図書館、附属病院等の管理運営については、それらの設置組織等に関する問題とあわせて検討すべきである。
4. 教養部の管理運営については、学部の管理運営に準じて考慮すべきである。
5. 短期大学の管理運営については、別に検討すべきである。
6. 芸術大学の管理運営については、その目的・性格に即して適当な措置を検討すべきである。

## 9 「秘 大学管理運営に関する現行法規と中教審案その他の案との比較」

[次頁に掲載]



	現行法規	中教審第16特委案 (37.7)	国立大学協会第一常置委案 (37.7.31)	国立大学管理法案(26.3)	学術会議勧告 (37.5.11)
対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学(短大除く)</li> <li>公私立大学は、共通部分はこの趣旨にそうこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学</li> <li>大学を総括し、代表する。</li> <li>学長の職務は専決事項を除き、評議会の議によって行われる。(評議会の意思と体し、一体的関係を保ち、又これに指導的機能を営み、その職務を行う)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左同(短大除く)</li> <li>公立大学管理法案</li> <li>大学を総括し、代表する。</li> <li>評議会の定めた方針に則り、大学の運営に当り、その責に任ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立大学</li> <li>国立大学は国立大学の案に準する「不明」が定められることが望ましい。</li> </ul>
学長(1)職務権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務を掌り、職員を統督する。</li> <li>特例法上の権限を行使する。(人事関係)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理運営上の最高責任者</li> <li>評議会で複数の適格者をえらび、学内投票に基づき、評議会が候補者を決める。</li> <li>手続は法令で定める。</li> <li>選挙人は教授のみ</li> <li>大臣は再選考を求めうる。(中央の機関)</li> <li>4年を基準</li> <li>再任可</li> <li>たとえは副学長</li> <li>学長が教授中から選考</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙によって、行う旨を法定する。</li> <li>手続は各大学で定める。</li> <li>選挙人は、講師まで。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>評議会が定める基準により、評議会が定める規程に従って選考する。</li> <li>3年以上6年以内</li> <li>再任可とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙に基いて大学管理機関(協議会)が行う。</li> <li>方法は、大学が自主的に定める。</li> <li>選挙人の範囲は、大学の自主的決定にまかす。</li> </ul>
(2)選考	<ul style="list-style-type: none"> <li>評議会の議に基づき、学長が定める基準により協議会が選考する。(事実上は選挙が先行している。)</li> <li>協議会の議に基づき、学長が定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再任可</li> <li>たとえは副学長</li> <li>学長が教授中から選考</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学部長会議または、部局長会議を活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学運営上の重要事項を審議する。</li> <li>協議会を吸収する。</li> <li>特例法上の権限を行使する。</li> <li>審議事項は評議会の審議決定を経なければ学長は決定できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全学的に統一的处理を必要とする事項について、各教授会に代って意思決定を行う議決機関とする。</li> </ul>
(3)任期					
(4)学長補佐機関					
評議会(1)職務権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>学長の諮問に応じて重要事項を審議する。</li> <li>特例法上の権限を行使する。(人事関係)</li> <li>学長</li> <li>学部長</li> <li>各学部の教授二人</li> <li>附置研究所長</li> <li>重要な職にある者。(大学の事情により、評議会の議によって付加)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学長</li> <li>学部長</li> <li>各学部教授若干名</li> <li>重要な部局長の長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学長</li> <li>学部長</li> <li>学部教授</li> <li>附置研究所長</li> <li>重要な職にある者(これは各大学で適宜に定める)</li> <li>学部を総括し、代表する。</li> <li>職務は専決事項を除き、教授会の議によって行なわれる。</li> <li>教授会の主宰者、評議員、学長の補佐。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学長</li> <li>学部長</li> <li>各学部の教授2名</li> <li>附置研究所長</li> <li>左同</li> <li>学部の運営に当りその責に任ずる。</li> <li>この際、教授会の方針に則らなげ「れ?」ばならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学長、部局長以外の評議員は、学部又は部局の教授会の議に基づき、学長が選考する。</li> </ul>
(2)構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学部の長である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学部の執行責任者</li> <li>教授会の主宰者、評議員、学長の協力者</li> </ul>			
学部長(1)職務権限					

			国立大学協会第一常置委 (37. 7. 31)	国立大学管理法第26. 3) ・学長が、評議会が教授会の議決を経て、定める基準により、教授会の議決を経て選考する。 ・3年以内 ・再任可とする	学術会議勧告(37. 5. 11)
(2) 選考	現行法規 ・その大学の教授中から教授会の議に基づき、学長が選考する。(事実上は教授会の選考が行われている。) ・教授会の議に基づき、学長が定める。	中教審第16特委案(37. 7) ・教授会が適格者を選び学部長が学長に推薦する。学長はそれについて選考する。 ・学長は学部にも再選出を求めうる。 ・おおむね2年以上 ・再任可	・現行制度を改める理由なし。 ・教育、研究、人事、補導その他学部の重要事項は教授会の議に基づいて行われるべきである。 ・一部の処理を学部長に委任でき ・学部の意思の終局的決定は、教授会の議による。		
(3) 任期					
教授会 (1) 職務 権限		・教育、研究、人事、補導等の事項を審議する ・教授のみ		・教育、研究、運営に関する重要事項は、教授会の議決決定を経なければ学部長は決定できない。	・管理運営に関する重要事項についての議決機関である。 ・助教授以下の教員を加えることは、大学の自主的決定による。 ・教授会に代わる学部分校教授会又は教授会の委任をうける分校毎の教授会部会も可。
(2) 構成	・助教授、その他の職員を加える。	・評議会に諮って、講師以上を加える。 (但し学部長、教員の選出を除く)	・大学の自主的決定による。ただし、広くとも講師以上。	・学部長と教授 ・講師以上を加える。	
(3) 設置	・大学におく。(事実上は、各学部において)	・学部におく。 ・代議員会をおきうる。 ・学部長が教員資格基準に従い、教員選考委員等を設けて適格者をえらび、教授会に諮って、候補者を学長に推薦する。学長はそれによって選考する。 ・学長は学部にも再選出を求めうる。 ・大臣は再選考を求めうる。(中央の機関) ・任期制、または再審査制を設けることを検討すること ・発議者は学長であることを明確にする。 ・学長が発議せず、または評議会の措置が不適当なときは、大臣は学長の発議、または評議会の措置を求めうる。(中央の機関) ・火災、盗難等の事案は、事前審査から除外する。 ・学長、学部長についても同様。		・学部におく。 ・代議員会をおきうる。	
教員 (1) 選考	・評議会の議に基づき学長[不明]が定める選考基準により教授会の議に基づいて、学長が選考する。		・現行の制度は維持すべきである。 ・教員選考の投票権は教授のみが望ましいか、助教授以下の教員の選考については、講師以上を認めてもよい。	・学長が、評議会が、当該学部の教授会の議決を経て定める基準により、当該学部の教授会の議決を経て、選考する。	
(2) 不利益 処分 の事前 審査	・評議会の審査の結果によるものでなければ、その意に反して不利益処分されない。		・現制度は維持。なお当該教授会の意見を参考して、運用されることが望ましい。	・評議会の審査の結果によるものでなければ、その意に反して、不利益処分されない。 ・評議会は、審査決定を行うにあたっては、あらかじめ当該教授会の意見を聞かなければならない。(此欄、関連法律施行法案)	・教授会の議を経たのち、更に評議会の審査に付するものとする。

10 「特 3-22 49 秘 大学入学者選抜の要件として、受験生の高等学校における学習到達度および高等教育進学適性を活用する制度について 37.9.3」

1. 大学入学試験に際し、各高等学校が提出する受験生の調査書は、現在じゅうぶんに活用されていないので、それとは別に受験生の学習到達度・進学適性について大学が客観的資料としてじゅうぶん活用できるような統一的、客観的テストを行う。
2. 統一的、客観的テストの問題の研究、作成およびテスト実施のため、特別の機関を設ける。
3. 高等学校教育と大学教育との要求がじゅうぶん調整されるため、この機関は、高等学校関係者と大学関係者とをもって構成する。
4. このテストの結果の利用について大学が筆記にせよ面接にせよ、独自の試験を併用することを妨げるものではない。

また、大学がこのテストの結果を利用することを強制するものではない。
5. この制度が円滑に行われるために、高等学校と大学の緊密な協力連携と受験生の負担が過重にならないための配慮が肝要である。
6. この制度を確立するまで当面主として国立大学の入学について次の措置を講ずる。
  - 高等学校は毎年この機関の作成する問題により一せいテストを行ない、その結果を受験生の志望大学に調査書に添付して送付する。
  - 大学は従来どおり独自の入学試験を行うことを原則とする。
  - 若干の大学を指定し、合格者につき大学の行なった試験の結果と送付されたテストの結果とを比較検討する。
7. 以上の措置をおおむね3年間継続し、その間次の点について調査研究する。
  - テストの問題
    - ・高等学校における学習到達度・高等教育進学適性の適確な判別を目的とするテスト問題の研究について
  - テスト結果の高等学校教育における活用
    - ・進学指導の基準について
    - ・調査書の改善[との関連]について
  - テスト結果の大学入学における活用
    - ・調査書との関連について
    - ・大学の行なう入学試験とテスト結果との関連について
  - 大学の行なう試験問題の委託作成
  - 高等学校における進学指導 (Guidance Officer, Counselor) の制度と機能および大学における入学指導 (Admission Officer) の制度と機能ならびに両者の関連

11 「特5-8 1 秘 大学の財政について（中間報告案） 38.1.21」

今日、科学技術の進歩、教育の民主化等に伴い、大学の規模の拡大と教育研究の充実向上が強く要請されている。これに応えるためには、大学の財政についてじゅうぶんな配慮と適正なあり方を必要としている。

近時、先進諸国においては、高等教育の拡充がきわめて重視され、これに伴って、教育費の段階別構成においては、その重点が初等中等教育から高等教育に移行しつつある現象がみられる。わが国においても、この必要と傾向は同一であるが教育費の裏付は、必ずしもこれに伴っていない。

すなわち、わが国の教育費の教育段階別構成をみると、初等中等教育の経費の上昇に比して高等教育のそれはその規模の拡大に伴わず、学生1人当りの教育費についても、教育費の教育段階別構成においても、実質的には戦前の水準に達していない。

大学の財政については、上に述べたような観点から経費の増額を考慮することはもちろん必要であるが、さらに大学における学術研究の役割を重視し、その目的・使命の達成を期するため、適正なあり方と合理的な運営をはかる必要があろう。

大学の財政については、その組織、運営とも国立、公立、私立大学によって同一でなく、ことに私立大学にあっては、全体としても、また、個々についても、国立大学のそれとは著しく異なり、いまだちに実態を明らかにすることも、また、そのあり方を規定することも困難である。したがって、この報告においては、国の財政政策と直接に関連し、かつ実態も明らかな国立大学の財政についてのみ取扱うこととした。

国立大学の財政は、「大学の管理運営について」の中間報告に述べられているように、大学の自治の一面をなすものである。したがって、そのあり方は、教育研究上の必要に即して、自主性・弾力性を備え、かつ長期的観点からの計画的運用を可能とするものでなければならない。

国立大学の財政のこのようなあり方の実現を特別会計制度の採用に求める意見がある。しかしながら過去の大学特別会計制度が経済事情の変化や大学の発展に伴って所期の目的をじゅうぶん達成し得なかったことを省み、現在の国立大学が内容、規模において急速な発展、拡充の過程にあることを考えると今日国立大学について特別会計制度を採用することは必ずしも適当ではない。よって、国立大学の財政については、一般会計に属する現行制度のもとにおいて自主的、弾力的かつ計画的な運用のみちをひろめることが時宜に適した方策であるとする。

なお、国立大学の場合は、国費によってまかなわれ、国家財政の一環としての制約をまぬかれることができないことを考えれば、確保された経費が大学の目的に即してじゅうぶん効率的、合理的に使用されるための方策を講ずることが必要である。

以上の観点から、国立大学の財政については、つぎのような諸点について改善をはかるべきものであると考える。もちろんこれらの問題点のうちには、文部大臣限りでこれを解決しうるものではないものもあるが、これについては、関係当局と協議を進める等、鋭意その改善に努めるべきことを要望するものである。

なお、私立大学の財政は、自主自立を基本とするものであるが、国家社会の要請による高等教育の拡充の一環をになう面については、国は、必要な条件のもとに積極的な財政的援助を行なうべきである。この場合、さきの本審議会の「私立学校教育の振興について」の答申の趣旨が尊重されなければならない。

公立大学の財政については、おおくの点では国立大学のそれに準じて、また国の援助については、上に述べたような私立大学への援助の趣旨に沿って考えるべきである。

#### 1 研究の長期計画に即応する予算措置

大学における研究は、最近学術の急速な進歩に伴い、次第に複雑化し、その規模は拡大し、かつ長期化の傾向が顕著になっている。このため、個々の研究者の創[総]意を尊重することはもちろんであるが、研究は全体としては、長期の見通しに立って、組織的、計画的に推進されることが不可欠となってきた。

組織的なあるいは長期的な研究計画は、個々の大学についても、また大学間の共同研究についても、大学の使命とする研究の進展のためにはきわめて重要なことである。そのためには、これを裏づけ具体化するための適切な財政措置が講ぜられなければならない。

とくに現行の単年度方式の予算は、長期的な研究計画に即応しない点があるので、たとえば、予算編成上長期研究計画の年次計画に基づいて毎年度の予算が確保されるよう措置し、とくに必要がある経費については、継続費として取扱うことなど、改善を検討する必要がある。

注1. 長期的組織的研究計画は、国立大学全体の研究計画の上から考慮する必要があるので、その推進および総合調整については、文部省は国立大学側の意向をじゅうぶんしんしゃくする必要がある。

2. 長期研究計画の予算措置には、研究費のみならず、必要な学部、学科、施設、設備、人員に要する経費を含むものである。

#### 2 予算の積算

国立大学の予算の構成は、管理的経費、研究講義に必要な経費、学生の厚生補導に必要な経費、設備施設更新拡充に必要な経費、農場及び演習林等に必要な経費、病院の診療経費その他の特別研究事業に必要な経費から成立っている。

このうち、管理的経費は主として人件費であって、大学総予算に対する比率は、近年ほぼ60%を占め、その他の教育研究に要する諸経費は約40%になっている。この割合は戦前（昭和10年～15年）のそれと逆の現象であって、このことは現在の大学

予算においては、教育研究に要する諸経費の比重の相対的な低下を示している。

人件費については、その主体をなすものは、教員の給与費である。優秀な研究者を大学に迎えかつ確保するためには、その待遇が厚く適正でなければならない。とくに教員の給与については、大学の教員の職務に即した給与体系が検討されるべきである。

教育研究に関する諸経費については、前述のように大学総予算に占める比率が、大学の規模の拡大化、教育研究の向上にもかかわらず相対的に低下している。

特に、研究講義に必要な経費の中心をなす教宣〔育〕研究費についてこれをみれば、講座研究費の非実験系で戦前の 1/3、実験系で戦前の 2/3 であり、学生経費のごときは戦前の 1/9 という状態である（昭和 10-20 年度と昭和 37 年度との比較）。したがって、これらの増額はもっとも緊要なものであるといえる。

また、受託研究、演習林における立木の処分または附属病院における診療等の収入の裏づけのある経費については、それらの事業の目的が弾力的にじゅうぶん遂げられるよう歳出予算の措置を講ずる必要がある。

なお、大学の一体的管理運営を図るために必要な管理運営経費のあり方と計上について検討する必要がある。

### 3 予算執行上の弾力的運営

大学における教育研究は、一般行政官庁における行政事務の処理とは著しく異っている。しかるに国立大学は、一般行政官庁と共通の会計制度のもとに運営されており、そのため、現在多少の特例を認められているとしても、より一層教育研究の目的とあり方に即するよう、大学の会計上の制度手続きについては、検討されるべきものであると考えられる。

よって直接研究の用に供する経費については、研究により千差万別のあること、研究の進展により予測できない変動のあること等にかんがみ、予算の弾力的執行をはかるため、(ア)若干の目について、流用制限を緩和すること、また目を統合してその支弁範囲を拡大すること、(イ)外国から購入する教育研究のための設備その他特殊な設備の経費については、繰越明許費とすること、(ウ)国立大学における行政財産の取得に当り、これが交換方式を検討すること、物品の交換制度の拡大をはかること等について検討する必要がある。

(注) 科学研究費の経理については、研究推進上の要請に即しかつその適正な使用を確保するための適切な方法を検討すべきである。

### 4 寄付金の受入れ

大学における教育研究に対する一般の期待は大きく、国立大学に対しても研究の委託、促進、協力あるいは人材育成について寄付金が少なくない。とくに最近における産学協同の進展は、いっそう産業界からの寄付金を増加させる傾向にある。しかるに、国立大学におけるこれら寄付金の受入れと使用については、諸種の制約があつて必ず

しも簡易とはいえない。したがって、寄付金の受入れと使用に関し次のような措置をとる必要がある。

#### (1) 用途指定寄付金

現在、用途指定寄付金の取扱範囲はきわめて限られているが、国立大学に対する上記諸目的をもつ用途指定寄付金は、その受入れと使用について目的に最も至便な方法により取扱うことができるよう改善すべきである。

#### (2) 研究援助団体

国立大学における研究を推進させ、あるいはその研究を活用するため民間と大学側とが協力する研究体制を整備する必要がある。このため、国と民間との協力による団体を設けることを検討する必要がある。この団体は研究費の確保のため民間からの募金等の事務を行なうものとする。

(注) 1 この団体に対する寄付金は、研究費に充当されるものであるから、所要の減免税の措置をとるべきである。

2 日本学術振興会にこの団体の行なうべき事業を行なわせることも検討すべきである。

#### (3) 寄付金の減免税措置

現在、国立大学に対する法人の寄付については、全額を損金に算入することができるが、個人の寄付については所定の計算方式による少額の減税をうけるにすぎない。個人の寄付についても法人と同様に寄付金額を課税対象額から控除する方式が望ましいが、さしあたり減税額を大幅に引き上げる必要がある。

(注) 私立大学に対する法人の寄付についての損金算入および個人の寄付についての減税に関しても、私立大学がわが国の高等教育に占める地位の重要性を考慮し、その財政需要をしんしゃくして諸種の制限を緩和する必要がある。

(注) 1 国立大学の経理手続きは、大学の特別な目的にかんがみ必ずしも適当でない点も見うけられる。とくに大学における行政財産、債権および物品の管理手続きの簡素化を検討すべきである。

2 国立大学の授業料は、私立大学の授業料や諸物価に比して低廉であるから、これを上げるべきであるとの意見もあるが、これについては、国立大学の予算における授業料収入の比重（授業料および入学検定料を合せて予算総額の約4%にすぎない。）や育英奨学金の規模、あり方等とも関連するので、慎重に考慮しなければならない。

## 執筆者紹介

羽田貴史 広島大学大学教育研究センター助教授。はじめに，Ⅰ，Ⅱ，Ⅳを担当。

加藤博和 広島大学大学院社会科学研究科博士課程前期。Ⅲ(1，2，4)，Ⅳを担当。

保坂雅子 広島大学大学院社会科学研究科博士課程前期。Ⅲ(3)，Ⅳを担当。

## 中央教育審議会と大学改革

(高等教育研究叢書 55)

1999(平成 11)年 3 月 31 日 発行

---

著者 羽田貴史・加藤博和・保坂雅子  
発行所 広島大学大学教育研究センター  
〒 739-8512 東広島市鏡山 1-2-2  
TEL. (0824) 24-6240  
印刷所 山脇印刷株式会社  
〒 725-0003 竹原市新庄町 29 番地  
TEL. (08462) 9-1535

---

ISBN 4-938664-55-0





**REVIEWS IN HIGHER EDUCATION**

No.55 (March 1999)

---

**The Central Council for Education  
and Reform of Higher Education after W.W. II**

---

**RESEARCH INSTITUTE FOR  
HIGHER EDUCATION  
HIROSHIMA UNIVERSITY**

ISBN4-938664-55-0